



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(第58号)..... 5614
- ◇川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第59号)..... 5641

規 則

- ◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第73号)..... 5641
- ◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第74号)..... 5641
- ◇川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第75号)..... 5642
- ◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第76号)..... 5647
- ◇川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則(第77号)..... 5647

告 示

- ◇令和5年第5回川崎市議会定例会の招集(第569号)..... 5652
- ◇特定非営利活動法人の定款の変更(第570号)..... 5652
- ◇自転車等の撤去と保管(第571号)..... 5652
- ◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第572号)..... 5652
- ◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第573号)..... 5652
- ◇川崎市人事行政の運営等の状況の公表(第574号)..... 5652
- ◇川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定及び図書の縦覧(第575号)..... 5653
- ◇川崎都市計画用途地域の変更及び図書の縦覧(第576号)..... 5653
- ◇川崎都市計画高度利用地区の変更及び図書の縦覧(第577号)..... 5653
- ◇川崎都市計画地区計画の変更及び図書の縦覧(第578号)..... 5653
- ◇川崎都市計画公園の変更及び図書の

- 縦覧(第579号)..... 5653
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及び図書の縦覧(第580号)..... 5654
- ◇自転車等の撤去と保管(第581号)..... 5654
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第582号)..... 5655
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第583号)..... 5655
- ◇令和5年度版かわさき環境白書の公表(第584号)..... 5656

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1399号)..... 5656
- ◇公園墓地管理手数料に係る納入通知書の公示送達(第1400号)..... 5657
- ◇消防法第12条の3第1項の規定による緊急使用停止命令(第1401号)..... 5657
- ◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会委員の選挙における候補者(第1402号)..... 5657
- ◇川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会委員の選挙における投票を行わないことの公告(第1403号)..... 5657
- ◇川崎市市民ミュージアム映像ホール特別入場券の未使用券の還付の実施(第1404号)..... 5657
- ◇差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づくインターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために講じた措置の公表(第1405号)..... 5658
- ◇一般競争入札の執行(第1406号)..... 5660
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(第1407号)..... 5667
- ◇道路位置の指定(第1408号)..... 5667
- ◇一般競争入札の執行(第1409号)..... 5667
- ◇一般競争入札の執行(第1410号)..... 5669
- ◇一般競争入札の執行(第1411号)..... 5671
- ◇一般競争入札の執行(第1412号)..... 5672
- ◇一般競争入札の執行(第1413号)..... 5674
- ◇一般競争入札の執行(第1414号)..... 5675
- ◇一般競争入札の執行(第1415号)..... 5677

◇一般競争入札の執行 (第1416号)	5679	の額及び支給方法等に関する規程の	
◇一般競争入札の執行 (第1417号)	5680	一部を改正する規程 (第29号)	5743
◇一般競争入札の執行 (第1418号)	5682	◇川崎市上下水道局企業職員の期末手	
◇一般競争入札の執行 (第1419号)	5683	当及び勤勉手当の支給に関する規程	
◇一般競争入札の執行 (第1420号)	5684	の一部を改正する規程 (第30号)	5750
◇一般競争入札の執行 (第1421号)	5686	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行 (第1422号)	5687	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (
◇一般競争入札の執行 (第1423号)	5689	第61号)	5750
◇一般競争入札の執行 (第1424号)	5691	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行 (第1425号)	5692	事業者の廃止 (第62号)	5750
◇一般競争入札の執行 (第1426号)	5694	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行 (第1427号)	5696	事業者の指定 (第63号)	5751
◇一般競争入札の執行 (第1428号)	5698	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事	
◇一般競争入札の執行 (第1429号)	5699	事業者の指定事項の変更 (第64号)	5751
◇一般競争入札の執行 (第1430号)	5701	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の	
◇一般競争入札の執行 (第1431号)	5703	取消し (第65号)	5751
◇一般競争入札の執行 (第1432号)	5704	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行 (第1433号)	5705	◇一般競争入札の執行 (第90号)	5752
◇一般競争入札の執行 (第1434号)	5707	◇一般競争入札の執行 (第91号)	5754
◇一団地の総合的設計制度の取		◇一般競争入札の執行 (第92号)	5757
消し (第1435号)	5708	上下水道局公告 (調達)	
◇道路の指定 (第1436号)	5708	◇一般競争入札の公告 (第32号)	5759
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第		交通局規程	
1437号)	5708	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額	
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第		及び支給方法等に関する規程の一部	
1438号)	5719	を改正する規程 (第24号)	5762
◇条例環境影響評価準備書及び要約書		◇川崎市交通局企業職員の期末手当及	
の公告 (第1439号)	5731	び勤勉手当の支給に関する規程の一	
◇一般競争入札の執行 (第1440号)	5731	部を改正する規程 (第25号)	5771
◇一般競争入札の執行 (第1441号)	5737	病院局公告	
公告 (調達)		◇一般競争入札の執行 (第57号)	5771
◇一般競争入札の公告 (第315号)	5738	消防局公告	
◇落札者等の公示 (第316号)	5740	◇指定催しの指定 (第12号)	5775
◇落札者等の公示 (第317号)	5740	教育委員会告示	
◇落札者等の公示 (第318号)	5741	◇公印の改刻 (第23号)	5775
税公告		◇公印の改刻 (第24号)	5775
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第13		監査公表	
8号)	5742	◇監査の結果について (第9号)	5775
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第13		◇監査の結果について (第10号)	5782
9号)	5742	人事委員会規則	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第14		◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等	
0号)	5742	に関する規則の一部を改正する規則	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第14		(第19号)	5794
1号)	5743	◇川崎市職員の職務の級に係る分類の	
上下水道局規程		基準に関する規則の一部を改正する	
◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程		規則 (第20号)	5795
の一部を改正する規程 (第28号)	5743	区公告	
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等		◇住民票の職権消除 (川崎区第194号)	5795

◇印鑑登録の抹消(川崎区第195号)……………	5795	送達(多摩区第60号)……………	5800
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第196号)……………	5796	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第61号)……………	5800
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(川崎区第197号)……………	5796	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(多摩区第62号)……………	5800
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第198号)……………	5796	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(多摩区第63号)……………	5800
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第199号)……………	5796	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(麻生区第54号)……………	5800
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第200号)……………	5796	◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第55号)……………	5800
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第201号)……………	5796	◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(麻生区第56号)……………	5801
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (川崎区第202号)……………	5797		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(川崎区第203号)……………	5797		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(川崎区第204号)……………	5797		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄 本)の公示送達(川崎区第205号)……………	5797		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(幸区第67号)……………	5797		
◇差押調書(謄本)の公示送達(幸区 第68号)……………	5797		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(中原区第68号)……………	5797		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(中原区第69号)……………	5798		
◇国民健康保険料に係る差押調書等の 公示送達(中原区第70号)……………	5798		
◇住民票の職権消除(高津区第69号)……………	5798		
◇印鑑登録の抹消(高津区第70号)……………	5798		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(高津区第71号)……………	5798		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (高津区第72号)……………	5799		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(高津区第73号)……………	5799		
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (宮前区第50号)……………	5799		
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第51号)……………	5799		
◇差押調書(謄本)の公示送達(宮前 区第52号)……………	5799		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(宮前区第53号)……………	5799		
◇国民健康保険料に係る督促状の公示			

条 例

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第58号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第15条第2項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100

	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	233,000	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	233,900	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	234,800	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	235,700	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	236,700	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	237,600	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	238,600	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
	57	239,300	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	240,200	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	241,100	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	241,900	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	242,600	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	243,300	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	244,000	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	244,700	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	245,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	246,100	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	246,600	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	247,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	247,600	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	248,000	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	248,400	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
	72	248,900	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900
定年	73	249,300	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600
前再	74	249,600	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400	
任用	75	249,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000	
短時	76	250,300	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600	
間勤	77	250,600	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100	
務職	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700		
員以	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200		
外の	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700		
職員	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300		
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800		
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300		
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800		
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400		
	86		309,000	359,200	385,300	423,000			
	87		310,000	359,700	385,800	423,500			
	88		311,200	360,200	386,300	424,000			
	89		312,300	360,700	386,800	424,500			
	90		313,300	361,200	387,300	425,000			
	91		314,300	361,700	387,800	425,500			
	92		315,300	362,200	388,300	426,000			
	93		316,100	362,500	388,700	426,500			
	94		316,900	362,900	389,200	427,000			
	95		317,800	363,400	389,700	427,500			
	96		318,700	363,900	390,200	428,000			
	97		319,200	364,200	390,600	428,500			
	98		319,800	364,600	391,000	429,000			
	99		320,400	365,000	391,400	429,500			
	100		321,100	365,400	391,800	430,000			
	101		321,600	365,900	392,300	430,500			
	102		322,200	366,300	392,700	431,000			
	103		322,700	366,700	393,100	431,500			
	104		323,300	367,100	393,500	432,000			

105		323,700	367,600	394,000	432,400				
106		324,300	368,000	394,400					
107		324,800	368,400	394,800					
108		325,400	368,800	395,200					
109		325,800	369,200	395,700					
110		326,400	369,600	396,100					
111		326,900	370,000	396,500					
112		327,500	370,400	396,900					
113		327,900	370,800	397,400					
114		328,400	371,200	397,800					
115		329,000	371,600	398,200					
116		329,600	372,000	398,600					
117		330,000	372,400	399,100					
118			372,800	399,400					
119			373,200	399,700					
120			373,600	400,000					
121			374,000	400,400					
122			374,300	400,700					
123			374,600	401,000					
124			374,900	401,300					
125			375,000	401,700					
126			375,100	402,000					
127			375,200	402,300					
128			375,300	402,600					
129			375,500	403,000					
130			375,600	403,300					
131			375,700	403,600					
132			375,800	403,900					
133			375,900	404,300					
134			376,000	404,600					
135			376,100	404,900					
136			376,200	405,200					
137			376,300	405,600					
138			376,400						
139			376,500						
140			376,600						
141			376,700						
142			376,800						
143			376,900						
144			377,000						
145			377,100						
146			377,200						
147			377,300						
148			377,400						
149			377,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円							
		171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	149,100	162,000	227,700	250,200
	2	150,100	163,400	229,400	251,900
	3	151,100	164,800	231,100	253,600
	4	152,100	166,200	232,800	255,300
	5	153,000	167,500	234,300	256,900
	6	154,200	169,100	236,000	258,900
	7	155,400	170,700	237,700	261,000
	8	156,500	172,300	239,400	263,100
	9	157,500	173,900	241,000	265,000
	10	158,600	175,700	242,700	266,900
	11	159,700	177,500	244,400	268,800
	12	160,800	179,300	246,100	270,700
	13	162,000	181,000	247,700	272,400
	14	163,400	182,700	249,700	274,200
	15	164,800	184,400	251,700	276,000
	16	166,200	186,100	253,700	277,800
	17	167,500	187,800	255,800	279,700
	18	169,100	189,500	257,600	281,500
	19	170,700	191,200	259,400	283,300
	20	172,300	192,900	261,200	285,100
	21	173,900	194,600	262,900	287,000
	22	175,700	196,300	264,700	288,800
	23	177,500	198,000	266,500	290,600
	24	179,300	199,700	268,300	292,400
	25	181,000	201,400	270,000	294,300
	26	182,700	203,100	271,800	296,100
	27	184,400	204,800	273,600	297,900
	28	186,100	206,400	275,400	299,700
	29	187,800	208,000	277,000	301,600
	30	189,500	209,600	278,600	303,400
	31	191,200	211,300	280,200	305,200
	32	192,900	213,000	281,800	307,000
	33	194,600	214,600	283,200	308,900
	34	196,300	216,200	284,800	310,700
	35	198,000	217,900	286,400	312,500
	36	199,700	219,600	288,000	314,300
	37	201,400	221,200	289,400	316,200
	38	203,100	222,900	291,000	318,000
	39	204,800	224,500	292,600	319,800
	40	206,400	226,200	294,200	321,600
	41	208,000	227,800	295,600	323,500
	42	209,600	229,200	297,200	325,300
	43	211,300	230,800	298,800	327,100
	44	213,000	232,400	300,400	328,900
	45	214,600	234,100	301,800	330,600
	46	216,200	235,700	303,300	332,400
	47	217,900	237,300	304,800	334,200
	48	219,600	238,800	306,300	336,000

	49	221,200	240,400	307,900	337,700
	50	222,200	241,900	309,300	339,100
	51	223,200	243,400	310,700	340,500
	52	224,100	244,900	312,200	341,900
	53	225,000	246,500	313,600	343,300
	54	225,900	248,000	315,000	344,500
	55	226,800	249,500	316,400	345,700
	56	227,700	250,900	317,800	346,900
	57	228,600	252,300	319,000	348,000
	58	229,400	253,800	320,300	348,800
	59	230,200	255,300	321,700	349,600
	60	230,900	256,800	323,100	350,400
	61	231,600	258,100	324,300	351,200
	62	232,400	259,600	325,400	352,000
	63	233,200	261,100	326,500	352,800
	64	233,900	262,500	327,600	353,600
	65	234,600	263,900	328,600	354,400
	66	235,000	265,400	329,300	355,000
	67	235,400	266,900	330,000	355,600
	68	235,800	268,400	330,700	356,200
	69	236,200	269,700	331,400	356,900
	70	236,600	271,200	332,100	357,500
	71	237,000	272,700	332,800	358,100
	72	237,500	274,200	333,600	358,700
定年					
前再	73	237,800	275,500	334,200	359,200
任用	74	238,100	277,000	334,800	359,800
短時	75	238,400	278,500	335,400	360,400
間勤	76	238,600	280,000	336,000	361,000
務職	77	238,800	281,300	336,500	361,500
員以	78		282,800	337,100	362,000
外の	79		284,300	337,700	362,500
職員	80		285,800	338,300	363,000
	81		287,100	338,700	363,600
	82		288,600	339,200	364,100
	83		290,000	339,700	364,600
	84		291,600	340,200	365,100
	85		292,900	340,700	365,600
	86		293,900	341,200	366,100
	87		294,900	341,700	366,600
	88		295,900	342,200	367,100
	89		296,800	342,600	367,500
	90		297,700	343,000	368,000
	91		298,600	343,400	368,500
	92		299,500	343,800	369,000
	93		300,400	344,300	369,300
	94		301,100	344,700	369,800
	95		301,800	345,100	370,300
	96		302,600	345,500	370,800
	97		303,200	345,900	371,100
	98		303,800	346,300	371,500
	99		304,400	346,700	371,900
	100		305,000	347,100	372,300
	101		305,500	347,500	372,700
	102		306,100	347,900	373,100
	103		306,700	348,300	373,500
	104		307,300	348,700	373,900

105		307,700	349,100	374,300
106		308,200	349,500	374,700
107		308,700	349,900	375,100
108		309,200	350,300	375,500
109		309,600	350,600	375,900
110		310,100	351,000	376,300
111		310,600	351,400	376,700
112		311,100	351,800	377,100
113		311,500	352,100	377,500
114		312,000	352,500	377,900
115		312,500	352,900	378,300
116		313,000	353,300	378,700
117		313,400	353,600	379,100
118			354,000	379,400
119			354,400	379,700
120			354,800	380,000
121			355,100	380,400
122			355,400	380,700
123			355,700	381,000
124			356,000	381,300
125			356,100	381,700
126			356,200	382,000
127			356,300	382,300
128			356,400	382,600
129			356,500	382,900
130			356,600	383,200
131			356,700	383,500
132			356,800	383,800
133			356,900	384,100
134			357,000	384,400
135			357,100	384,700
136			357,200	385,000
137			357,300	385,300
138			357,400	
139			357,500	
140			357,600	
141			357,700	
142			357,800	
143			357,900	
144			358,000	
145			358,100	
146			358,200	
147			358,300	
148			358,400	
149			358,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	163,200	199,900	227,700	250,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	259,300	340,500	390,400	439,100	490,000
	2	262,200	343,000	392,800	441,600	492,400
	3	265,100	345,500	395,200	444,100	494,800
	4	268,000	348,000	397,600	446,600	497,200
	5	270,800	350,400	399,800	449,100	499,500
	6	273,700	353,000	402,300	451,600	501,800
	7	276,600	355,600	404,800	454,100	504,100
	8	279,500	358,200	407,300	456,600	506,400
	9	282,500	360,700	409,700	459,000	508,500
	10	285,600	363,400	412,200	461,300	510,800
	11	288,700	365,900	414,700	463,600	513,100
	12	291,800	368,400	417,200	465,900	515,400
	13	294,800	370,400	419,700	468,100	517,300
	14	297,300	372,900	422,200	470,400	519,600
	15	299,800	375,200	424,700	472,700	521,900
	16	302,300	377,500	427,200	474,900	524,200
	17	304,700	379,400	429,600	477,000	526,100
	18	307,200	381,700	432,100	479,400	528,300
	19	309,500	384,000	434,600	481,600	530,500
	20	311,800	386,200	437,100	483,800	532,700
	21	313,900	388,400	439,500	485,600	534,900
	22	316,200	390,400	441,800	487,900	537,100
	23	318,500	392,300	444,100	490,200	539,300
	24	320,800	394,200	446,400	492,400	541,500
	25	322,900	396,000	448,400	494,100	543,500
	26	325,100	398,000	450,600	496,300	545,600
	27	327,300	400,000	452,800	498,500	547,700
	28	329,500	402,000	455,000	500,700	549,800
	29	331,500	403,600	457,200	502,500	551,700
	30	333,700	405,500	458,900	504,300	553,400
	31	335,900	407,400	460,600	506,100	555,100
	32	338,100	409,300	462,300	507,900	556,800
	33	340,100	411,200	463,900	509,700	558,400
	34		413,100	465,600	511,400	560,000
	35		415,000	467,300	513,100	561,600
	36		416,900	469,000	514,800	563,200
	37		418,700	470,600	516,200	564,600
	38			472,300	517,700	565,900
定年	39			474,000	519,200	567,200
前再	40			475,700	520,700	568,500
任用	41			477,200	522,200	569,700
短時	42			478,900	523,400	570,700
間勤	43			480,600	524,600	571,700
務職	44			482,300	525,800	572,700
員以	45			483,800	527,000	573,700
外の	46			485,500	528,200	574,700
職員	47			487,200	529,400	575,700
	48			488,900	530,600	576,700

49				490,300	531,600	577,700
50				491,700	532,600	578,600
51				493,100	533,600	579,500
52				494,500	534,600	580,400
53				495,700	535,600	581,300
54				496,500	536,600	582,200
55				497,300	537,600	583,100
56				498,100	538,600	584,000
57				498,900	539,600	584,900
58				499,700	540,600	585,800
59				500,500	541,600	586,700
60				501,300	542,600	587,600
61				502,000	543,600	588,500
62				502,800	544,600	589,400
63				503,600	545,600	590,300
64				504,400	546,600	591,200
65				505,000	547,500	592,100
66				505,800	548,400	593,000
67				506,600	549,300	593,900
68				507,400	550,200	594,800
69				508,000	551,000	595,700
70				508,700	551,800	596,600
71				509,400	552,600	597,500
72				510,100	553,400	598,400
73				510,900	554,300	599,300
74				511,600	555,100	600,200
75				512,300	555,900	601,100
76				513,000	556,700	602,000
77				513,700	557,600	602,900
78				514,400		
79				515,100		
80				515,800		
81				516,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円
	293,000	340,500	390,400	439,100	490,000	

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第3条関係)

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200

	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800
	50	233,600	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500
	51	235,300	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200
	52	237,100	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900
	53	238,900	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500
	54	240,400	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200
	55	242,000	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900
	56	243,800	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600
	57	245,500	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200
	58	247,000	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900
	59	248,500	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600
	60	250,300	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300
	61	252,100	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900
	62	253,600	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500
	63	255,100	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100
	64	256,800	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700
	65	258,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200
	66	260,000	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800
	67	261,400	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400
	68	263,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000
	69	264,800	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500
	70	266,200	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100
	71	267,700	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700
	72	269,400	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300
定年	73	271,000	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800
前再	74	272,400	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400
任用	75	273,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000
短時	76	275,600	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600
間勤	77	277,200	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100
務職	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700	
員以	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200	
外の	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700	
職員	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300	
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800	
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300	
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800	
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400	
	86		309,000	359,200	385,300	423,000		
	87		310,000	359,700	385,800	423,500		
	88		311,200	360,200	386,300	424,000		
	89		312,300	360,700	386,800	424,500		
	90		313,300	361,200	387,300	425,000		
	91		314,300	361,700	387,800	425,500		
	92		315,300	362,200	388,300	426,000		
	93		316,100	362,500	388,700	426,500		
	94		316,900	362,900	389,200	427,000		
	95		317,800	363,400	389,700	427,500		
	96		318,700	363,900	390,200	428,000		
	97		319,200	364,200	390,600	428,500		
	98		319,800	364,600	391,000	429,000		
	99		320,400	365,000	391,400	429,500		
	100		321,100	365,400	391,800	430,000		
	101		321,600	365,900	392,300	430,500		
	102		322,200	366,300	392,700	431,000		
	103		322,700	366,700	393,100	431,500		
	104		323,300	367,100	393,500	432,000		

	105		323,700	367,600	394,000	432,400		
	106		324,300	368,000	394,400			
	107		324,800	368,400	394,800			
	108		325,400	368,800	395,200			
	109		325,800	369,200	395,700			
	110		326,400	369,600	396,100			
	111		326,900	370,000	396,500			
	112		327,500	370,400	396,900			
	113		327,900	370,800	397,400			
	114		328,400	371,200	397,800			
	115		329,000	371,600	398,200			
	116		329,600	372,000	398,600			
	117		330,000	372,400	399,100			
	118			372,800	399,400			
	119			373,200	399,700			
	120			373,600	400,000			
	121			374,000	400,400			
	122			374,300	400,700			
	123			374,600	401,000			
	124			374,900	401,300			
	125			375,000	401,700			
	126			375,100	402,000			
	127			375,200	402,300			
	128			375,300	402,600			
	129			375,500	403,000			
	130			375,600	403,300			
	131			375,700	403,600			
	132			375,800	403,900			
	133			375,900	404,300			
	134			376,000	404,600			
	135			376,100	404,900			
	136			376,200	405,200			
	137			376,300	405,600			
	138			376,400				
	139			376,500				
	140			376,600				
	141			376,700				
	142			376,800				
	143			376,900				
	144			377,000				
	145			377,100				
	146			377,200				
	147			377,300				
	148			377,400				
	149			377,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円						
		171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

別表第4の2 (第3条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	221,600	272,800	306,900	355,600
	2	223,600	275,400	310,000	358,400
	3	225,600	278,000	313,100	361,200
	4	227,600	280,600	316,200	364,000
	5	229,300	283,100	319,000	366,000
	6	231,300	285,600	322,300	368,500
	7	233,300	288,100	325,300	371,000
	8	235,300	290,600	328,300	373,500
	9	237,100	292,800	331,100	375,600
	10	239,400	295,200	334,200	378,000
	11	241,700	297,600	337,300	380,400
	12	243,800	300,000	340,400	382,800
	13	245,500	302,000	342,900	385,000
	14	247,700	304,300	345,400	387,400
	15	249,900	306,600	347,900	389,800
	16	252,100	308,900	350,400	392,200
	17	253,900	311,200	352,000	394,400
	18	256,100	313,500	354,000	396,700
	19	258,300	315,800	356,000	399,000
	20	260,500	318,100	358,000	401,300
	21	262,800	320,400	359,900	403,800
	22	265,100	322,600	361,900	406,200
	23	267,400	324,900	363,700	408,600
	24	269,700	327,200	365,500	411,000
	25	272,000	329,500	367,300	413,200
	26	274,500	331,700	369,300	415,500
	27	277,000	333,900	371,200	417,800
	28	279,500	335,700	373,100	420,100
	29	281,400	337,400	374,700	422,600
	30	283,800	339,300	376,600	425,000
	31	286,200	341,100	378,500	427,400
	32	288,600	342,900	380,300	429,800
	33	290,400	344,800	382,100	432,000
	34	292,600	346,700	383,800	434,300
	35	294,800	348,600	385,500	436,600
	36	296,800	350,500	387,200	439,000
	37	298,500	352,100	388,500	441,400
	38	300,500	354,000	390,100	443,800
	39	302,300	355,900	391,700	446,200
	40	304,100	357,800	393,300	448,600
	41	305,500	359,200	394,900	450,800
	42	306,900	361,000	396,400	453,300
	43	308,300	362,600	398,000	455,800
	44	309,700	364,200	399,600	458,300
	45	310,800	365,500	400,800	460,200
	46	311,900	367,100	402,200	462,700
	47	313,000	368,700	403,600	465,200
	48	314,000	370,300	405,000	467,700

	49	315,000	371,800	406,500	469,500
	50	316,000	373,300	407,900	471,600
	51	317,000	374,800	409,300	473,700
	52	317,800	376,300	410,700	475,800
	53	318,500	377,600	411,900	477,800
	54	319,600	379,000	413,100	479,700
	55	320,500	380,300	414,300	481,600
	56	321,300	381,600	415,500	483,500
	57	322,000	383,000	416,800	485,200
	58	322,900	384,400	418,000	487,000
	59	323,800	385,800	419,200	488,800
	60	324,700	387,200	420,400	490,600
	61	325,500	388,300	421,200	492,200
	62	326,400	389,500	422,300	493,900
	63	327,300	390,700	423,400	495,600
	64	328,200	391,900	424,500	497,300
	65	328,900	393,100	425,300	499,100
	66	329,700	394,300	426,300	500,600
	67	330,500	395,500	427,300	502,100
	68	331,300	396,700	428,300	503,600
	69	331,900	397,500	429,200	505,200
	70	332,800	398,500	430,000	506,600
	71	333,600	399,500	430,800	508,000
	72	334,200	400,500	431,600	509,400
定年					
前再	73	334,800	401,600	432,400	510,600
任用	74	335,500	402,500	433,000	511,700
短時	75	336,200	403,400	433,600	512,800
間勤	76	336,900	404,300	434,200	513,900
務職	77	337,600	405,100	434,900	514,900
員以	78	338,300	405,900	435,500	515,900
外の	79	339,000	406,700	436,100	516,900
職員	80	339,700	407,500	436,700	517,900
	81	340,400	407,900	437,400	518,900
	82	341,100	408,500	438,000	519,700
	83	341,800	409,100	438,600	520,500
	84	342,500	409,700	439,200	521,300
	85	343,200	410,300	439,900	521,900
	86	343,900	410,900	440,500	522,700
	87	344,600	411,500	441,100	523,500
	88	345,300	412,100	441,700	524,300
	89	345,900	412,400	442,400	524,900
	90	346,500	412,900	443,000	525,700
	91	347,100	413,400	443,600	526,500
	92	347,700	413,900	444,200	527,300
	93	348,200	414,400	444,700	527,900
	94	348,800	414,900	445,300	528,700
	95	349,400	415,400	445,900	529,500
	96	350,000	415,900	446,500	530,300
	97	350,500	416,400	447,000	530,900
	98	351,200	416,900	447,600	531,600
	99	351,900	417,400	448,200	532,300
	100	352,500	417,900	448,800	533,000
	101	352,800	418,400	449,300	533,700
	102	353,400	418,900	449,900	534,400
	103	354,000	419,400	450,500	535,100
	104	354,600	419,900	451,100	535,800

105	355,100	420,400	451,600	536,500
106	355,700	420,900	452,200	537,200
107	356,300	421,400	452,800	537,900
108	356,800	421,900	453,400	538,600
109	357,200	422,400	453,900	539,300
110	357,700	422,900		
111	358,200	423,400		
112	358,700	423,900		
113	359,100	424,400		
114	359,600			
115	360,100			
116	360,600			
117	361,000			
118	361,500			
119	362,000			
120	362,500			
121	362,900			
122	363,400			
123	363,900			
124	364,400			
125	364,800			
126	365,300			
127	365,800			
128	366,300			
129	366,700			
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	271,900	284,400	308,600	378,600

備考 この表は、看護大学及び看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	168,800	200,200	292,900	326,900	408,000
	2	170,100	202,000	295,400	329,100	409,900
	3	171,400	203,800	297,800	331,300	411,800
	4	172,700	205,600	300,200	333,500	413,700
	5	174,100	207,500	302,500	335,500	415,500
	6	175,600	209,300	305,300	337,800	417,500
	7	177,100	211,100	308,100	340,100	419,500
	8	178,600	212,900	310,500	342,400	421,500
	9	180,100	214,900	312,600	344,200	423,100
	10	181,600	216,900	314,800	346,300	425,100
	11	183,100	218,900	317,000	348,400	427,000
	12	184,600	220,900	319,400	350,500	428,900
	13	186,100	222,300	321,900	352,400	430,900
	14	187,800	224,300	324,100	354,500	432,800
	15	189,500	226,300	326,300	356,600	434,700
	16	191,200	228,300	328,500	358,700	436,600
	17	192,900	229,700	330,500	360,600	438,600
	18	194,700	231,400	332,700	362,600	440,500
	19	196,500	233,400	334,900	364,600	442,400
	20	198,300	235,500	337,100	366,600	444,300
	21	200,200	237,500	339,100	368,600	446,000
	22	202,000	240,100	341,200	370,600	447,800
	23	203,800	242,700	343,300	372,600	449,600
	24	205,600	245,300	345,400	374,500	451,400
	25	207,500	248,000	347,200	376,300	453,200
	26	209,300	250,600	349,300	378,200	454,900
	27	211,100	253,200	351,400	380,100	456,600
	28	212,900	255,800	353,400	382,000	458,300
	29	214,800	258,300	355,200	383,900	459,800
	30	216,700	260,900	357,100	385,900	461,300
	31	218,600	263,500	359,000	387,900	462,800
	32	220,200	266,100	360,900	389,900	464,300
	33	222,000	268,500	362,900	391,500	465,700
	34	223,700	271,200	364,800	393,400	466,900
	35	225,400	273,900	366,700	395,300	468,100
	36	227,100	276,200	368,600	397,200	469,300
	37	228,700	278,500	370,300	399,000	470,400
	38	230,400	280,900	372,100	400,600	471,500
	39	232,100	283,300	373,900	402,200	472,600
	40	233,800	285,700	375,700	403,800	473,700
	41	235,200	287,800	377,400	405,300	474,600
	42	236,900	290,200	379,200	406,900	475,300
	43	238,400	292,500	381,000	408,500	476,000
	44	239,900	294,800	382,800	410,100	476,700
	45	241,600	297,100	384,400	411,500	477,500
	46	243,300	299,400	386,000	413,100	478,200
	47	245,000	301,700	387,600	414,700	478,900
	48	246,700	304,000	389,200	416,200	479,600

	49	247,900	306,400	391,000	417,700	480,100
	50	249,500	308,800	392,500	419,300	480,700
	51	251,100	311,200	394,000	420,900	481,300
	52	252,700	313,500	395,300	422,500	481,900
	53	254,200	315,700	396,600	423,900	482,600
	54	255,800	317,800	398,100	425,500	483,200
	55	257,400	319,900	399,600	427,100	483,800
	56	259,000	322,000	401,100	428,700	484,400
	57	260,500	324,300	402,200	430,000	485,000
	58	262,200	326,500	403,600	431,600	
	59	263,900	328,700	405,000	433,200	
	60	265,600	330,900	406,400	434,800	
	61	266,800	332,900	407,800	436,100	
	62	268,400	335,000	409,100	437,700	
	63	270,000	337,100	410,400	439,300	
	64	271,600	339,200	411,700	440,800	
	65	273,100	341,000	412,900	442,100	
	66	274,800	343,100	414,200	443,500	
	67	276,000	345,200	415,500	444,900	
	68	277,400	347,300	416,800	446,300	
	69	278,800	349,000	418,000	447,700	
	70	279,600	350,900	419,300	448,800	
	71	280,600	352,800	420,600	449,900	
	72	281,600	354,700	421,900	451,000	
定年	73	282,600	356,700	422,800	452,200	
前再	74	283,600	358,500	424,000	453,200	
任用	75	284,800	360,300	425,200	454,200	
短時	76	285,700	362,100	426,400	455,200	
間勤	77	286,400	364,100	427,500	456,200	
務職	78	287,400	365,900	428,700	456,900	
員以	79	288,400	367,700	429,900	457,600	
外の	80	289,100	369,500	431,100	458,300	
職員	81	290,200	371,100	432,100	458,900	
	82	290,900	372,700	433,200	459,500	
	83	291,800	374,300	434,300	460,100	
	84	292,800	375,900	435,400	460,700	
	85	293,800	377,300	436,500	461,200	
	86	294,700	378,600	437,500		
	87	295,600	379,900	438,500		
	88	296,500	381,200	439,500		
	89	297,400	382,900	440,200		
	90	298,300	384,200	440,900		
	91	299,200	385,500	441,600		
	92	300,100	386,800	442,300		
	93	300,900	388,400	442,800		
	94	301,800	389,800	443,400		
	95	302,700	391,200	444,000		
	96	303,600	392,600	444,600		
	97	304,200	393,500	445,000		
	98	305,100	394,700	445,400		
	99	306,000	395,900	445,800		
	100	306,900	397,100	446,200		
	101	307,300	398,400	446,700		
	102	308,000	399,400	447,100		
	103	308,700	400,400	447,500		
	104	309,400	401,400	447,900		

105	309,900	402,500	448,200
106	310,400	403,500	448,600
107	310,900	404,500	449,000
108	311,400	405,500	449,400
109	312,100	406,500	449,600
110	312,500	407,400	
111	312,900	408,300	
112	313,300	409,200	
113	313,900	409,900	
114	314,400	410,700	
115	314,900	411,500	
116	315,400	412,300	
117	315,700	413,000	
118	316,200	413,800	
119	316,700	414,600	
120	317,200	415,400	
121	317,500	416,000	
122	317,900	416,800	
123	318,300	417,600	
124	318,700	418,400	
125	318,900	418,900	
126	319,200	419,600	
127	319,500	420,300	
128	319,800	421,000	
129	320,200	421,500	
130		422,100	
131		422,700	
132		423,300	
133		424,000	
134		424,500	
135		425,000	
136		425,500	
137		426,100	
138		426,500	
139		426,900	
140		427,300	
141		427,700	
142		428,100	
143		428,500	
144		428,900	
145		429,100	
146		429,400	
147		429,700	
148		430,000	
149		430,300	
150		430,600	
151		430,900	
152		431,200	
153		431,500	
154		431,800	
155		432,100	
156		432,400	
157		432,700	
158		433,000	
159		433,300	
160		433,600	

	161		433,900			
	162		434,200			
	163		434,500			
	164		434,700			
	165		434,900			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		226,900	270,300	299,000	327,800	408,000

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

別表第5の2 (第3条関係)

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	174,200	188,600	257,400	291,100	399,100
	2	175,700	190,500	259,500	293,400	400,500
	3	177,200	192,400	261,600	295,500	401,900
	4	178,700	194,300	263,700	297,600	403,300
	5	180,300	196,200	265,400	299,700	404,500
	6	182,000	198,300	267,400	301,800	406,000
	7	183,700	200,400	269,400	303,900	407,500
	8	185,400	202,500	271,400	306,000	409,000
	9	186,800	204,300	273,200	308,100	410,200
	10	188,600	206,900	275,000	310,400	411,600
	11	190,400	209,500	276,800	312,700	412,900
	12	192,200	212,100	278,600	315,000	414,100
	13	194,100	214,800	280,200	316,800	415,400
	14	196,200	216,400	281,800	318,700	416,800
	15	198,300	218,000	283,400	320,600	418,100
	16	200,400	219,600	285,000	322,500	419,500
	17	202,200	221,600	287,100	324,800	420,700
	18	204,600	223,100	288,900	326,800	422,000
	19	207,000	224,600	290,700	328,800	423,100
	20	209,400	225,900	292,700	330,800	424,400
	21	211,400	227,200	294,900	332,900	425,600
	22	213,000	228,700	297,100	335,000	426,600
	23	214,600	230,200	299,100	337,100	427,900
	24	216,200	231,700	301,100	339,200	429,200
	25	217,900	233,200	303,200	341,000	430,500
	26	219,500	234,700	305,300	343,000	431,600
	27	221,100	236,200	307,400	344,700	432,600
	28	222,700	237,700	309,500	346,400	433,700
	29	223,800	239,300	311,200	348,300	435,000
	30	225,100	241,400	313,200	349,900	436,000
	31	226,400	243,500	315,200	351,500	437,200
	32	227,700	245,600	317,200	353,100	438,300
	33	229,100	248,100	319,000	354,700	439,500
	34	230,500	250,500	321,000	356,300	440,300
	35	231,900	252,900	323,000	357,900	441,200
	36	233,300	255,100	325,000	359,500	441,900
	37	234,400	257,000	327,000	361,200	442,800
	38	235,700	259,100	329,000	362,700	443,500
	39	237,000	261,200	331,000	364,200	444,200
	40	238,300	263,300	333,000	365,700	445,000
	41	239,700	265,500	335,100	366,900	446,000
	42	241,000	267,500	337,200	368,300	446,700
	43	242,200	269,500	339,300	369,700	447,500
	44	243,400	271,500	341,400	371,100	448,300
	45	244,700	273,500	343,200	372,700	449,200
	46	245,900	274,900	345,300	374,200	449,900
	47	247,100	276,300	347,100	375,700	450,700
	48	248,300	277,700	348,900	377,200	451,400

	49	249,500	279,400	351,000	378,300	452,300
	50	250,700	281,200	352,700	379,800	453,000
	51	251,900	282,900	354,400	381,300	453,800
	52	253,100	284,600	356,100	382,800	454,600
	53	254,300	286,300	357,500	383,800	455,500
	54	255,500	288,400	359,200	385,100	456,300
	55	256,700	290,500	360,900	386,400	457,100
	56	257,900	292,600	362,600	387,700	457,800
	57	259,100	295,100	363,300	388,600	458,700
	58	260,200	296,900	364,700	389,800	
	59	261,300	298,700	366,000	391,000	
	60	262,400	300,500	367,400	392,200	
	61	263,500	302,300	368,600	393,400	
	62	264,500	304,400	369,900	394,600	
	63	265,500	306,500	371,200	395,800	
	64	266,500	308,600	372,500	397,000	
	65	267,500	310,200	373,700	398,100	
	66	268,500	312,200	375,000	399,200	
	67	269,500	314,200	376,300	400,300	
	68	270,500	316,200	377,600	401,400	
	69	271,500	318,200	378,800	402,400	
	70	272,500	320,200	380,100	403,400	
	71	273,500	322,200	381,400	404,400	
	72	274,500	324,200	382,700	405,300	
定年	73	275,500	326,300	383,800	406,300	
前再	74	276,500	328,400	384,800	407,000	
任用	75	277,500	330,500	385,800	407,700	
短時	76	278,500	332,600	386,800	408,400	
間勤	77	279,500	334,400	387,600	409,100	
務職	78	281,000	336,100	388,400	409,700	
員以	79	282,100	337,800	389,500	410,400	
外の	80	282,800	339,500	390,600	411,100	
職員	81	283,500	341,100	391,400	411,900	
	82	284,500	342,800	392,100	412,600	
	83	285,500	344,500	393,000	413,300	
	84	286,500	346,200	393,900	413,900	
	85	287,500	347,500	394,700	414,500	
	86	288,500	348,900	395,500	415,000	
	87	289,500	350,300	396,300	415,600	
	88	290,500	351,700	397,100	416,300	
	89	291,500	353,200	397,700	417,000	
	90	292,500	354,500	398,400	417,600	
	91	293,500	355,800	399,100	418,200	
	92	294,500	357,100	399,800	418,700	
	93	295,400	358,700	400,400	419,200	
	94	296,300	359,900	401,100	419,700	
	95	297,200	361,100	401,800	420,300	
	96	298,100	362,300	402,600	420,900	
	97	299,000	363,300	403,300	421,400	
	98	299,900	364,300	404,100	421,800	
	99	300,800	365,300	404,800	422,300	
	100	301,700	366,300	405,600	422,900	
	101	302,600	367,100	406,200	423,400	
	102	303,400	368,100	406,900	423,900	
	103	304,200	369,100	407,600	424,500	
	104	305,000	370,100	408,300	425,100	

105	305,800	370,800	409,000	425,600
106	306,500	371,700	409,700	426,100
107	307,200	372,600	410,400	426,600
108	307,900	373,500	411,200	427,200
109	308,600	374,300	411,800	427,700
110	308,900	375,200	412,300	428,200
111	309,200	376,200	412,800	428,800
112	309,500	377,200	413,300	429,400
113	310,300	377,800	413,900	429,900
114	310,600	378,600	414,300	430,400
115	310,900	379,500	414,800	430,900
116	311,200	380,400	415,300	431,500
117	311,500	381,200	415,900	432,100
118	311,800	381,900	416,400	432,500
119	312,200	382,600	416,900	433,100
120	312,700	383,400	417,400	433,700
121	313,300	384,000	417,900	434,100
122	313,600	384,800	418,400	
123	314,100	385,500	418,900	
124	314,600	386,200	419,400	
125	315,200	386,700	420,000	
126	315,500	387,400	420,500	
127	315,800	387,900	421,000	
128	316,000	388,500	421,500	
129	316,300	389,200	422,000	
130	316,500	389,800	422,500	
131	316,800	390,300	423,000	
132	317,100	390,800	423,500	
133	317,300	391,100	424,100	
134	317,500	391,600	424,700	
135	317,700	392,200	425,100	
136	318,000	392,800	425,600	
137	318,300	393,400	426,200	
138	318,500	393,900		
139	318,800	394,500		
140	319,100	395,100		
141	319,300	395,500		
142	319,500	396,000		
143	319,800	396,500		
144	320,000	397,100		
145	320,300	397,600		
146	320,400	398,100		
147	320,700	398,600		
148	321,000	399,200		
149	321,300	399,700		
150	321,400	400,100		
151	321,700	400,600		
152	322,000	401,100		
153	322,300	401,700		
154	322,500	402,100		
155	322,800	402,600		
156	323,100	403,200		
157	323,200	403,800		
158	323,400	404,200		
159	323,700	404,600		
160	324,000	405,200		

161	324,100	405,800			
162	324,400	406,100			
163	324,700	406,700			
164	324,900	407,200			
165	325,000	407,800			
166		408,200			
167		408,700			
168		409,200			
169		409,800			
170		410,200			
171		410,800			
172		411,300			
173		411,900			
174		412,300			
175		412,800			
176		413,300			
177		413,900			
178		414,300			
179		414,800			
180		415,300			
181		415,900			
182		416,400			
183		417,000			
184		417,400			
185		417,900			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	229,700	266,000	290,900	318,100	399,100

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

別表第6 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,300	211,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	170,900	213,100	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	172,500	214,900	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	174,100	216,700	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	175,800	218,300	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	177,500	220,100	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	179,200	221,900	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	181,000	223,700	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	182,600	225,300	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	184,500	227,100	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	186,400	228,900	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	188,300	230,600	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	190,100	232,300	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	192,000	234,100	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	193,900	235,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	195,600	237,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	197,200	239,300	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	198,900	241,200	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	200,700	243,100	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	202,600	244,800	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	204,300	246,400	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	206,100	248,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	207,800	249,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	209,600	251,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	211,300	253,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	212,800	254,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	214,600	256,300	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	216,400	258,200	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	218,200	260,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	219,900	262,000	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	221,600	263,800	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	223,400	265,600	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	225,100	267,000	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	226,800	268,700	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	228,500	270,300	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	230,200	271,900	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000
	37	232,000	273,500	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	233,600	275,100	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	235,300	276,800	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	237,100	278,500	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	238,900	280,000	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	240,400	281,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	242,000	282,900	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	243,800	284,300	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	245,500	286,300	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	247,000	288,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	248,500	289,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	250,300	291,200	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100

	49	252,100	292,600	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	253,600	294,100	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	255,100	295,500	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	256,800	297,200	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	258,600	298,900	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	260,000	300,600	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	261,400	302,200	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	263,100	303,800	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
	57	264,800	305,200	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	266,200	306,800	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	267,700	308,300	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	269,400	309,800	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	271,000	311,300	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	272,400	312,700	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	273,900	314,200	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	275,600	315,500	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	277,200	316,700	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	278,700	318,100	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	280,000	319,500	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	281,500	320,800	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	283,400	321,800	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	284,800	322,700	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	286,300	323,700	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
	72	288,000	324,700	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900
定年	73	289,600	325,700	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600
前再	74	291,000	326,400	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400	
任用	75	292,400	327,300	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000	
短時	76	294,000	328,200	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600	
間勤	77	295,800	329,200	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100	
務職	78	297,300	329,900	354,700	381,100	418,900	449,700		
員以	79	298,900	330,800	355,300	381,600	419,500	450,200		
外の	80	300,500	331,600	355,900	382,200	420,100	450,700		
職員	81	302,000	332,400	356,600	382,700	420,500	451,300		
	82	303,400	333,200	357,100	383,200	421,000	451,800		
	83	304,800	334,000	357,700	383,700	421,500	452,300		
	84	306,300	334,800	358,300	384,200	422,000	452,800		
	85	307,700	335,500	358,700	384,800	422,500	453,400		
	86	309,000	336,200	359,200	385,300	423,000			
	87	310,000	336,900	359,700	385,800	423,500			
	88	311,200	337,500	360,200	386,300	424,000			
	89	312,300	338,000	360,700	386,800	424,500			
	90	313,300	338,600	361,200	387,300	425,000			
	91	314,300	339,300	361,700	387,800	425,500			
	92	315,300	340,000	362,200	388,300	426,000			
	93	316,100	340,500	362,500	388,700	426,500			
	94	316,900	341,000	362,900	389,200	427,000			
	95	317,800	341,600	363,400	389,700	427,500			
	96	318,700	342,200	363,900	390,200	428,000			
	97	319,200	342,700	364,200	390,600	428,500			
	98	319,800	343,300	364,600	391,000	429,000			
	99	320,400	343,900	365,000	391,400	429,500			
	100	321,100	344,500	365,400	391,800	430,000			
	101	321,600	344,900	365,900	392,300	430,500			
	102	322,200	345,400	366,300	392,700	431,000			
	103	322,700	346,000	366,700	393,100	431,500			
	104	323,300	346,500	367,100	393,500	432,000			

105	323,700	347,100	367,600	394,000	432,400				
106	324,300	347,600	368,000	394,400					
107	324,800	348,200	368,400	394,800					
108	325,400	348,800	368,800	395,200					
109	325,800	349,300	369,200	395,700					
110	326,400	349,800	369,600	396,100					
111	326,900	350,400	370,000	396,500					
112	327,500	351,000	370,400	396,900					
113	327,900	351,500	370,800	397,400					
114	328,400		371,200	397,800					
115	329,000		371,600	398,200					
116	329,600		372,000	398,600					
117	330,000		372,400	399,100					
118	330,500		372,800	399,400					
119	331,100		373,200	399,700					
120	331,700		373,600	400,000					
121	332,100		374,000	400,400					
122	332,700		374,300	400,700					
123	333,300		374,600	401,000					
124	333,900		374,900	401,300					
125	334,200		375,000	401,700					
126			375,100	402,000					
127			375,200	402,300					
128			375,300	402,600					
129			375,500	403,000					
130			375,600	403,300					
131			375,700	403,600					
132			375,800	403,900					
133			375,900	404,300					
134			376,000	404,600					
135			376,100	404,900					
136			376,200	405,200					
137			376,300	405,600					
138			376,400						
139			376,500						
140			376,600						
141			376,700						
142			376,800						
143			376,900						
144			377,000						
145			377,100						
146			377,200						
147			377,300						
148			377,400						
149			377,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	210,100	216,900	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800	

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

第2条 川崎市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第15条第2項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

第6条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の165」

を「100分の175」に改める。

第6条 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市特別職員給与条例の一部改正)

第7条 川崎市特別職員給与条例(昭和23年川崎市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 川崎市特別職員給与条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(平成3年川崎市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成21年川崎市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第12条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第13条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成16年川崎市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第14条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

(川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第15条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第16条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条及び第16条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(川崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第14条第2項及び第15条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第8条第2項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付職員条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定及び第5条の規定(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第6条第3項の改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の任期付研究員条例(以下「改正後の任期付研究員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。(給与の内払)

3 職員が、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は第5条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて、令和5年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による給与の内払とみなす。

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第59号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改

正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

規

則

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第73号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「川崎市川崎区小川町15番地4」を「川崎市川崎区東田町8番地」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年11月20日から施行する。

(川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(令和4年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

別表第4の改正規定中「川崎市川崎区小川町15番地4」を「川崎市川崎区東田町8番地」に改める。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第74号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給

に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の118.5」に、「100分の200」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の113.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

第8条の4第1項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第75号

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

「

保 険 者 名	
被 保 険 者 氏 名	

」

を

「

保 険 者 名	
被 保 険 者 氏 名	

」

に改め、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

受診を希望する主な指定医療機関 (薬局、訪問看護事業者等を含む。)	名 称	
	所 在 地	

保護者に関する事項 (患者が18歳未満の場合に記入)	フリガナ氏名		個人番号	
	患者との続柄		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —
	住 所	〒 — ※ 患者と同じ場合は記入不要です。		
		今年の1月1日現在の住所	前年の1月1日現在の住所	
	課税対象とならない収入(障害年金、遺族年金等)の受給の有無	有 ・ 無	有の場合、その種類	

送付先に関する事項 (患者又は保護者の住所と別のところへ申請関係書類を送付する場合に記入)	フリガナ氏名		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —
	住 所	〒 —		

特定医療費の支給を開始する年月日 (転入の場合は記入不要)	特定医療費の支給開始日は、軽症高額の基準を満たした日の翌日又は臨床調査個人票に記載された診断年月日とします。ただし、遡り期間は原則申請日から1か月前の日(該当日が無い場合は末日)までとし、やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前の日(該当日が無い場合は末日)までとします。やむを得ない理由がある場合は、該当する□内にレ印を記入してください。			
	<input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 ()			

(宛先) 川崎市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により特定医療費の支給認定を申請します。
 なお、特定医療費の支給を受けるに当たり必要があるときは、医療保険上の所得区分に関する情報につき、川崎市が患者の加入する医療保険の保険者に報告を求めることに同意します。

申請者氏名(患者又は保護者) _____ 年 月 日

第2号様式(表)中

「

保 険 者 名	
被 保 険 者 氏 名	

」

を

「

保 険 者 名	
被 保 険 者 氏 名	

」

に改め、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

受診を希望する主な指定医療機関 (薬局、訪問看護事業者等を含む。)	名 称	
	所 在 地	

保護者に関する事項 (患者が18歳未満の場合に記入)	フリガナ名		個人番号	
	患者との続柄		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —
	住 所	〒 — ※ 患者と同じ場合は記入不要です。		
	課税対象とならない収入(障害年金、遺族年金等)の有無	有 ・ 無	有の場合、その種類	

送付先に関する事項 (患者又は保護者の住所と別のところへ申請関係書類を送付する場合に記入)	フリガナ名		日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —
	住 所	〒 —		

(宛先) 川崎市長

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項の規定により特定医療費の支給認定を申請します。
 なお、特定医療費の支給を受けるに当たり必要があるときは、医療保険上の所得区分に関する情報につき、川崎市が患者の加入する医療保険の保険者に報告を求めることに同意します。

申請者氏名(患者又は保護者) _____ 年 月 日

第13号様式を次のように改める。

第 1 3 号 様 式

特定医療費支給認定変更申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者
住 所
氏 名

難病の患者に対する医療等に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

受 給 者 番 号							
患 者	氏 名						
	住 所	〒					
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —					
保 護 者 (患者が 18歳未 満の場合 に記入)	氏 名		患者と の続柄				
	住 所	〒 ※ 患者と同じ場合は記入不要です。					
	日中連絡がとれる電話番号 (携帯電話番号も可)	— —					

変更事項 (変更を申請する事項のみ記入してください。)		
自己負担上限月額に関する事項 (該当するものに○印を付けて ください。)	高額難病治療継続者としての認定の申請	有 ・ 無
	人工呼吸器装着者としての認定の申請	有 ・ 無
	患者が医療費支給認定に係る小児慢性疾患児童 等に該当 (申請中の場合を含む。)	有 ・ 無 受給者番号
	患者と同じ医療保険に加入している者が、指定 難病の特定医療費の支給認定を受けた患者又は 医療費支給認定に係る小児慢性疾患児童等に該 当 (申請中の場合を含む。)	有 ・ 無 氏 名 受給者番号
	生 活 保 護 の 受 給	有 ・ 無
	そ の 他 (変更内容を記入してください。)	[]
指 定 難 病 の 名 称	<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 抹消 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 抹消	
追加する指定難病に係る 特定医療費の支給を 開始する年月日	<p>特定医療費の支給開始日は、軽症高額の基準を満たした日の翌日又は臨床調査個人票に記載された診断年月日とします。ただし、遡り期間は原則申請日から1か月前の日(該当日が無い場合は末日)までとし、やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前の日(該当日が無い場合は末日)までとします。やむを得ない理由がある場合は、該当する□内にレ印を記入してください。</p> <input type="checkbox"/> 臨床調査個人票の受領に時間を要したため <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他 ()	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第76号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部
を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則（平成27年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,868人」を「1,879人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第77号

川崎市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

川崎市生活保護法施行細則（昭和47年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第63号様式を次のように改める。

第 6 3 号 様 式

(表)

就労自立給付金支給申請書

次のとおり相違ありませんので、生活保護法施行規則第18条の4の規定に基づき、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

4 就労自立給付金振込先

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合のみ、下記に記載をお願いいたします。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
支 店 名 _____ 支 店
預 金 種 目 普通預金 当座預金
(該当する□内にレ印を記入してください。)

口 座 番 号
(右詰めで記入してください。)

(フリガナ)
口座名義人 _____

※ 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

(裏)

年 月 日

申請者 住所又は居所

氏名

個人番号

(宛先) 川崎市 福祉事務所長

第66号様式を次のように改める。

第 6 6 号 様 式

(表)

進学準備給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市 福祉事務所長

申請者 住所又は居所
(大学等に進学する者)
氏名
個人番号

生活保護法施行規則第18条の9の規定に基づき、次のとおり、進学準備給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先 (該当する□内にレ印を記入してください。)
 大学等進学前と同じ住居に居住
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記入してください。)
居住 (予定) 地 _____
- 5 添付書類

(裏)

6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

支 店 名 _____ 支店

預 金 種 目 普通預金 当座預金 (該当する□内にレ印を記入してください。)口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右詰めで記入してください。)

(フリガナ)

口座名義人 _____

※ 金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

※ この給付金においては公金受取口座登録制度の適用がありませんので、公金受取口座を保護費の受取に利用している場合も、上記に記載をお願いいたします。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第569号

令和5年第5回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和5年11月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 日 時 令和5年11月27日(月曜日) 午前11時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第570号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第49条第2項第3号に掲げる事項について第25条第6項の届出を受けたので、第53条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

名称	変更年月日	変更事項	変更前	変更後
特定非営利活動法人フリースペースたまりば	令和5年9月13日	主たる事務所の所在地(定款第2条)	この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市高津区に置く。	この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

川崎市告示第571号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙省略
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第572号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第573号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第574号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年川崎市条例第4号)第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

(別添略)

川崎市告示第575号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画第一種市街地再開発事業の決定(登戸駅前地区第一種市街地再開発事業)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第576号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更(登戸駅前地区)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第577号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度利用地区の変更(登戸駅前地区)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第578号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の変更(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 多摩区 登戸地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第579号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、

都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画公園の変更(3・3・105号入江崎公園ほか2公園)

2 都市計画を定める土地の区域

川崎都市計画公園 3・3・105号入江崎公園

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市 川崎区 塩浜3丁目地内

川崎都市計画公園 2・2・127号池上新町南公園

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

川崎市 川崎区 池上新町3丁目地内

川崎都市計画公園 2・2・123号塩浜中公園

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

川崎市 川崎区 塩浜3丁目地内

ウ 変更する部分

なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第580号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

川崎市 幸区 鹿島田2丁目地内

イ 削除する部分

川崎市 高津区 梶ヶ谷6丁目地内

多摩区 南生田6丁目地内

麻生区 王禅寺東1丁目地内

ウ 変更する部分

川崎市

中原区

井田2丁目、下小田中1丁目、下小田中2丁目及び下小田中6丁目地内

高津区

宇奈根、梶ヶ谷5丁目、上作延、上作延1丁目、上作延3丁目、北見方1丁目、久地4丁目、下作延5丁目、二子3丁目、溝口1丁目、明津、蟹ヶ谷、末長1丁目、久末、新作1丁目及び千年地内

宮前区

有馬3丁目、潮見台、神木本町3丁目、菅生1丁目、菅生6丁目、土橋1丁目、土橋3丁目、土橋6丁目、土橋7丁目、西野川1丁目、西野川3丁目、野川本町3丁目、南野川1丁目、東有馬1丁目、東有馬2丁目、東有馬3丁目、東有馬5丁目、馬絹2丁目、水沢2丁目及び平2丁目地内

多摩区

生田2丁目、生田8丁目、栗谷3丁目、宿河原3丁目、菅5丁目、菅稲田堤3丁目、菅北浦2丁目、菅馬場2丁目、長沢1丁目、長沢3丁目、登戸、栢形4丁目、南生田2丁目、南生田5丁目、菅仙谷1丁目、西生田3丁目及び中野島地内

麻生区

王禅寺東5丁目、片平4丁目、上麻生7丁目、下麻生2丁目、千代ヶ丘8丁目、千代ヶ丘9丁目、東百合丘1丁目、細山8丁目、栗木3丁目、向原1丁目及び白鳥4丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第581号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場

所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を

経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第582号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田紀彦

令和5年11月1日指定

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社鈴	1475004626	鈴ケア	川崎市川崎区鋼管通3-15-5エコーハイツII301	訪問介護
株式会社若武者ケア	1465390364	ほのぼの訪問看護ステーション溝の口	川崎市高津区久本3-7-4NECグリーンプラザ溝の口2階	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社H&Hホールディングス	1465290283	訪問看護ステーションデライト武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-24-10コスギアイハグウェルネスリビング棟2階オフィス	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社若武者ケア	1475303606	ウェルダリープラザ溝の口	川崎市高津区久本3-7-4NECグリーンプラザ溝の口2階	居宅介護支援
株式会社ELY	1495000836	リハビリデイサービスZip川崎	川崎市川崎区京町2-22-1いなげや川崎京町店2階	地域密着型通所介護
特定非営利活動法人秋桜舎	1495400796	コスモスの家	川崎市多摩区三田2-5-3	地域密着型通所介護
株式会社コミュニティネット	1495600734	定期巡回・随時対応型訪問介護看護スマイルT麻生	川崎市麻生区下麻生2-3-8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社コミュニティネット	1495600742	地域密着型通所介護ジョイ麻生	川崎市麻生区下麻生2-3-8	地域密着型通所介護

川崎市告示第583号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項により

なおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の

届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法

第115条の規定に基づき告示します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

令和5年9月廃止

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ツクイ	1475602403	ツクイ川崎麻生	川崎市麻生区片平3-5-11	居宅介護支援
一般社団法人 メディホープかながわ	1475002992	かりん	川崎市川崎区藤崎4-21-1	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
医療法人新光会(社団)	1475602072	みのり居宅介護支援事業所	川崎市多摩区西生田 5-24-1	居宅介護支援
株式会社ネクサスケア	1475401392	ネクサスコート多摩川桜並木	川崎市多摩区宿河原 6-15-12	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社ネクサスケア	1475301550	ネクサスコート久地	川崎市高津区下作延 6-31-17	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社コアラ川崎	1475303556	株式会社コアラ川崎	川崎市高津区蟹ヶ谷60-1 ニューウエルテラス第7日 吉502号	訪問介護

川崎市告示第584号

令和5(2023)年度版かわさき環境白書の公表について

川崎市環境基本条例(平成3年川崎市条例第28号)第9条の2第1項の規定に基づき、令和5(2023)年度版かわさき環境白書(年次報告書)を次のとおり公表します。

令和5年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

公 告

川崎市公告第1399号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件名	ヘッドスペース試料導入装置付ガスクロマトグラフ質量分析計装置一式(残農)
	履行場所	川崎市健康安全研究所
	履行期限	令和6年3月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理科学機器」 種目「分析機器」に登録されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階) 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	令和6年1月16日11時00分(川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	

入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

その他 詳細は契約課ホームページ 「入札情報 かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1400号

次の公園墓地管理手数料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月17日

川崎市長 福田紀彦

年度	科目	期別	この公告により変更する納期限	件数・備考
令和5年度	公園墓地管理手数料	令和5年度	令和5年12月8日	計687件

(別紙省略)

川崎市公告第1401号

消防法（昭和23年法律第186号）第12条の3第1項の規定により緊急使用停止命令を行ったので、同条第2項において準用する消防法第11条の5第4項の規定により次のとおり公告します。

令和5年11月20日

川崎市長 福田紀彦

- 危険物施設の所在地又は貯蔵（取扱）場所
川崎市川崎区小島町6番3号
- 危険物施設の名称又は危険物の類別、品名、数量
移動タンク貯蔵所（FN1AJ-102138）
- 命令を受けた者の氏名
川崎市川崎区小島町6番3号
上野輸送株式会社 代表取締役社長 甲斐田 透
- 命令の内容
安全が確保されたと認められるまでの間、当該施設における危険物の貯蔵及び取扱いの使用を停止したものの。
- 命令を行った日
令和5年10月20日

川崎市公告第1402号

令和5年12月3日に執行する川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会の委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年3月31日政令第47号）第24条第2項の規定により届出のあった候補者は次のとおりですので、同条第5項の規定により公告します。

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 宅地の所有者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
吉澤 聡美	川崎市多摩区登戸1486番地
井出 正彦	川崎市多摩区登戸1866番地
片山 俊大	東京都大田区北千束3丁目24番14号
黒崎 泰由	川崎市多摩区登戸2527番地
野村 貢	川崎市多摩区登戸2382番地
三平 雅美	川崎市多摩区登戸2091番地
小泉 鎮男	川崎市多摩区登戸11番地

2 宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者

氏名	住所
有限会社東神住宅	川崎市多摩区登戸2262番地

川崎市公告第1403号

令和5年12月3日に執行する川崎都市計画事業登戸土地区画整理審議会の委員の選挙について、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年3月31日政令第47号）第26条の規定により、投票を行わないものとし、同条の規定により公告します。

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市公告第1404号

川崎市市民ミュージアムが過去に販売した映像ホール特別入場券（通称：スカラチケット）について、令和元年東日本台風による被災の影響により利用できない状況であるため、未使用券の還付（払戻し）を実施することを、次のとおり公告します。

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 還付を実施する特別入場券

川崎市市民ミュージアム映像ホール特別入場券（通称：スカラチケット）の未使用券

- 400円券 ピンク色の券（平成9年7月から平成17年3月まで販売）
- 480円券 灰色の券及び自動券売機発行の券（平成17年4月から平成28年3月で販売）

ピンク色の券と灰色の券いずれも1冊10枚つづりで販売し、冊子の表紙部分に10枚分の金額が記載されています。また、自動券売機発行の券はそれぞれ

の半券部分に10枚分の金額が記載されています。還付は1枚単位で行います。入場時に切り取る半券部分が残っていないものは、還付の対象外です。

2 還付の受付期間

令和5年11月22日(木)から令和15年11月21日(月)まで

3 還付の方法

還付の方法は、川崎市金銭会計規則第91条に定める過誤納金の払戻しの手続きを準用することとし、次のとおり取り扱います。

(1) 未使用券をお持ちの方は、「川崎市市民ミュージアム映像ホール特別入場券(スカラチケット)未使用券料金の還付申請書(様式1)を御記入のうえ、未使用券の現物(表紙が残っている場合は、表紙を含む。)及び振込先口座の通帳又はキャッシュカードのコピーを添付して川崎市市民ミュージアムへ郵送で御提出ください。なお、申請時の郵送料は申請者負担となります。

(2) 川崎市市民ミュージアムは、申請の内容等を確認したのち、申請者が指定された口座へ振替により未使用券の額面合計額を還付します。

(3) 過去にスカラチケットを購入された方が未使用券を紛失したとき又は未使用券として提出されたものが汚損等により全く判読できないときは、還付することができませんので、御了承ください。

4 関係書類の入手方法

川崎市市民ミュージアムのホームページから申請書のデータをダウンロードすることができます。通信環境をお持ちでない方は、川崎市市民ミュージアムにお問い合わせください。

5 問合せ先及び還付申請書等の郵送先

市民文化局川崎市市民ミュージアム 企画調整担当
〒215-0021

川崎市麻生区上麻生 6-15-2

電 話 044-712-2800

F A X 044-712-2804

電子メール 25museum@city.kawasaki.jp

川崎市公告第1405号

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(令和元年川崎市条例第35号)第17条第1項の規定に基づき、インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講じたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年11月21日

川崎市長 福田紀彦

1 本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨の認識

(1) インターネット上の電子掲示板「5ちゃんねる」

へ、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「さっさと●●(特定の国名)へ帰って」という趣旨の表現(事案番号1)

イ 「日本から出てけ」という趣旨の表現(事案番号2)

ウ 「祖国へ帰ったらいかがでしょうか」という趣旨の表現(事案番号3)

エ 「日本からはとっとと出て行け」という趣旨の表現(事案番号4)

オ 「在日は日本にいない人間。密航者で日本の福祉にたかって生きる外人なんかいらん」という趣旨の表現(事案番号5)

カ 「日本じゃなくてもいいから出て行け」という趣旨の表現(事案番号6)

キ 「とっとと祖国の××××(特定の地域名)に帰ればいいだけじゃん」という趣旨の表現(事案番号7)

ク 「日本から消えろ」という趣旨の表現(事案番号8)

ケ 「とっととお帰りください」という趣旨の表現(事案番号9)

コ 「安心して生きていきたいのならば、祖国に帰れよ」という趣旨の表現(事案番号10)

サ 「さっさと帰ってどうぞ」という趣旨の表現(事案番号11)

シ 「帰れよ」という趣旨の表現(事案番号12、14、15、22、32及び56)

ス 「帰れ」という趣旨の表現(事案番号13)

セ 「祖国へお帰りになったらいかがですか」という趣旨の表現(事案番号16)

ソ 「◆◆◆◆(誹謗中傷する表現)のゴミ」という趣旨の表現(事案番号17)

タ 「さっさと帰れよ」という趣旨の表現(事案番号18)

チ 「差別国家からは今すぐ逃げ帰るべきだろ」という趣旨の表現(事案番号19)

ツ 「また迷惑かけてんのかクソ在日しねばいいのに」という趣旨の表現(事案番号20)

テ 「一刻もはやく帰国しろよ」という趣旨の表現(事案番号21)

ト 「帰るべき国があるのだから 帰ればいだけ」という趣旨の表現(事案番号23)

ナ 「自分の国に帰って欲しい」という趣旨の表現(事案番号24)

ニ 「在日を排除すれば良いだけ」という趣旨の表

現 (事案番号25)
 ヌ 「在日は義務果たしに帰国しなさい」という趣旨の表現 (事案番号26)
 ネ 「帰れ」及び「さっさと帰れ」という趣旨の表現 (事案番号27)
 ノ 「差別されるとこから一刻も早く出られることをお勧めしているんです」という趣旨の表現 (事案番号28)
 ハ 「日本が気に入らないなら帰るしかねえじゃん」という趣旨の表現 (事案番号29)
 ヒ 「日本が嫌なら祖国に帰ったらいいのに」という趣旨の表現 (事案番号30)
 フ 「さっさと帰れ」という趣旨の表現 (事案番号31及び35)
 ヘ 「国籍国に帰るべき」という趣旨の表現 (事案番号33)
 ホ 「帰れって」という趣旨の表現 (事案番号34)
 マ 「さっさと国へ帰れよ」という趣旨の表現 (事案番号36)
 ミ 「さっさと国へ帰ってくれ」という趣旨の表現 (事案番号37)
 ム 「祖国にお帰りください」という趣旨の表現 (事案番号38)
 メ 「嫌なら国帰れよど正論だろうが」という趣旨の表現 (事案番号52)
 モ 「祖国へ帰れと言うのは、差別的な発言ではなく、妥当な措置の提案だろ」及び「日本人に合わない文化に固執するなら、日本から出ていけというのは至極真つ当な意見」という趣旨の表現 (事案番号53)
 ヤ 「日本を害するなら帰れと言ってはいけないことなど何一つない」という趣旨の表現 (事案番号54)
 ユ 「祖国で幸せに暮せば良いじゃんってのは正論」という趣旨の表現 (事案番号55)
 ヨ 「おまえが帰ればいいだけだろ」という趣旨の表現 (事案番号57)
 ラ 「さっさと帰れと言ってるだけ」という趣旨の表現 (事案番号58)
 リ 「日本国に馴染めないのなら帰るなり死ぬなりお好きにどうぞ」という趣旨の表現 (事案番号73)
 (2) インターネット上のブログサイト「ライブドアブログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする次の表現を含む投稿を掲載又は転載をした行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。

ア 「あなたの居場所は●●(特定の国名)よ」という趣旨の表現 (事案番号39)
 イ 「おかえりもらわんとな」及び「△△△△(特定の民族に対する蔑称)共は一匹足りとも必要ない」という趣旨の表現 (事案番号40)
 ウ 「日本にはいらない人なので」という趣旨の表現 (事案番号41)
 エ 「頼むから帰って下さい」、「母国が大変なので帰って下さい」、「金やるから帰って下さい」、「強制送還」及び「帰ってもらいべき」という趣旨の表現 (事案番号42)
 オ 「祖国へ永住を断行してください」という趣旨の表現 (事案番号43)
 カ 「祖国に帰れば良いつて話なんだが」という趣旨の表現 (事案番号44)
 キ 「恥ずかしい民族」、「劣等民族」、「◎◎(特定の人々に対する差別的表現)」及び「馬鹿民族」という趣旨の表現 (事案番号45)
 ク 「□□□□人◇◇◇人(特定の民族名)やら扇動して襲わせるか」という趣旨の表現 (事案番号46)
 ケ 「今すぐ国内在住●●人(特定の民族名)を皆殺しにしろや」という趣旨の表現 (事案番号47)
 コ 「出てけ」という趣旨の表現 (事案番号48)
 サ 「「出ていけ」と言うのは当然」という趣旨の表現 (事案番号49)
 シ 「祖国に帰れ」、「不法滞在するな」、「日本に住むな」、「日本に住む権利がないだろ」及び「日本から出て行け」という趣旨の表現 (事案番号50)
 ス 「日本国民で監視しましょう」、「監視して、隠し撮りして、こいつの動向を、全て晒しましょう」及び「目には目を、歯には歯を、アンフェアには、アンフェアを」という趣旨の表現 (事案番号51)
 セ 「「祖国に帰れ」は差別やヘイトスピーチではなく、反社会的な外国人への普遍的な対応だろ」という趣旨の表現 (事案番号60及び68)
 ソ 「祖国へ帰れ」という趣旨の表現 (事案番号61及び69)
 タ 「三世は帰らないといけないんじゃないの」という趣旨の表現 (事案番号62、64及び70)
 チ 「いやなら祖国へ帰れ」という趣旨の表現 (事案番号63)
 ツ 「祖国へ帰れと言われて怒るのは××人(特定の民族名)ぐらいだ、普通はハイそうですかと帰るけどな」という趣旨の表現 (事案番号65)
 テ 「腐れ××人(特定の民族名)」、「犯罪者の子孫」、「日本から出て行け」及び「下等生物」という趣旨の表現 (事案番号66)

ト 「在日が帰国すれば祖国の力になるから、帰れと言っているんだらうが」という趣旨の表現(事案番号67)

ナ 「安全で差別のない祖国にお帰りというのは、当然では」という趣旨の表現(事案番号71)

ニ 「祖国に帰ったら良いだろというのが、なぜヘイトになるんだらうね。ヘイトというよりは、自分にとって都合の悪い意見に過ぎないだろ」という趣旨の表現(事案番号72)

(3) インターネット上のブログサイト「アマーバログ」に、特定の市民等を対象として、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とする「工作人員には人権がないから処分するしかない」、「可能な限り早く帰国されることが望ましい」及び「祖国へ帰れと言われても仕方がない」という趣旨の表現を含む投稿を掲載した行為は、いずれも本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する。(事案番号59)

2 インターネット表現活動に係る表現の内容の概要

上記1(1)、(2)及び(3)に記載のとおり

3 拡散を防止するために講じた措置

(1) 上記1(1)の表現を含む投稿について、「5ちゃん

ねる」を運営するロキテクノロジー社に削除を要請した。

(2) 上記1(2)の表現を含む動画について、「ライブドアブログ」を運営する株式会社ライブドアに削除を要請した。

(3) 上記1(3)の表現を含む動画について、「アマーバログ」を運営する株式会社サイバーエージェントに削除を要請した。

4 拡散を防止する措置を講じた年月日

令和5年11月20日

5 その他

(1) 上記1(1)、(2)及び(3)の表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当するものであるが、広く市民に周知することにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものである。

(2) 公表したものの以外の表現が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当しないという趣旨ではない。

川崎市公告第1406号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	市道土橋7号線道路補修(側溝)工事
	履行場所	川崎市宮前区土橋7丁目2番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年12月7日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道堀川町線舗装道補修(歩道)工事
	履 行 場 所	川崎市幸区堀川町72-21地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年12月7日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平公園ほか遊具更新工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区平2丁目14-1ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p>	

参 加 資 格	<p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「平公園ほか遊具更新工事」又は「鷺沼公園施設整備工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「平公園ほか遊具更新工事」、「鷺沼公園施設整備工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事は落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	有馬2丁目公園ほか遊具更新工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬2丁目7ほか
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「造園」）を専任で配置できること。</p>	

参加資格	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年12月7日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	鷺沼公園施設整備工事
	履行場所	川崎市宮前区鷺沼2丁目10-1
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年12月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「平公園ほか遊具更新工事」又は「鷺沼公園施設整備工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「平公園ほか遊具更新工事」、「鷺沼公園施設整備工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなりません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する</p>	

そ の 他	場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	宮前区内平瀬川改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区初山2丁目1番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
	契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年12月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	浮島2期廃棄物埋立護岸外周道路新設(その3)工事
	履行場所	川崎市川崎区浮島町地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年12月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	夢見ヶ崎動物公園利用者利便施設新築冷暖房設備その他工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬1丁目2番1号
	履行期間	契約の日から令和6年8月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企</p>	

参加資格	<p>業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p> <p>(10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>令和6年1月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件9)

競争入札に付する事項	件名	大師駅前公衆トイレ補修工事
	履行場所	川崎市川崎区大師駅前1-18
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「D」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1407号

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和5年11月22日

川崎市長 福田紀彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆりストア百合丘本店
神奈川県川崎市麻生区百合丘1-1
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
百合ヶ丘産業株式会社
神奈川県川崎市麻生区百合丘1-1
代表取締役 渡邊 雄介
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,470㎡
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日
令和5年1月15日
- 変更する理由
店舗を閉店し建て替えるため
- 届出の年月日
令和5年11月17日

川崎市公告第1408号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和5年11月22日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市麻生区岡上二丁目13-3
住所・氏名	星芝 義人

道路位置の地名・地番	川崎市麻生区岡上二丁目184番1、184番2、209番2、209番5及び無地番地の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	7.00メートル
	4.50メートル		5.00メートル
川崎市指令ま建指第207号		廃止年月日	令和5年11月22日

川崎市公告第1409号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

- 競争入札に付する事項
 - 件名 被災者生活再建支援システム用パソコン等賃貸借及び保守
 - 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階ほか
 - 履行期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日まで
 - 賃貸借内容 詳細は仕様書による
- 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

 - 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「事務用機器」で登載が予定されている者。
 - 令和2年4月1日以降に、本市その他の官公庁と同種の契約を2回以上締結し、これらを全て履行した実績があること。
- 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写し等業務内容が分かるもの）を持

参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部災害システム担当

電 話 044-200-2857 (直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)から12月5日(火)までの午前9時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

- ・ 競争入札参加申込書
- ・ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書等の交付

競争入札参加申込書、仕様書、契約書(案)、質問書が添付されている入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。「(入札情報かわさき)の「入札情報」の「入札情報(入札公表・落札結果)」物品の欄の「入札公表」の中にあります。

なお、ダウンロードができない場合には、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」において印刷物を配布します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付等

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者に、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和5年12月11日(月)午後5時まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信します。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ・回答

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 受付期間

令和5年11月27日(月)の午前9時から令和5年12月

13日(水)の午後5時までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。

なお、いずれの場合も「6(2)受付期間」の期間内に必着とします。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を危機管理本部危機管理部災害システム担当宛てに電話で連絡してください。

(5) 回答方法

令和5年12月18日(月)までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に前記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出方法

入札は、所定の入札書を持参するものとします。入札書は、入札件名を記載した封筒に入れて提出してください。

また、入札を代理人に委任する場合は、入札書の代表者欄下段に代理人の氏名を記入し、押印の上、提出してください。

イ 入札・開札の日時及び場所

(ア) 日時 令和5年12月26日(火) 10時00分

(イ) 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

市役所本庁舎302会議

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜き)に60か月を乗じる方法で見積ります。入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(7) 入札・開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。7(1)イ(イ)(入札・開札の場所)に入場するときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示及び名刺の提出が必要となりますので、必ず持参してください。

なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません(入札前に委任状を提出してください)。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、前記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 本書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 本件契約は、川崎市契約条例第6条第1号に規定する契約に該当しますので、発注者は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、本件契約を変更又は解除することができます。

前記を理由に発注者が本件契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができます。この場合における補償額は、発注者と受注者が協議の上、決定するものとします。

川崎市公告第1410号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名

令和5年度多摩区ガイドマップ作成業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

3 履行場所

多摩区総合庁舎、その他多摩区内で必要な場所

4 業務概要

多摩区ガイドマップを最新の情報に更新し、発行します。市外からの転入者向け及び来訪者向けとして、区の縮尺地図と市の施設情報の他、避難所一覧などの防災情報やバス路線図や民間施設等の生活情報、区の取組や見どころ、観光スポット、イベントカレンダー等を紹介することで、多摩区の魅力や、多摩区での生活に役立つ地域情報を提供し、転入者等の新しい暮らしでの不安を軽減します。とともに、区への愛着を育み、また観光推進の一助とすることが目的です。

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「99その他業務」の内、種目「99その他業務」で登録している者

(4) 全区域レベルでの地図調製、且つデザイン・レイアウトの対応が可能で事業目的・趣旨等を理解し、確実に事業を履行でき、過去5箇年の間に、本市又

はその他の官公庁において、全区域レベル相当のガイドマップ作成事業委託契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

- (5) 主任技術者に測量士を配置すること。
 (6) 担当技術者については、本業務の契約日時点で3ヶ月以上の雇用関係が証明できること。

6 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」または、次の配布・提出場所において一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参または郵送により提出してください。

入札参加資格を証する書類は、上記5-(4)について、実績等を記載したものです。(書式自由)

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎10階
 多摩区役所まちづくり推進部地域振興課

電 話 044-935-3143

F A X 044-935-3391

電子メール 71tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)午前8時30分から12月5日(火)午後4時まで(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。)

(3) 提出方法

持参または郵送

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 6(1)に同じ

- (2) 日時 12月7日(木)午後1時から午後4時まで
 ただし、業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

8 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

6(1)に同じ

(2) 質問受付期間

11月27日(月)から12月8日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び12月11日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜

日及び祝日)並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール

(5) 回答方法

12月14日(木)午後4時まで一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては、回答しません。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

10 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 12月19日(火)午後1時30分

イ 入札場所 〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区総合庁舎10階1002会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は無効とします。

11 契約手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
 - ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
 - イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。
- (2) 契約書作成の要否 必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは6に記載)及び「6(1)配布・提出先」で閲覧することができます。

12 その他

関連情報を入手するための窓口は、「6(1)配布・提出先」と同じ。

川崎市公告第1411号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市立学校が使用する公衆街路灯、定額電灯、従量電灯及び低圧電力の供給契約
- (2) 供給内容
21,149kWh(見込み)
※公衆街路灯及び定額電灯については従量料金の算定に当たって使用電力量を考慮しないため、見込みから除く。
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
川崎市立殿町小学校ほか57校

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (2) 令和5年11月27日から開札日までの間のいずれの日においても、川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する一般競争入札参加停止及び川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止が行われていないこと。
- (3) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づ

き、50点以上の評価を受けている者であること。

- (4) 令和5年11月27日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿に業種「その他物品販売」種目「電気供給」で登録が見込まれる者であること。
 - (5) 電気の供給について、仕様書の内容を十分に理解した上で遵守できること。また、供給期間中は安定的かつ確実に電気を供給することができる者であること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布、提出場所
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル3階
川崎市教育委員会事務局総務部学事課
電話 044-200-3264
 - (2) 配布、提出期間
令和5年11月27日(月)～令和5年12月6日(水)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、(2)の期間に(1)の場所で配布します。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年12月7日(木)までに送付します。
- 5 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 問い合わせ場所
上記3(1)に同じ。
 - (2) 問い合わせ期間
令和5年12月8日(金)～令和5年12月15日(金)(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
 - (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、直接、担当部署に提出するか、指定するFAX宛に送信してください。
FAX宛先 044-200-3950
 - (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和5年12月22日(金)までに、競争参加者全てに、電子メールにて送付します。
- 6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和6年1月9日(火) 午後2時00分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階
1201会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記7(1)ア(ア)に同じ。

(4) 開札の場所

上記7(1)ア(イ)に同じ。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。

川崎市公告第1412号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市PPPプラットフォームセミナー開催支援等業務委託

(2) 履行場所

川崎市役所他

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

先進的な事例の紹介や民間企業との情報交換等を通じて、「庁内検討における川崎市の判断を後押しするための民間との意見交換・対話の場」と「PPP/PFI(民間活用)事業への地域企業の参画を促す場」を創出し、今後の川崎市におけるPPP/PFI事業の促進を図ることを目的に、川崎市PPPプラットフォーム(以下、PFという。)を開催している。

本業務は、PFセミナー開催の準備、運営等を円滑にかつ効果的に進めるため業務委託を行うものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「市場調査」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 平成30年度以降で、本市又は他官公庁においてPPP/PFI事業に係る類似業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、契約実績を証する契約書の写しを提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
〔住所等〕川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所(新本庁舎)8階
〔担当課〕総務企画局行政改革マネジメント推進室
電 話 044-200-0130(直通)
F A X 044-200-0622
E-mail 17manage@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年11月27日(月)から12月4日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土日祝日を除く)
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
 - (1) 入札説明会
実施しません。
 - (2) 入札説明書の交付
業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
 - (1) 日 時
令和5年12月6日(水) 午前9時から午後5時まで
 - (2) 場 所
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
 - (1) 問合せ先
3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
 - (2) 質問受付期間
令和5年12月6日(水)から12月8日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
 - (4) 質問受付方法

- 持参、電子メール又はF A Xによります。
- ア 電子メール 17manage@city.kawasaki.jp
イ F A X 044-200-0622
- (5) 回答方法
令和5年12月13日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
 - 7 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
 - 8 入札の手続等
 - (1) 入札方法
ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和5年12月21日(木) 午前9時30分
イ 入札場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所(新本庁舎)3階 305会議室
 - (3) 入札書の提出方法
持参とします。
 - (4) 入札保証金
免除とします。
 - (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
 - 9 契約の手続き等

- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先
の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1413号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
災害対策用毛布リパック業務委託
- (2) 履行場所
ア 回収場所
殿町小学校備蓄倉庫（川崎区殿町1-17-19）ほか、市内28箇所
イ 納品場所
殿町小学校備蓄倉庫（川崎区殿町1-17-19）ほか、市内28箇所
- (3) 完了期限
令和6年3月25日(月)限り
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 一般競争入札参加資格確認書の提出締切日において、令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目が「その他」に登載されていること。
- (4) 過去3年間で国又は地方公共団体において、類似の契約実績があること。

3 一般競争参加資格申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書類（契約書や仕様書の写しなど）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

電 話 044-200-1432（直通）

F A X 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)までとします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで。）

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付、入札説明書及び仕様書の配布並びに入札説明会

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛て令和5年12月8日(金)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

ア 日時

令和5年12月8日(金)午後1時から午後5時15分まで

イ 場所

3(1)に同じ

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）。

なお、インターネットから入手できない者には、

申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年12月8日(金)から令和5年12月11日(月)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

(5) 回答期日・方法

令和5年12月13日(水)に、一般競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に電子メールにて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

FAX 044-200-3972

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は契約金額の単価で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年12月18日(月) 午前11時00分

イ 入札場所

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部 災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ。

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1414号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 業務名

ユニットハウス設置等業務委託

2 履行期限

令和6年3月25日(月)限り

3 履行場所

川崎市高津区瀬田地内

多摩川緑地バーベキュー場内

4 業務概要

多摩川緑地バーベキュー場に新たなユニットハウス及び付帯設備を設置し、現存のユニットハウスを同広場内で移設する。

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条に規定する資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他」種目「その他」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地17階

電 話 044-200-2268

F A X 044-200-3973

電子メール 53mikyo@city.kawasaki.jp

7 一般競争入札参加資格確認申請書及び委託仕様書の配布等

(1) 配布期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

(3) 参加資格確認申請書提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(5) 提出方法

持参

(6) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

8 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5年12月4日(月)までに、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に登録している電子メールの

アドレス宛て、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

9 質問書の配布・提出・回答

(1) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

(2) 提出期間

令和5年12月4日(月)から令和5年12月6日(水)午後5時まで

(3) 提出方法

「6 担当部局」に電子メールで提出すること。なお、送付した旨を「6 担当部局」宛て電話にて御連絡ください。

(4) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5年12月8日(金)までに川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に登録している電子メールのアドレス宛て送付します。なお、メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

10 競争入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記5の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

11 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年12月15日(金)午前10時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地3階304会議室

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

12 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

13 その他

(1) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できます。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

川崎市公告第1415号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 件 名

川崎駅西口地区における景観向上に向けた検討業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

3 履行場所

川崎市幸区役所道路公園センター管内

4 業務概要

(1) 業務目的

川崎駅西口は、「川崎駅周辺総合整備計画」(2006(平成18)年4月策定、2016(平成28)年3月改訂)に基づき整備が行われたが、約20年が経過し、西口エリアにおける駅利用者の動線の変化及び景観に関する社会情勢の変化や、本市の次の100年に向けた将来像を踏まえた景観形成が必要であると考えられる。

当該業務は、川崎駅の東西の「つながり」における回遊性の向上と、令和6年度の全国都市緑化かわさきフェア開催を契機とした緑化技術を取り入れた

美しい都市景観の形成や、幸区が持つポテンシャルを最大限に活かした景観を将来に渡り維持できる持続可能な取組を検討することを目的とする。

(2) 業務内容

検討結果報告書の作成

ア 川崎駅西口エリアにおける景観向上に向けた課題抽出及び総合的所見

イ 課題箇所における都市緑化の概念を取り入れたインフラ整備案の検討・設計基礎資料の作成

(発注者が課題とする箇所については、発注者が受注者にデータを提供する。)

ウ 全国都市緑化かわさきフェアのコンセプトに沿った川崎駅西口エリアにおける次の100年に向けた美しい都市景観デザイン案の作成

5 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「造園部門」で登録されている者。

(4) 法人であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 本業務に類似する計画策定に係る業務実績を有すること。

6 担当部局

幸区役所道路公園センター(協働・利活用推進担当)

〒212-0053 川崎市幸区下平間357-3

電 話 044-544-5500(直通)

F A X 044-556-1650

電子メール 63doukyo@city.kawasaki.jp

7 入札参加申込書の配布及び提出

(1) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時までを除く)

(2) 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(3) 提出方法

6 担当部局あてに持参または郵送にて提出すること。

(4) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出すること。

ア 入札参加申込書

イ 上記5(6)が証明できる資料(契約書の写し等)

8 競争入札参加資格確認通知書の交付

7により入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和5年12月5日(火)までに電子メールで送信します。なお、電子メールのアドレスを登録していない者へは、FAXで送付します。または、入札参加者が直接受取りに来るようお願いいたします。

9 仕様書に関する問い合わせ

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しません。

(1) 質問受付方法

電子メール、FAXによります。

なお、電子メール及びFAXを送信した際は、その旨を6 担当部局まで電話連絡してください。

電子メール 63doukyo@city.kawasaki.jp

FAX 044-556-1650

(2) 質問受付期間

令和5年12月5日(火)から令和5年12月11日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時までを除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付している「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問の回答

ア 回答日

令和5年12月13日(休)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を送付します。

なお、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスへ電子メールで送付します。電子メールアドレスを登録していない者へはFAXで送付します。

回答後の再質問は受付しません。

10 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加資格申込書及び提出書類等に、虚偽の記載をしたとき。

11 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行う。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札は所定の入札書をもって行う。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税額及び地方消費税額に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とする。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年12月19日(火)午前10時30分

イ 入札場所

川崎市幸区役所道路公園センター1階会議室
川崎市幸区下平間357-3

(3) 入札書の提出方法

持参による入札。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

12 契約の手續等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」において閲覧できます。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

川崎市公告第1416号

入 札 公 告

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

令和5年度保育所・わくわくプラザ事業等利用者向けアンケート調査業務委託

(2) 履行場所

受注者作業場所ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市「令和5・6年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「調査・測定」・種目名「市場調査」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 平成30年4月1日以降に、本市又は他官公庁において類似業務を受託した実績を有すること。

3 一般競争入札参加申込み及び仕様書について

この一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所本庁舎15階
こども未来局保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当

電 話 044-200-3414

E-mail 45suisin@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和5年11月27日から令和5年12月8日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土日祝日及び正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参又は郵送とします。ただし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とし、簡易書留等、配達記録が確認できる手段を使用してください。

- (5) 一般競争入札参加申込書及び仕様書等の入手方法
一般競争入札参加申込書及び入札説明書並びに仕様書等は、川崎市のホームページからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。ダウンロードができない場合には、「3(2)提出期間」の期間に、「3(1)提出場所」で配布します。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、一般競争入札参加資格確認通知書は自動的に電子メールで配信されます。

(1) 交付場所及び問合せ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 交付日時

令和5年12月12日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問い合わせ

仕様又は入札説明書に関する問合せ 仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

「3(1)提出場所」に同じ。

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送信してください。

(3) 受付期間

令和5年12月12日(火)午前8時30分から令和5年12月14日(木)午後5時まで

(4) 回答方法

令和5年12月18日(月)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送信します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に「2 一般競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

- ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。
- イ 代理人が持参する場合は、入札開始前に委任状を提出してください。
- ウ 入札は税抜きの総額で行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札・開札日時
令和5年12月22日 午前10時00分
- イ 入札・開札場所
川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎
1階 102会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません

(2) 前払金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、「3(1)提出場所」及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)提出場所」に同じです。
- (5) 業務の詳細、競争入札参加申込書、質問書、入札説明書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1417号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 環境影響評価準備書縦覧お知らせリーフレット作成及びポスティング業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地ほか
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月22日まで
- (4) 業務概要 本業務は、堤根処理センター整備事業の一環として、川崎市環境影響評価に関する条例に基づく環境影響評価準備書縦覧お知らせリーフレット作成及びポスティング業務を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「印刷物のデザイン」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市(業務委託)有資格者名簿に地域区分市内で登録されている者。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和3・4年度に本市、他官公庁又は民間において、印刷業務の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(6)の契約書類(写し)を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎20階

環境局施設部施設建設課 北村、金子
電話 044-200-2554 (直通)

※ 競争入札参加申込書及び再委託確認書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)9時から17時まで

(土曜日、日曜日及び12時から13時を除く)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(6)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年12月12日(火)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付日時 令和5年12月12日(火)9時から17時まで
(12時から13時を除く)

(2) 交付場所 上記3(1)に同じ

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年12月12日(火)から令和5年12月18日(月)9時から17時

(土曜日、日曜日及び12時から13時を除く)

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30siseke@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和5年12月21日(木)

全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時 令和5年12月26日(火)10時00分

イ 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎20階 環境局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 入札金額

入札金額は、各単価の合計額となります。

また、入札時に単価内訳の提示を求めます。

(5) 入札保証金

免除

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 単価契約金額

上記7(4)にて提示した単価内訳の金額とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わないものは、再入札に参加する意思がないものとみなします。)

(9) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

(4) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる

場合があります。

川崎市公告第1418号

一般競争入札について、次のとおり公表します。
令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物(汚泥)収集運搬・処分業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和6年3月15日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」に記載されていること。
- (4) 本市又はその他の官公庁において、産業廃棄物(汚泥)の収集運搬及び処分に関する委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- (6) 川崎市又は神奈川県及び処分地において、産業廃棄物収集運搬業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。
- (7) 処分地において、産業廃棄物処分業の許可(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 辻
電 話 044-200-3480

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)～令和5年12月1日(金)
9時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 2(4)、(6)及び(7)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

(1) 積算用資料

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により、令和5年12月5日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年12月5日(火)～令和5年12月7日(木)9時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年12月11日(月)までに、入札参加資格があると認められた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することが

できません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (1) 入札方法 持参による紙入札(見積内訳書も持参してください。)入札は、単価×予定数量の総額で行います。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年12月15日(金)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所本庁舎16階1603会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否
- (4) 契約金額 見積内訳書に記載された単価により契約を締結します。

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1419号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市立学校機密文書収集運搬業務(北部)
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 契約日～令和6年3月15日
- (4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「一般廃棄物収集運搬業」に記載されていること。
- (4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 辻

電 話 044-200-3480

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)～令和5年12月1日(金)

9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(3) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し

※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 提出方法

持参

4 資料の閲覧

(1) 積算用資料

3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX）により、令和5年12月5日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

6 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和5年12月5日(火)～令和5年12月7日(木)9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。

※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年12月11日(月)までに、入札参加資格があると認められた者に文書（電子メールまたはFAX）にて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札(見積内訳書も持参してください。)

入札は、単価×予定数量の総額で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和5年12月15日(金) 11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階1603会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。

9 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

(4) 契約金額 見積内訳書に記載された単価により契約を締結します。

10 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。

(5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1420号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立学校機密文書収集運搬業務(南部)

(2) 履行場所 川崎市立学校

(3) 履行期間 契約日～令和6年3月15日

(4) 業務概要 仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿で、企業規模「中小企業」、地域区分「市内又は「準市内」、業種名「廃棄物関連業務」、種目名「一般廃棄物収集運搬業」に記載されていること。
- (4) 本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績が過去5年以内にあること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
- この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (1) 配布・提出場所
〒210-0004
川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命川崎ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 辻
電 話 044-200-3480
F A X 044-200-3679
E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和5年11月27日(月)～令和5年12月1日(金) 9時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加申込書
イ 2(4)に示した資格の確認ができる書類の写し
※書類の提出に不備がある場合、参加資格の確認ができない等、無効となる場合がありますので御注意ください。
- (4) 提出方法
持参
- 4 資料の閲覧
- (1) 積算用資料
3(1)の場所、3(2)の期間で縦覧に供します。
- 5 確認通知書の交付
- 一般競争入札参加申込書を提出した者には、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス（当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A X）により、令和5年12月5日(火)までに交付します。併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。
- 6 質問書の受付・回答
- 確認通知書の交付を受け、入札参加資格があると認められた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

- (1) 質問受付期間
令和5年12月5日(火)～令和5年12月7日(木)9時～12時、13時～16時
※ただし、土曜日、日曜日を除きます。
- (2) 質問方法
「質問書」により、3(1)のF A X又は、電子メールアドレスにて送信後、所管課まで電話連絡をしてください。
※郵送による提出は認めません。なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。
- (3) 回答方法
入札参加資格があると認められた者から質問があった場合、令和5年12月11日(月)までに、入札参加資格があると認められた者に文書（電子メールまたはF A X）にて送付します。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (1) 入札方法 持参による紙入札（見積内訳書も持参してください。）
入札は、単価×予定数量の総額で行います。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年12月15日(金)
11時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階1603会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。
- (6) 落札者の決定等
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、疑義が生じた際は、調査を行う場合があります。
- 9 契約手続等
- (1) 契約書の作成 要

- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否
- (4) 契約金額 見積内訳書に記載された単価により契約を締結します。

10 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧及びダウンロードをすることができます。
- (5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1421号

入 札 公 告

業務委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
川崎市立中学校の部活動に関するアンケート集計分析業務委託
- (2) 履行場所
川崎市教育委員会健康教育課
- (3) 履行期間
契約日から令和6年3月22日まで
- (4) 調達概要
今後の部活動の取組に向けて参考とすることを目的として、市が実施するアンケートの集計及び分析業務。詳細は仕様書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査測定」種目「他調査」で登録されていること。
- (4) 過去5年間(平成30年度以降)で類似委託業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。また、3(1)の場所で配布しています。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会
健康教育課学校体育・安全・部活動担当 鈴木
電 話：044-200-0756(直通)
e-mail：88kenko@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間
令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)とします。

4 入札説明書の交付

- (1) 配布場所
本件の入札説明書及び仕様書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からの閲覧及びダウンロードが可能です。また、3(1)でも配布しています。
- (2) 配布期間
3(2)と同じです。

5 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、令和5年12月5日(火)午後5時までに競争参加資格確認通知書を交付します。

交付方法については、競争参加申込書に記載の電子メールアドレス宛に、メール送付により交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ先
3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事項を記載の上、電子メールアドレス宛に送付してください。また、送付後に必ず担当者あて電話連絡をしてください。
- (2) 受付期間
令和5年12月6日(水)～令和5年12月8日(金)
(毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から5時まで)
- (3) 回答予定日
令和5年12月13日(水)午後5時までに電子メールにて回答
- (4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加資格確認通知書の提示を求めらるので必ず持参すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参すること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、令和5年度当該委託業務に係る総額（消費税額及び地方消費税額を含めないこと。）を記載すること。なお、契約金額は入札金額に所定の消費税額及び地方消費税額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 日時 令和5年12月18日(月) 午後4時
- イ 場所 川崎市役所第4庁舎4階 第2会議室
(川崎区宮本町3-3)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

10 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

- (2) 契約書作成の要否
必要とします。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第1422号

入 札 公 告

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
上屋シャッター保守点検業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区千鳥町
- (3) 履行期間
契約日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要

本委託は、川崎港千鳥町ふ頭の各上屋に設置されているシャッターの設備機能保持のため、期間内に1回、目視・操作確認・作動確認・締付確認測定・計測等の方法により点検を行うものです。

また、点検の際に必要なに応じて軽微な調整等を行います。

詳細については、「上屋シャッター保守点検業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」、企業規模「中小企業」で登録されている者。
 - (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「その他の施設維持管理」で登録されている者。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒210-0869
川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター
港湾管理課
電話番号 044-287-6014
FAX 044-287-6038
E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp
なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
 - (2) 配布・提出期間
令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)までとします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
 - (3) 提出書類
一般競争入札参加申込書
 - (4) 提出方法
持参とします。
- 4 入札説明書の縦覧
入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。
- 5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付
- (1) 競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。
ア 交付場所
3(1)に同じ
イ 交付日時
令和5年12月8日(金)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます)。
 - (2) 入札説明書及び仕様書等の交付

- 競争入札参加資格が有ると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。
- ア 交付場所
3(1)に同じ
 - イ 交付日時
5(1)イに同じ
- ただし、(1)及び(2)について、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和5年12月8日(金)までに競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先等
- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
 - (2) 質問受付期間
令和5年12月11日(月)午前9時から令和5年12月13日(水)午後4時まで
 - (3) 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。
 - (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXに限ります。
電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp
FAX 044-287-6038
 - (5) 回答方法
令和5年12月20日(水)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札・開札日時
令和5年12月25日(月) 午前10時
イ 入札・開札場所
川崎市川崎区東扇島38-1
川崎マリエン3階会議室
 - (3) 入札保証金
免除
 - (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入

札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により契約を締結します。

- (1) 契約保証金は免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
契約書を作成することを要します。
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第1423号

委託契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
平間・平間乳児保育園跡地登記業務委託
- (2) 履行場所
川崎市中原区上平間字天神台366番1
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託内容
平間・平間乳児保育園跡地の資産運用に供するための登記業務

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「土地家屋調査士」種目「土地家屋調査士業務」に記載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) この業務委託の契約締結後、確実かつ速やかに業務を実施することが可能であること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所

ア 窓口での閲覧

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 15階
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
担当 提箸(さげはし)
電話:044-200-3474

イ インターネットでの閲覧

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の欄の「財政局入札公表」から閲覧及びダウンロードすることが可能です。

(2) 閲覧期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

4 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎 15階
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課
担当 提箸(さげはし)
電 話:044-200-3474
E-mail:45taisak@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出物

競争参加申込書

川崎市ホームページ「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。

ダウンロード出来ない場合は、4(1)の場所で4(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

5 一般競争入札参加確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、本市による提出物・資格等の審査の上、次により競争参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ掲載した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。

(1) 場所

4(1)に同じ

(2) 日時

令和5年12月5日(火)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

また、入札説明書等は4(1)の場所において4(2)の期間縦覧に供します(土・日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。

6 仕様に関する問合せ

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 問合せ期間

令和5年12月5日(火)から令和5年12月11日(月)まで

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書を使用し、4(1)のメールアドレスあてに電子メールにて送信してください。また、メール送信後にメールで送信した旨を4(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和5年12月14日(木)までに電子メールにて送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札金額・方法等

ア 入札は、上記1(1)の契約金総額で行います。

イ 落札決定にあたっては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

エ 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者以外が入札する場合は、委任状を提出してください。入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできません。

(2) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎3階 306会議室

イ 日時 令和5年12月18日(月)午前10時

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

入札後速やかに契約書を作成することを要します。

また、この委託契約に関する詳細なスケジュール及び必要となる様式について、川崎市の指示に基づき速やかに提出することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日

本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(4) その他問い合わせ窓口は上記4(1)に同じです。

川崎市公告第1424号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和5年度北部公共施設廃蛍光管等収集運搬・処分業務委託

(2) 履行場所 川崎市中原区下沼部1955ほか16施設
(詳細は別紙のとおり)

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、廃蛍光管の運搬・処理業務の契約実績を有すること。

(5) 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。

(6) 自社もしくは、上記(3)に記載されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市環境局脱炭素戦略推進室(川崎市役所本庁舎21階)菅原、日吉

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。

(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります)

「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。

jp/233300/index.html。)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)まで
午前9時～午後5時(ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く)

(3) 提出方法

ア 持参

イ 郵送

なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(5)の許可証の写し

エ 上記2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年12月5日(火)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で令和5年12月5日(火)午後5時まで配布します。

5 入札説明書及び仕様書の交付

入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で提出日から令和5年12月5日(火)午後5時まで配布します。

また、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所及び提出期間において閲覧に供します。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

入札参加申込書の配布と同じ

イ 質問書の提出場所

3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和5年12月5日(火)から令和5年12月7日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

エ 質問書の提出方法

- (ア) 持参
- (イ) F A X
- (ウ) メール

なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-200-1223

F A X 044-200-3921

E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和5年12月11日(月)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で配布します。(午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和5年12月15日(金)14時00分

入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎【復元棟】
202会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、希望単価に、仕様書に記載のある予定数量を乗じた合計額(総額)を予定価格とします。作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。また、入札時に単価内訳の提示を求めます。

(5) 契約単価金額

上記8(4)にて提示した単価内訳の金額とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	下沼部小学校	中原区下沼部1955
2	今井小学校	中原区今井西町3-18
3	大戸小学校	中原区下小田中1-4-1
4	新城小学校	中原区下新城1-15-1
5	宮前平小学校	宮前区宮前平3-14-1
6	宮前平わくわくプラザ	宮前区宮前平3-14-1
7	上河原堰堤管理事務所	多摩区菅稲田堤3-21-1
8	西菅わくわくプラザ	多摩区菅北浦4-2-1
9	東菅小学校	多摩区菅馬場2-19-1
10	はるひ野小学校	麻生区はるひ野4-8-1
11	はるひ野中学校	麻生区はるひ野4-8-1
12	王禅寺中央小学校	麻生区王禅寺東4-14-1
13	王禅寺中央わくわくプラザ	麻生区王禅寺東4-14-1
14	西生田わくわくプラザ	麻生区細山2-2-1
15	はるひ野わくわくプラザ	麻生区はるひ野4-8-1
16	百合丘小学校	麻生区百合丘2-1-2
17	柿生中学校	麻生区上麻生6-40-1

川崎市公告第1425号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和5年度南部公共施設廃蛍光管等収

集運搬・処分業務委託

- (2) 履行場所 川崎市中原区新丸子東3-1100-12ほか
28施設（詳細は別紙のとおり）
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月31日まで
- 2 競争入札参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」で登録されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、廃蛍光管の運搬・処理業務の契約実績を有すること。
- (5) 産業廃棄物処分業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証を取得していること。
- (6) 自社もしくは、上記(3)に登録されている子会社や協力会社等資本関係がある業者で運搬が可能であること。
- 3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び仕様書等の閲覧
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
(川崎市役所本庁舎21階) 菅原、日吉
電 話 044-200-1223
F A X 044-200-3921
一般競争入札参加申込書及び図面関係を除く入札関係書類は、インターネットからもダウンロードすることができます。
(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります
「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>。)
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)まで
午前9時～午後5時（ただし、土曜日、日曜日及び正午～午後1時を除く）
- (3) 提出方法
ア 持参
イ 郵送
なお、郵送により入札参加申込書を提出する場合は、速やかに3(1)の所管課に必ず電話してください。

(4) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(5)の許可証の写し
エ 上記2(6)の自社以外で運搬する場合、自社との関係を確認できる書類
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年12月5日(火)までに送付します。
なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付又は3(1)の場所で令和5年12月5日(火)午後5時まで配布します。
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
入札参加申込書を提出した者には、入札説明書、仕様書を当該委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には3(1)の場所で提出日から令和5年12月5日(火)午後5時まで配布します。
また、入札説明書及び仕様書は3(1)の場所及び提出期間において閲覧に供します。
- 6 仕様書等に関する質問・回答
(1) 質問
次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。
また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア 質問書の配布
入札参加申込書の配布と同じ
イ 質問書の提出場所
3(1)と同じ
ウ 質問書の提出期間
令和5年12月5日(火)から令和5年12月7日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日を除く)
午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）
エ 質問書の提出方法
(ア) 持参
(イ) F A X
(ウ) メール
なお、F A X又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。
電 話 044-200-1223
F A X 044-200-3921
E-mail 30dtanso@city.kawasaki.jp
- (2) 回答
ア 回答日

令和5年12月11日(月)

イ 回答方法

回答については、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。(午前9時～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く))

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札書の提出日時 令和5年12月15日(金)13時15分
 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎【復元棟】202会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)と同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、希望単価に、仕様書に記載のある予定数量を乗じた合計額(総額)を予定価格とします。作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。また、入札時に単価内訳の提示を求めます。

(5) 契約単価金額

上記8(4)にて提示した単価内訳の金額とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>

index.html)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 関連情報入手するための照会窓口 3(1)と同じ

別紙

履行場所

番号	施設名	住所
1	田島支援学校桜校	川崎区池上新町1-1-3
2	旭町こども文化センター	川崎区旭町2-1-5
3	宮前わくわくプラザ	川崎区宮前町8-13
4	東小田わくわくプラザ	川崎区小田5-11-20
5	さくら小学校	川崎区桜本1-9-15
6	大師中学校	川崎区大師河原2-1-1
7	大師小学校	川崎区東門前2-6-1
8	旭町小学校	川崎区旭町2-2-1
9	田島中学校	川崎区小田2-21-7
10	幸消防署加瀬出張所	幸区南加瀬4-18-5
11	小倉こども文化センター	幸区小倉5-17-59
12	南加瀬こども文化センター	幸区南加瀬2-19-3
13	古市場わくわくプラザ	幸区古市場1-1
14	御幸小学校	幸区遠藤町1
15	かわさき市民活動センター	中原区新丸子東3-1100-12
16	中原消防署井田出張所	中原区井田中ノ町23-3
17	中原図書館	中原区小杉町3-1301
18	生涯学習プラザ	中原区今井南町28-41
19	住吉こども文化センター	中原区木月祇園町17-6
20	西加瀬こども文化センター	中原区西加瀬10-5
21	大戸わくわくプラザ	中原区下小田中1-4-1
22	中原わくわくプラザ	中原区小杉御殿町1-950
23	宮内小学校	中原区宮内2-4-1
24	高津区役所道路公園センター	高津区溝口5-15-7
25	高津消防署久地出張所	高津区久地4-11-19
26	下作延わくわくプラザ	高津区下作延5-19-1
27	高津わくわくプラザ	高津区溝口4-19-1
28	坂戸わくわくプラザ	高津区坂戸1-18-1
29	東高津わくわくプラザ	高津区北見方2-5-1

川崎市公告第1426号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮前区総合庁舎自動ドア改修設計業務

委託

(2) 履行場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5

(3) 履行期間 令和6年3月29日限り

(4) 委託概要

ア 宮前区総合庁舎自動ドア改修設計業務委託

(ア) 多目的トイレ自動ドア 5か所

(イ) 出入り口自動ドア 12か所

(ウ) エアカーテン撤去 3か所

(エ) 一般業務：実施設計

(オ) 追加業務：積算業務

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市内に本社を有すること。

(4) 令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。

(5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理技術者として配置できること。

ア 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士として5年以上の実務経験を有する者

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布場所

川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロード可能です。

(2) 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理技術者届等の配布期間

令和5年11月27日(月)9時から令和5年12月4日(月)17時まで

(3) 提出方法

提出方法は持参とします。

(4) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部施設計画課庶務班

電話：044-200-2974

(5) 提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く、9時から12時まで及び13時から17時まで)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日1週間後を目安に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書等の交付

確認通知書に添付してお送りしますので、ご確認ください。

6 仕様書の縦覧

(1) 縦覧場所 3(4)に同じ

(2) 縦覧期間 3(5)に同じ

7 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 様式の配布場所 3(1)に同じ

(2) 様式の配布期間 3(2)に同じ

(3) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部公共建築担当

電話：044-200-3037

(4) 受付期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)まで

(9時から12時まで及び13時から17時まで)

(5) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、7(3)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

(6) 回答方法

令和5年12月21日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、文書（電子メール又はFAX）で送付します。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

入札・開札の日時及び場所

日時：令和6年1月9日(火) 午前10時00分

場所：川崎市川崎区宮本町3番地3

川崎市役所第4庁舎4階第4会議室

(1) 入札保証金

免除

(2) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(4) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約手続等

- (1) 契約保証金 無
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書の作成 要

11 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

html)の契約関係規定において閲覧することができません。

- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本委託は電子納品対象案件です。

川崎市公告第1427号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 武蔵溝ノ口駅南北自由通路定期点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区溝口1丁目1番地先
- (3) 履行期限 契約日から令和6年3月29日まで
- (4) 業務概要 本業務は、武蔵溝ノ口駅南北自由通路を良好な状態に維持し、安全で円滑な交通を確保するために、形状変化や部材劣化の早期発見、これらの経年変化を監視し、適正かつ確かな補修対策を行うための基礎資料を得ることを目的とするものです。

計画準備 N=1式
現地踏査 N=1式
定期点検A N=1式
定期点検B N=1式
点検調査作成 N=1式
報告書作成 N=1式
関係機関協議資料作成 N=1機関
打合せ N=1業務

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」若しくは「準市内」、企業規模「中小」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。
- (5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 管理技術者は技術士(建設部門-鋼構造及びコンクリート)又はRCCM(鋼構造及びコンクリート)の有資格者とする

ること。

(7) 建築構造物に対する調査員は一級建築士の有資格者とする。

(8) 調査技術者は道路橋点検士技術研修会の道路橋点検士又は国土交通省登録技術者

資格(橋梁(鋼橋一点検))の有資格者とする。

※(6)(7)(8)は兼務できるものとする。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口5丁目15番7号

高津区役所道路公園センター管理担当庶務

電話：044-833-1221

FAX：044-833-2498

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(6)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

ウ 上記2(7)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

エ 上記2(8)の資格証の写し及び資格者の在籍が確認できる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年12月7日(木)に送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願

います。)

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

FAX：044-833-2498

(2) 質問受付期間

令和5年12月7日(木)午前9時から令和5年12月13日(水)午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年12月15日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和5年12月22日(金)午前10時00分

イ 場所 高津区役所道路公園センター

2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金の要否

要 10%

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告第1428号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

とどろきアリーナ舞台機構設備ワイヤーロープ交換整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市中原区等々力1-3

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月29日まで

(4) 業務概要

とどろきアリーナに設置されている舞台機構設備のワイヤーロープの交換及び試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されている者。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去10年間で、本市又は他官公庁において劇場・会館等の舞台機構設備整備業務の実績があり、かつ

誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒211-8570

川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所4階

中原区役所まちづくり推進部地域振興課

電 話 044-744-3138(直通)

F A X 044-744-3346

E-mail 65tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。(ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く)

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知を令和5年12月5日(火)午後5時までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 質問・問合せ先

3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和5年12月6日(水)から令和5年12月8日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 65tisin@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-744-3346

(5) 回答方法

令和5年12月12日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年12月15日(金) 午前10時00分

イ 入札場所

中原区役所4階 403会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1429号

入 札 公 告

教育会館ほか5施設で使用する電力の供給に関する契約における一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

教育会館ほか5施設で使用する電力の供給に関する契約

(2) 内訳・履行場所・予定使用電力量

別紙のとおり

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者、または小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業とし

て行う者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、未申請の者(入札参加業種・種目に申請のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和5年12月4日(月)までに行うこと。

(5) 入札期日において、川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、入札参加資格を有している者であること。なお、未申請の者は、環境局脱炭素戦略推進室に所定の様式により資格審査申請を令和5年12月4日(月)までに行うこと。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎2階

環境局脱炭素戦略推進室 菅原、坂田

電話：044-200-1223

FAX：044-200-3921

E-mail：30dtanso@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

ただし、郵送の場合、令和5年12月4日(月)午後5時を必着とします。

なお、郵送した場合は、3(1)の所管課まで電話連絡願います。

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)まで縦覧に供します。

ただし、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とし、土曜日、日曜日及び国民の祝日

を除きます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和5年12月8日(金) 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時

ただし、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際にメールアドレスを登録している場合は、令和5年12月8日(金)までに電子メールで配信します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和5年12月8日(金)から令和5年12月13日(水)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)に直接提出するか、FAX又はメールをしてください。なお、FAX又はメールをした場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年12月18日(月)までに、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際のメールアドレス宛てに電子メールにて送付します。

なお、メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

(5) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 郵送による入札

(ア) 入札書の郵送期限

令和5年12月20日(水) 午後5時必着

(イ) 郵送場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎21階

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

イ 持参による入札

(ア) 入札日時

令和5年12月21日(木) 午後1時30分

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎3階 305会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)イ(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)イ(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約金額

契約金額は、入札書の内訳に記載された「基本料金単価」及び「電力量料金単価」とします。ただし、その各金額には消費税額及び地方消費税額を含むものとします。また、燃料費等調整額(本市を管轄する旧一般電気事業者の定める電気需給約款に準じて算定される額)、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を除く、電力の供給に必要な一切の諸経費を含むこととします。

(2) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 前払金

否

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

別紙

番号	施設名	履行場所	予定使用電力量(kWh)
1	教育会館	川崎市中原区下沼部1709番地4	52,717
2	旧市民ミュージアム	川崎市中原区等々力1-2	135,000
3	市民ミュージアム	川崎市麻生区上麻生6-15-2	206,000
4	中部児童相談所(溝口)	川崎市高津区溝口5丁目15番4号	151,154
5	中部児童相談所(久本)	川崎市高津区久本1丁目4番1号	97,385
6	北部児童相談所	川崎市多摩区生田7丁目16番2号	62,110

川崎市公告第1430号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 品名

テレビ会議主催ライセンス「CISCO Webex Meeting」

(2) 履行場所

健康福祉局地域包括ケア推進室 他

(3) 履行期限

令和5年12月15日限り

(4) 委託概要

テレビ会議主催ライセンス「CISCO Webex Meeting」の調達

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。
- (4) テレビ会議主催ライセンス「CISCO Webex Meeting」の販売代理店であること。

3 競争入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付及び提出場所
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
専門支援担当
電話 044-200-2681(直通)
- (2) 配付及び提出期間
令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出書類
入札参加申込書
- (4) 提出方法
持参又は郵送とします。
なお、郵送の場合は令和5年12月1日(金)必着とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5年12月4日(月)までに令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様等に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

- (1) 問合せ先
3(1)と同じ
- (2) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送信してください。
- (3) 受付期間
令和5年12月4日(月)から令和5年12月5日(火)まで

(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

令和5年12月6日(水)までに、入札参加資格があると認められた者全員に、電子メールで送信します。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

ア 入札書の提出日時

令和5年12月8日(金) 14時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局10E会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条第5号に基づき免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

川崎市公告第1431号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
かわさき北部斎苑枯損木伐採等作業業務委託
- (2) 履行場所
かわさき北部斎苑（川崎市高津区下作延6-18-1）
- (3) 履行期間
契約を締結した日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要
本市が指定するかわさき北部斎苑敷地内における枯損木の伐採及び発生材の撤去処分等を行うもの。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「樹木管理」に登録されていること。
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 過去2年間で官公庁において類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類を提出しなければなりません。
- ア 一般競争入札参加申込書
イ 類似業務の契約実績を証する書類（契約書及び仕様書の写し等）
- (2) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580番ソリッドスクエア西館8階
健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当 吉見
電 話 044-200-0457（直通）、
F A X 044-200-3927
E-mail:40seiei@city.kawasaki.jp
- (3) 配布・提出期間

令和5年11月27日(月)～令和5年12月6日(水) 午前9時～午後5時

（土、日、休日及び正午～午後1時は除く）

※一般競争入札参加申込書及び仕様書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(4) 提出方法

持参に限る。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

上記3により、一般競争入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで送付します。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和5年12月8日(金)

(2) 場 所

3(2)と同じ

5 仕様に関する質問書の受付・回答

(1) 質問書の配布場所及び配布期間

上記4の際に併せて配付いたします。

(2) 質問受付日

令和5年12月8日(金)～令和5年12月12日(火) 午前9時～午後5時

（土、日、休日及び正午～午後1時は除く）

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参又は電子メール、F A Xによります。電子メール・F A Xで質問をする場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください（土、日、休日及び正午～午後1時は除く）。

ア 電子メール 40seiei@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3927

(5) 回答方法

令和5年12月18日(月)までに、確認通知書を交付した全社あて、電子メール又はF A Xにて送付します。

(6) 再質問

回答後の再質問は受け付けません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札の金額

税抜きの総額で行います。なお、契約金額は入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和5年12月25日(月) 午前11時

イ 入札場所 川崎市幸区堀川町
ソリッドスクエア東館3階
健康福祉局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書をそれぞれ作成し、入札件名、商号又は名称を記載した封筒に入れて提出してください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います(開札に立ち会わないものは、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

否

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(2)と同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第1432号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 王禅寺処理センター資源化処理施設給排水設備点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている給排水設備の機能を正常に維持するために必要な点検、清掃等を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、給排水処理設備又は類似する設備の点検清掃等業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

ア 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)、(5)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
環境局施設部王禅寺処理センター
担当 佐藤、中島、鈴木、山口
電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)9時から17時まで

(12時から13時までの間及び日曜日は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(5)の資格証の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年12月11日(月)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りにきてください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年12月11日(月)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年12月11日(月)9時から令和5年12月14日(木)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年12月19日(火)に全ての競争入札参加者へ

電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和5年12月22日(金)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター

3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1433号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 浮島埋立事業所計装機器保守点検業務委託

- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町523番地1
 (3) 履行期間 契約日から令和6年3月22日(金)まで
 (4) 業務概要 浮島埋立事業所に設置されている計装機器の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に登録されていること。
 (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の計装機器保守点検業務の契約実績を有すること。
 (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)に関する書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市役所本庁舎20階
 環境局施設部処理計画課 担当 橋本
 電話 044-200-2587(直通)
 ※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
 令和5年11月27日(月)から令和5年12月4日(月)9時から17時まで
 (土曜日、日曜日及び12時から13時は除く)
- (3) 提出方法
 持参(持参以外は無効とします)
- (4) 提出書類
 ア 上記2(4)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)
 イ 上記2(5)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の

交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年12月8日(金)に交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
 (2) 交付日時 令和5年12月8日(金)9時から17時まで
 (12時から13時は除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
 令和5年12月8日(金)から令和5年12月14日(木)9時から17時まで
 (土曜日、日曜日及び12時から13時は除く)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
 ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
 イ FAX 044-200-3923
 ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年12月18日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和5年12月20日(水)10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
 川崎市役所本庁舎3階
 共用会議室3-3 304会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ち

- に再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1434号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 王禅寺処理センター資源化処理施設脱臭装置点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 業務概要 王禅寺処理センター資源化処理施設に設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な点検整備及び活性炭の交換、臭気測定等業務

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間

- において、同種の脱臭装置点検整備(活性炭交換含む。)業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 谷井、大下、白木、山口

電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年11月27日(月)から令和5年12月1日(金)9時から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

- (3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年12月8日(金)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和5年12月8日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

- 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和5年12月8日(金)9時から令和5年12月13日(水)17時まで

- (2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

- (4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年12月15日(金)に

全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ア 入札・開札日時 令和5年12月20日(水)10時00分
- イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
3階会議室

(3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金
免除とします。

(5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金
契約金額の10%とします。
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成
必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託

してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1435号

一団地の総合的設計制度の認定の取消しについて
建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定による認定の取消しをいたしましたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田紀彦

対象区域	神奈川県川崎市麻生区片平八丁目1番1、2番及び9番5
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局指導部建築指導課
申請者 住所氏名	神奈川県平塚市八重咲町6-18 神奈川中央交通株式会社 代表取締役社長 今井 雅之
認定取消年月日及び認定取消番号	令和5年11月28日 川崎市指令ま建指第706号

川崎市公告第1436号

道路の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和5年11月28日

川崎市長 福田紀彦

道路事業の名称	都市計画道路世田谷町田線(小杉御殿町工区)
指定区間の地名・地番	麻生区上麻生六丁目875番11他19筆 別図参照
幅員・延長	8.00m × 16.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま建指第506号 令和5年11月28日

川崎市公告第1437号

(仮称)川崎市高津区下作延計画に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田紀彦

(写)

(仮称) 川崎市高津区下作延計画に
係る条例環境影響評価審査書

令和5年11月

川 崎 市

はじめに

(仮称)川崎市高津区下作延計画は、あすか製薬株式会社及び大成有楽不動産株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、高津区下作延五丁目1575番1他の約3.8haの区域において、造成事業及び地上7階建ての共同住宅建設事業を実施するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和5年5月31日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

市では、条例第24条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	4
(1)	全般的事項	4
(2)	環境影響評価項目に関する事項	4
ア	大気質	4
イ	騒音	4
ウ	振動	4
エ	廃棄物等（建設発生土）	4
オ	緑（緑の質、緑の量）	5
カ	景観	5
キ	日照阻害	5
ク	テレビ受信障害	5
ケ	コミュニティ施設	5
コ	地域交通（交通安全、交通混雑）	5
サ	その他	6
(3)	環境配慮項目に関する事項	6
ア	地球温暖化対策	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	7

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：あすか製薬株式会社

代表者：代表取締役社長 山口 惣大

住 所：東京都港区芝浦二丁目5番1号

名 称：大成有楽不動産株式会社

代表者：マンション事業本部長 糺 幸男

住 所：東京都中央区京橋三丁目13番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 川崎市高津区下作延計画

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項
及び4の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：高津区下作延五丁目1575番1他

区域面積：約37,723 m²

用途地域：第一種低層住居専用地域、第一種住居地域及び工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

造成事業及び共同住宅建設事業

イ 土地利用計画

(ア) 造成事業の土地利用計画

区 分		面積 (㎡)	面積 (㎡) 小計	割合 (%)	割合 (%) 小計
公共 施設	提供公園	約 2,264	約 6,778	約 6.0	約 18.0
	開発道路	約 4,514		約 12.0	
宅地	共同住宅Ⅰ用地	約 4,371	約 30,947	約 11.6	約 82.0
	共同住宅Ⅱ用地	約 8,408		約 22.3	
	店舗用地	約 9,251		約 24.5	
	運動場用地	約 8,034		約 21.3	
	緑 地	約 229		約 0.6	
	開発区域内敷地	約 654		約 1.7	
合計			約 37,723		100.0

注) 1. 四捨五入の関係より、合計が合わないことがある。
2. 開発区域内敷地とは、造成のみを実施する敷地である。

(イ) 共同住宅の土地利用計画

区 分	共同住宅Ⅰ		共同住宅Ⅱ	
	面積 (㎡)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
計画建築物	約 1,965	約 45.0	約 3,549	約 42.2
緑 化 地	約 521	約 11.9	約 1,286	約 15.3
専 用 庭	約 272	約 6.2	約 147	約 1.8
車 路	約 392	約 9.0	約 678	約 8.1
歩行者通路	約 241	約 5.5	約 424	約 5.0
駐 車 場	約 639	約 14.6	約 339	約 4.0
駐 輪 場 ・バイク置場	約 150	約 3.4	約 241	約 2.9
そ の 他	約 191	約 4.4	約 1,744	約 20.7
合 計	約 4,371	100.0	約 8,408	100.0

注) 四捨五入の関係より、合計が合わないことがある。

ウ 建築計画等

区分	共同住宅Ⅰ概要	共同住宅Ⅱ概要	合 計
建築敷地面積	約 4,371 m ²	約 8,408 m ²	約 12,778
建築面積	約 2,078 m ²	約 3,681 m ²	約 5,758 m ²
建ぺい率	約 48%	約 44%	—
延べ面積	約 10,269 m ²	約 20,530 m ²	約 30,799 m ²
容積対象床面積	約 8,673 m ²	約 16,815 m ²	約 25,489 m ²
容 積 率	約 198%	約 200%	—
建築物高さ	約 20m (最高高さ ^{注1} : 約 21m)	約 20m (最高高さ ^{注1} : 約 21m)	—
階数	地上 7 階	地上 7 階	—
計画戸数	119 戸	234 戸	353 戸
構造	RC 造 (鉄筋コンクリート造)	RC 造 (鉄筋コンクリート造)	—
駐車台数	48 台 (平面)	111 台 (機械式 110 台、 平面 1 台)	159 台 (機械式 110 台、 平面 49 台)
バイク置場台数	6 台	9 台	15 台
駐輪台数	238 台	468 台	706 台
建築敷地面積 (共同住宅) に 対する緑被率	—	—	約 29.7%
区域面積に 対する緑被率	—	—	約 29.9%

注) 1.エレベーター塔屋を含めた高さ

2.四捨五入の関係より、合計が合わないことがある。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は造成事業及び共同住宅建設事業を実施するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが学校、福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 騒音

計画地及び工事用車両ルートが学校、福祉施設、住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが環境基準と同値になると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

ウ 振動

計画地及び工事用車両ルートが学校、福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

エ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

カ 景観

建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。

キ 日照阻害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明をすること。

ク テレビ受信障害

工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ケ コミュニティ施設

児童・生徒数の増加により、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）

計画地及び工事用車両ルートが学校、福祉施設、住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていること、歩車分離がされていない区間があること、工事用車両ルートの一部車線が現況において混雑度1.0を上回ることから、交通安全を最優先するとともに、条

例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

サ その他

計画地内にあすか製菓が店舗事業者を誘致する予定となっていることから、店舗事業者に条例準備書等の内容を伝えることと併せ、計画地周辺の地域特性を考慮した上で、店舗事業者とともに環境影響の低減に努めること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和5年 5月31日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
6月14日	条例準備書公告、縦覧開始
7月28日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 15名、15通
10月 5日	条例見解書の受領
10月19日	条例見解書公告、縦覧開始
11月 2日	条例見解書縦覧終了
11月29日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第1438号

(仮称)登戸駅前地区市街地再開発事業に
係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和5年11月29日

川崎市長 福 田 紀 彦

(写)

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る
条 例 環 境 影 響 評 価 審 査 書

令和5年11月

川 崎 市

はじめに

(仮称)登戸駅前地区市街地再開発事業は、登戸駅前地区市街地再開発準備組合が、川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内の多摩区登戸90街区の一部の約0.6haの区域において、用途地域等の変更を前提に、地上38階、地下2階建ての共同住宅、商業施設、歩行者デッキ及びオープンスペースを整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、令和4年1月31日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、令和5年2月24日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和5年11月7日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、条例第24条に基づき、条例準備書等を総合的に審査し、本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)を作成したものである。

目 次

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	3
	(1) 全般的事項	3
	(2) 環境影響評価項目に関する事項	3
	ア 温室効果ガス	3
	イ 大気質	3
	ウ 騒音	3
	エ 振動	4
	オ 廃棄物等（建設発生土）	4
	カ 緑（緑の質、緑の量）	4
	キ 景観	4
	ク 日照阻害	5
	ケ テレビ受信障害	5
	コ 風害	5
	サ コミュニティ施設	5
	シ 地域交通（交通安全、交通混雑）	6
	(3) 環境配慮項目に関する事項	6
	ア 気候変動の影響への適応	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	7
4	川崎市環境影響評価審議会の審議経過	8

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：登戸駅前地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 井出 正文

住 所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業

種 類：高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第3種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項、
4の項及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：多摩区登戸 90 街区の一部

(川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内)

区域面積：約 5,950 m²

用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

共同住宅及び商業施設の新設

イ 土地利用計画

土地利用区分	面積 (m ²)	構成比 (%)	備 考
計画建築物	約 4,160	約 69.9	建築面積を示す
車路	約 65	約 1.1	
通路・アプローチ・空地等	約 1,635	約 27.5	広場を含む
緑化地	約 90	約 1.5	
合 計	約 5,950	100.0	

ウ 建築計画等

項 目	概 要
主要用途	共同住宅、商業施設
敷地面積	約 5,950m ²
建築面積	約 4,160m ²
建ぺい率	約 70%
延べ面積	約 63,500m ²
住宅 ^{※1※2}	約 44,000m ²
商業 ^{※1}	約 11,000m ²
駐車場	約 6,500m ²
駐輪場	約 2,000m ²
容積対象床面積	約 44,000m ²
容積率	約 740% ^{※3}
建築物の階数	地上 38 階、地下 2 階
建築物の高さ	約 140m 塔屋等含む最高高さ 約 146m
建築物の構造	鉄筋コンクリート造
計画戸数	約 450 戸
駐車場台数	約 250 台
バイク駐輪場台数	約 8 台
自転車駐輪場台数	約 1,100 台
緑被率	約 20.2%

注) ※1 住宅及び商業の延べ面積には、共用部分の面積も含む。

※2 住宅の附帯施設（駐車場 3,200m²、駐輪場 1,400m²）を含めた延べ面積は 50,000m²未満（48,600m²）の計画である。

※3 用途地域等の変更により、容積率の最高限度は 740%となる予定である。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、共同住宅、商業施設、歩行者デッキ及びオープンスペースを整備するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

イ 大気質

建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指針値の上限値に比較的近いと予測していること、計画地と多摩測定局の最多風向や平均風速に差異があることから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 騒音

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが既に環境基準を超えている地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 振動

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知を図ること。

オ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

カ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

駅前空間にふさわしい多様な緑の創出を図る計画としていることから、緑化指針のゾーン別の緑化方針等を踏まえるとともに、現存植生状況及び生育状況、周辺地域の生育木並びに潜在自然植生の調査結果に基づき植栽予定樹種を選定すること。

広場等では、その用途を踏まえ、地被植物等による更なる植栽を検討すること。

植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌層の幅と厚さの確保について、市関係部署と協議するとともに、地下構造物があることから、地下構造物との離隔状況等を条例評価書で示すこと。

(イ) 緑の量

新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

キ 景観

事業による環境影響及び環境保全のための措置を改めて検討し、その結果を踏まえ、環境保全目標との整合性について再度検討すること。

計画地は景観まちづくり先導地区に位置づけられていることから、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

ク 日照障害

日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

ケ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

コ 風害

現地調査結果と多摩測定局測定データの風速についての相関性や平均的な大きさの一致度、地表面粗度区分Ⅲに対応する風速鉛直分布を採用した根拠や妥当性、及び風速比の基準風速に用いられている多摩測定局の測定位置と風洞実験における模型内基準風速の測定位置との関係を条例評価書で示すこと。

風速比が建設後に大きく変化し、防風対策後でも低減しない地点があることを踏まえ、計画段階から十分な配慮を行うとともに、適切に事後調査を実施すること。

サ コミュニティ施設

児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

シ 地域交通（交通安全、交通混雑）

稲生橋交差点の交差点需要率が将来基礎交通量において限界値に近いこと、流入路Aの第2走行車線の車線別混雑度が将来基礎交通量において1.0を超えており、工事用車両及び施設関連車両が走行する第1走行車線に影響を及ぼす可能性があること、流入路Aの第1走行車線の車線別混雑度が将来基礎交通量において0.9を超過していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、発生集中台数が想定を超える場合には、交通管理者と対策について協議をすること。

計画地北側の新設交差点は、駅前であること、道路構造等が現地調査時点から変化することから発生集中台数が想定を超える場合には、交通管理者と対策について協議をすること。

計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路と一部重複または横断することから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 気候変動の影響への適応

計画地の浸水深を踏まえ、防災拠点として、生活者や利用者の安全確保のために十分な対策を検討すること。

計画地の立地特性や広場等の用途を踏まえ、十分な緑陰の確保、照り返し抑制効果や浸透性のある地表素材の採用等、暑熱対策を検討すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

令和4年	1月31日	指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領
	2月7日	条例方法書公告、縦覧開始
	2月16日	市長から審議会に条例方法書について諮問
	3月23日	条例方法書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 5名、5通
	5月30日	審議会から市長に条例方法書について答申
	6月6日	条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
令和5年	2月24日	条例準備書の受領
	3月7日	条例準備書公告、縦覧開始
	4月20日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切 意見書の提出 27名、51通
	6月22日	条例見解書の受領
	6月30日	条例見解書公告、縦覧開始
	7月14日	条例見解書縦覧終了 公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切 申出者 3名
	8月4日	公聴会開催公告
	8月19日	公聴会開催 公述人 3名、傍聴人 5名
	9月19日	市長から審議会に条例準備書について諮問
	11月7日	審議会から市長に条例準備書について答申
	11月29日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

令和4年 2月16日	現地視察
4月20日	審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
5月27日	審議会（条例方法書答申案審議）
令和5年 9月20日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
11月 7日	審議会（条例準備書答申案審議）

川崎市公告第1439号

GLP川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書及び要約書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書及び要約書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

名 称：川崎2ロジスティック特定目的会社
 代表者：取締役 北川 久芳
 住 所：東京都中央区八重洲二丁目2番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

- (1) 名称
GLP川崎Ⅱプロジェクト
- (2) 種類
大規模建築物の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区扇町15番地ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

- (1) 目的
倉庫、事務所等を主な用途とする建築物（物流施設）の建設
- (2) 内容
延べ面積：約204,720㎡

5 指定開発行為の施行期間

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名	南平第2住宅個別改善工事（1号棟）
	履行場所	川崎市宮前区南平台615番1の一部
	履行期間	契約の日から令和6年11月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。	

令和6（2024）年度～令和9（2027）年度

6 条例環境影響評価準備書の要旨

- 第1章 指定開発行為の概要
 - 第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
 - 第3章 環境影響評価項目の選定等
 - 第4章 環境影響評価
 - 第5章 環境保全のための措置
 - 第6章 環境配慮項目に関する措置
 - 第7章 環境影響の総合的な評価
 - 第8章 事後調査計画
 - 第9章 関係地域の範囲
 - 第10章 その他
- 資料編

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和5年11月29日(水)から令和6年1月12日(金)まで

(2) 場所及び時間

川崎区役所(3階)・田島支所(1階)・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)

午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。土・日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

※縦覧開始日（11月29日）は、正午から縦覧を行います。

川崎市公告第1440号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

参加資格	<p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月17日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎港海底トンネル消火配管改修工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>	

参加資格	<p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月12日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎港海底トンネルカルバート排水ポンプほか改修工事
	履行場所	川崎市川崎区千鳥町、東扇島及び同地先ほか
	履行期間	契約の日から令和6年3月31日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年1月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	市道千年87号線防護柵設置及び道路防護（擁壁）工事
	履行場所	川崎市高津区千年307番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年12月13日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	市道生田3号線歩道設置（改築）工事
	履行場所	川崎市多摩区生田1丁目1番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	<p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年12月13日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	登戸1号街区公園整備工事
	履行場所	川崎市多摩区登戸1975
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月9日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	幸区内主要地方道幸多摩線舗装道補修（切削その2）工事
	履行場所	川崎市幸区戸手4丁目12番地先
	履行期間	契約の日から令和6年3月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和5年12月13日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	<p>本工事は、「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式」試行対象案件です。</p> <p>(1) 開札後、本入札が有効に成立した場合は、「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」によって算出した最低制限価格（以下、「現行の最低制限価格」という。）及び予定価格を示した保留通知を入札参加者に発行します。</p> <p>(2) 積算疑義申立て期間終了後、現行の最低制限価格から予定価格の間にあった応札（以下、「有効札」という。）について、標準偏差を取り、有効札の平均±標準偏差の範囲内の平均値（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を本入札の最低制限価格として設定します。</p> <p>ただし、当該金額が予定価格に10分の9.5を乗じて得た金額（10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を超える場合にあっては10分の9.5を乗じて得た金額を本入</p>	

そ の 他	<p>札の最低制限価格とします。</p> <p>(3) 上記(2)にかかわらず、有効札が5者に満たない場合、あるいは予定価格超過により、再度入札となった場合については、現行の最低制限価格を本入札の最低制限価格とします。詳細は「川崎市請負工事変動型最低制限価格方式試行要領」第3条及び第4条を御覧ください。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>
-------	---

川崎市公告第1441号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎港管理センター LANケーブル等交換業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東扇島38番地1

川崎市港湾振興会館内

(3) 履行期間

令和6年3月22日(金)まで

(4) 委託概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格者

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」(種目「その他」)に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置期間中でないこと。

(4) 過去5年間に官公庁もしくは民間において、類似の業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績があること。

3 競争参加申込書の配布・提出、入札説明書(添付資料含む)の縦覧及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加申込書を提出するとともに、2(4)を満たすことを証する書類を提出しなければなりません。

(1) 競争参加申込書の配布・提出、入札説明書(添付資料含む)の縦覧場所及び

問合せ先

・配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎16階

港湾局港湾振興部誘致振興課 担当 小林

電 話 044-200-3064 (直通)

F A X 044-200-3981

電子メールアドレス 58yuuti@city.kawasaki.jp

(2) 競争参加申込書の配布・提出、入札説明書(添付資料含む)の縦覧期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)までとします。

(3) 提出方法

F A X、電子メール及び持参。F A X又は電子メールで提出した場合はその旨を、3(1)の問合せ先まで電話してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に登録している電子メールのアドレス宛送付します。

交付日 令和5年12月22日(金)

5 仕様に関する問合せ先

(1) 3(1)と同じ

(2) 質問受付期間は、令和5年12月22日(金)から令和5年12月26日(火)までとします(平日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記載の上、御提出ください。提出方法は、F A X、電子メール及び持参とします。さらに、F A X又は電子メールで質問する場合には、「質問書」を送信した旨を、3(1)まで電話してください。

なお、質問に対する回答は、令和6年1月10日(水)に、競争参加者全てに書面(F A X又は電子メール)にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当したときは、競争参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

7 入札の手続き等

(1) 入札方法

総額(税抜き)を入札金額として行います。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月18日(木) 午前10時

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎16階 港湾局会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限 令和6年1月17日(木)必着

イ 宛先 3(1)と同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行った場合は、速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所において閲覧できます。また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第315号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 市立学校校務用コンピュータ(増加分)機器賃貸借契約(令和6年3月31日導入分)

(2) 履行場所 川崎市立小学校及び川崎市立中学校

(3) 履行期間 令和6年3月31日から令和11年3月30日まで

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和5年12月25日(月)までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒213-0001

川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月25日(月)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日及び日曜日を除く)

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。郵送の場合、上記3(2)の期間内に必着とし、競争入札参加申込書を郵送したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。

申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

なお、競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて提出してください。契約の履行を証明する書類が日本語以外の記載の場合は、その翻訳文を添付してください。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレス宛に令和6年1月10日(木)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和6年1月10日(木)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに、3(1)にて、書類を交付します。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和5年12月11日(月)から令和6年1月15日(月)まで
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年1月19日(金)までに、競争入札参加資格があると認められた者宛てに、FAX又は電子メールアドレスにて送付します。

なお、競争入札参加資格があると認められた者以外からの質問には、回答しません。

6 カタログの提出について

競争入札参加資格があると認められた者について

は、導入予定機種等のカタログを令和6年1月25日(木)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60か月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和6年1月31日(木) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和6年1月30日(火)

郵送による場合は、期日までに到着するように書留郵便等の記録が残る方法で送付してください。

なお、入札書を送付したときは、速やかに、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)と同じ

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アと同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イと同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札

令和5年度次期国民健康保険・後期高齢者医療保険システム再構築追加要件改修業務委託（収滞納・共通他）

- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
令和5年11月16日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電気 株式会社 神奈川支社
支社長 玉川 孝一
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
- 5 契約金額
94,910,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第318号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
 - (1) マトリックス支援型レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析システム（MALDI-TOF/MS）一式
 - (2) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第1回 3台
 - (3) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第2回 3台
 - (4) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第3回 3台
 - (5) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第4回 3台
 - (6) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第5回 2台
 - (7) 令和6年度 中型ごみ収集車6m³（強制圧縮）の購入 2台
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
 - (1) マトリックス支援型レーザー脱離イオン化飛行時

間型質量分析システム（MALDI-TOF/MS）一式

令和5年10月26日

- (2) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第1回
令和5年11月9日
- (3) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第2回
令和5年11月9日
- (4) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第3回
令和5年11月9日
- (5) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第4回
令和5年11月9日
- (6) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第5回
令和5年11月9日
- (7) 令和6年度 中型ごみ収集車6m³（強制圧縮）の購入
令和5年11月9日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) マトリックス支援型レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析システム（MALDI-TOF/MS）一式
株式会社 ホンダ
代表取締役 本田 啓子
川崎市川崎区池田一丁目13番8号
- (2) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第1回
株式会社 モリタエコノス 神奈川支店
支店長 三浦 正治
横浜市鶴見区大黒町9番6号
- (3) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第2回
神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号
- (4) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第3回
神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号
- (5) 令和6年度 小型ごみ収集車（ディーゼル）の購入 第4回
神奈川特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号

- (6) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回

神奈川県特殊車輛 株式会社
代表取締役 森川 友生男
川崎市川崎区堀之内町13番16号

- (7) 令和6年度 中型ごみ収集車6 m³(強制圧縮)の購入

株式会社 モリタエコノス 神奈川支店
支店長 三浦 正治
横浜市鶴見区大黒町9番6号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

- (1) マトリックス支援型レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析システム(MALDI-TOF/MS) 一式

31,000,000円

- (2) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第1回

41,656,221円

- (3) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第2回

41,794,932円

- (4) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第3回

41,794,932円

- (5) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回

41,794,932円

- (6) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回

27,863,288円

- (7) 令和6年度 中型ごみ収集車6 m³(強制圧縮)の購入

33,420,804円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

- (1) マトリックス支援型レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析システム(MALDI-TOF/MS) 一式

令和5年9月11日

- (2) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第1回

令和5年9月25日

- (3) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第2回

令和5年9月25日

- (4) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第3回

令和5年9月25日

- (5) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第4回

令和5年9月25日

- (6) 令和6年度 小型ごみ収集車(ディーゼル)の購入 第5回

令和5年9月25日

- (7) 令和6年度 中型ごみ収集車6 m³(強制圧縮)の購入

令和5年9月25日

税 公 告

川崎市税公告第138号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第139号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第140号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月17日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第141号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第28号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部

を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程(昭和61年川崎市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 川崎市職員衛生管理審査委員会等
(長期療養者)

第12条の2 次に掲げる職員(以下「長期療養者」という。)は、管理者及び主治医の指示に従って療養に専念するとともに、別に定めるところにより療養の経過を管理者に報告しなければならない。ただし、管理者がこれを報告する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 結核性疾患により病気休暇を受けている職員
- (2) 結核性疾患以外の傷病により引き続き1月を超えて病気休暇を受けている職員
- (3) 労働安全衛生法第68条の規定により就業禁止を命ぜられている職員
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられている職員

(復職)

第12条の3 長期療養者は、その病状が回復し、職務に復帰しようとするときは、別に定めるところにより管理者に申し出なければならない。

(審査委員会での意見聴取)

第12条の4 管理者は、第12条の2の規定による報告又は前条の規定による申出があったときは、川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)第23条に規定する川崎市職員衛生管理審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付し、その意見を聴くものとする。ただし、管理者が審査委員会の審査の必要がないと認めたものについては、この限りでない。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第29号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及

び支給方法等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年川崎市水道部規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

上下水道企業職給料表 (1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100

	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	233,000	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	233,900	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	234,800	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	235,700	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	236,700	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	237,600	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	238,600	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
	57	239,300	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	240,200	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	241,100	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	241,900	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	242,600	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	243,300	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	244,000	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	244,700	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	245,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	246,100	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	246,600	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	247,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	247,600	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	248,000	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	248,400	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
	72	248,900	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900
定年	73	249,300	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600
前再	74	249,600	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400	
任用	75	249,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000	
短時	76	250,300	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600	
間勤	77	250,600	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100	
務職	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700		
員以	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200		
外の	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700		
職員	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300		
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800		
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300		
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800		
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400		
	86		309,000	359,200	385,300	423,000			
	87		310,000	359,700	385,800	423,500			
	88		311,200	360,200	386,300	424,000			
	89		312,300	360,700	386,800	424,500			
	90		313,300	361,200	387,300	425,000			
	91		314,300	361,700	387,800	425,500			
	92		315,300	362,200	388,300	426,000			
	93		316,100	362,500	388,700	426,500			
	94		316,900	362,900	389,200	427,000			
	95		317,800	363,400	389,700	427,500			
	96		318,700	363,900	390,200	428,000			
	97		319,200	364,200	390,600	428,500			
	98		319,800	364,600	391,000	429,000			
	99		320,400	365,000	391,400	429,500			
	100		321,100	365,400	391,800	430,000			
	101		321,600	365,900	392,300	430,500			
	102		322,200	366,300	392,700	431,000			
	103		322,700	366,700	393,100	431,500			
	104		323,300	367,100	393,500	432,000			

105		323,700	367,600	394,000	432,400				
106		324,300	368,000	394,400					
107		324,800	368,400	394,800					
108		325,400	368,800	395,200					
109		325,800	369,200	395,700					
110		326,400	369,600	396,100					
111		326,900	370,000	396,500					
112		327,500	370,400	396,900					
113		327,900	370,800	397,400					
114		328,400	371,200	397,800					
115		329,000	371,600	398,200					
116		329,600	372,000	398,600					
117		330,000	372,400	399,100					
118			372,800	399,400					
119			373,200	399,700					
120			373,600	400,000					
121			374,000	400,400					
122			374,300	400,700					
123			374,600	401,000					
124			374,900	401,300					
125			375,000	401,700					
126			375,100	402,000					
127			375,200	402,300					
128			375,300	402,600					
129			375,500	403,000					
130			375,600	403,300					
131			375,700	403,600					
132			375,800	403,900					
133			375,900	404,300					
134			376,000	404,600					
135			376,100	404,900					
136			376,200	405,200					
137			376,300	405,600					
138			376,400						
139			376,500						
140			376,600						
141			376,700						
142			376,800						
143			376,900						
144			377,000						
145			377,100						
146			377,200						
147			377,300						
148			377,400						
149			377,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円							
		171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800

備考 この表は、事務職員及び技術職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

上下水道企業職給料表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	149,100	162,000	227,700	250,200
	2	150,100	163,400	229,400	251,900
	3	151,100	164,800	231,100	253,600
	4	152,100	166,200	232,800	255,300
	5	153,000	167,500	234,300	256,900
	6	154,200	169,100	236,000	258,900
	7	155,400	170,700	237,700	261,000
	8	156,500	172,300	239,400	263,100
	9	157,500	173,900	241,000	265,000
	10	158,600	175,700	242,700	266,900
	11	159,700	177,500	244,400	268,800
	12	160,800	179,300	246,100	270,700
	13	162,000	181,000	247,700	272,400
	14	163,400	182,700	249,700	274,200
	15	164,800	184,400	251,700	276,000
	16	166,200	186,100	253,700	277,800
	17	167,500	187,800	255,800	279,700
	18	169,100	189,500	257,600	281,500
	19	170,700	191,200	259,400	283,300
	20	172,300	192,900	261,200	285,100
	21	173,900	194,600	262,900	287,000
	22	175,700	196,300	264,700	288,800
	23	177,500	198,000	266,500	290,600
	24	179,300	199,700	268,300	292,400
	25	181,000	201,400	270,000	294,300
	26	182,700	203,100	271,800	296,100
	27	184,400	204,800	273,600	297,900
	28	186,100	206,400	275,400	299,700
	29	187,800	208,000	277,000	301,600
	30	189,500	209,600	278,600	303,400
	31	191,200	211,300	280,200	305,200
	32	192,900	213,000	281,800	307,000
	33	194,600	214,600	283,200	308,900
	34	196,300	216,200	284,800	310,700
	35	198,000	217,900	286,400	312,500
	36	199,700	219,600	288,000	314,300
	37	201,400	221,200	289,400	316,200
	38	203,100	222,900	291,000	318,000
	39	204,800	224,500	292,600	319,800
	40	206,400	226,200	294,200	321,600
	41	208,000	227,800	295,600	323,500
	42	209,600	229,200	297,200	325,300
	43	211,300	230,800	298,800	327,100
	44	213,000	232,400	300,400	328,900
	45	214,600	234,100	301,800	330,600
	46	216,200	235,700	303,300	332,400
	47	217,900	237,300	304,800	334,200
	48	219,600	238,800	306,300	336,000

	49	221,200	240,400	307,900	337,700
	50	222,200	241,900	309,300	339,100
	51	223,200	243,400	310,700	340,500
	52	224,100	244,900	312,200	341,900
	53	225,000	246,500	313,600	343,300
	54	225,900	248,000	315,000	344,500
	55	226,800	249,500	316,400	345,700
	56	227,700	250,900	317,800	346,900
	57	228,600	252,300	319,000	348,000
	58	229,400	253,800	320,300	348,800
	59	230,200	255,300	321,700	349,600
	60	230,900	256,800	323,100	350,400
	61	231,600	258,100	324,300	351,200
	62	232,400	259,600	325,400	352,000
	63	233,200	261,100	326,500	352,800
	64	233,900	262,500	327,600	353,600
	65	234,600	263,900	328,600	354,400
	66	235,000	265,400	329,300	355,000
	67	235,400	266,900	330,000	355,600
	68	235,800	268,400	330,700	356,200
	69	236,200	269,700	331,400	356,900
	70	236,600	271,200	332,100	357,500
	71	237,000	272,700	332,800	358,100
	72	237,500	274,200	333,600	358,700
定年					
前再	73	237,800	275,500	334,200	359,200
任用	74	238,100	277,000	334,800	359,800
短時	75	238,400	278,500	335,400	360,400
間勤	76	238,600	280,000	336,000	361,000
務職	77	238,800	281,300	336,500	361,500
員以	78		282,800	337,100	362,000
外の	79		284,300	337,700	362,500
職員	80		285,800	338,300	363,000
	81		287,100	338,700	363,600
	82		288,600	339,200	364,100
	83		290,000	339,700	364,600
	84		291,600	340,200	365,100
	85		292,900	340,700	365,600
	86		293,900	341,200	366,100
	87		294,900	341,700	366,600
	88		295,900	342,200	367,100
	89		296,800	342,600	367,500
	90		297,700	343,000	368,000
	91		298,600	343,400	368,500
	92		299,500	343,800	369,000
	93		300,400	344,300	369,300
	94		301,100	344,700	369,800
	95		301,800	345,100	370,300
	96		302,600	345,500	370,800
	97		303,200	345,900	371,100
	98		303,800	346,300	371,500
	99		304,400	346,700	371,900
	100		305,000	347,100	372,300
	101		305,500	347,500	372,700
	102		306,100	347,900	373,100
	103		306,700	348,300	373,500
	104		307,300	348,700	373,900

105		307,700	349,100	374,300
106		308,200	349,500	374,700
107		308,700	349,900	375,100
108		309,200	350,300	375,500
109		309,600	350,600	375,900
110		310,100	351,000	376,300
111		310,600	351,400	376,700
112		311,100	351,800	377,100
113		311,500	352,100	377,500
114		312,000	352,500	377,900
115		312,500	352,900	378,300
116		313,000	353,300	378,700
117		313,400	353,600	379,100
118			354,000	379,400
119			354,400	379,700
120			354,800	380,000
121			355,100	380,400
122			355,400	380,700
123			355,700	381,000
124			356,000	381,300
125			356,100	381,700
126			356,200	382,000
127			356,300	382,300
128			356,400	382,600
129			356,500	382,900
130			356,600	383,200
131			356,700	383,500
132			356,800	383,800
133			356,900	384,100
134			357,000	384,400
135			357,100	384,700
136			357,200	385,000
137			357,300	385,300
138			357,400	
139			357,500	
140			357,600	
141			357,700	
142			357,800	
143			357,900	
144			358,000	
145			358,100	
146			358,200	
147			358,300	
148			358,400	
149			358,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	163,200	199,900	227,700	250,200

備考 この表は、技能職員及び業務職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（以下「改正後の給料等支給規程」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、改正前の川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、令和5年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給料等支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市上下水道局規程第30号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び

勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正

する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第4条第1項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の118.5」に、「100分の200」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の113.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の5第1項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第61号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平

成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和5年11月20日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和5年12月01日から

令和10年10月31日まで

2 指定工事店

指 定 番 号 1226

商号又は名称 株式会社アクアプロテック

営業所所在地 横浜市都筑区中川中央2丁目5番

13号 メルヴューサガノ702

代表者氏名 山本 一記

指 定 番 号 1227

商号又は名称 株式会社市川電設

営業所所在地 相模原市中央区清新4丁目8番11

号

代表者氏名 市川 雄士

指 定 番 号 1228

商号又は名称 株式会社ウーズコーポレーション

営業所所在地 横浜市磯子区洋光台5丁目6番29

-302号

代表者氏名 鈴木 ちえ

指 定 番 号 1229

商号又は名称 株式会社キャプティエンジニアリ

ング

営業所所在地 横浜市神奈川区守屋町3丁目9番

13号

代表者氏名 高尾 計児

指 定 番 号 1230

商号又は名称 株式会社森住興業

営業所所在地 相模原市緑区川尻4149番地4

代表者氏名 森住 大輔

指 定 番 号 1231

商号又は名称 株式会社扇設備工業

営業所所在地 神奈川県小田原市寿町3丁目3番

13号

代表者氏名 山田 享樹

川崎市上下水道局告示第62号

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者

の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者規程（平

成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第251号
氏名又は名称 株式会社キャプティ
住 所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号
代 表 者 氏 名 丸山 達哉
廃 止 年 月 日 令和5年9月30日

川崎市上下水道局告示第63号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和5年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第1928号
氏名又は名称 株式会社キャプティエンジニアリング
住 所 東京都墨田区堤通一丁目19番9号
代 表 者 氏 名 高尾 計児
指 定 年 月 日 令和5年12月1日
有 効 期 限 令和10年11月30日
- 2 指 定 番 号 第1929号
氏名又は名称 みずいろ水道サービス
住 所 東京都品川区二葉1丁目4番5-304号
代 表 者 氏 名 大津 友宏
指 定 年 月 日 令和5年12月1日
有 効 期 限 令和10年11月30日
- 3 指 定 番 号 第1930号
氏名又は名称 株式会社弘栄
住 所 東京都世田谷区喜多見七丁目7番3号
代 表 者 氏 名 木村 弘美
指 定 年 月 日 令和5年12月1日
有 効 期 限 令和10年11月30日
- 4 指 定 番 号 第1931号
氏名又は名称 輝水工業株式会社
住 所 横浜市港北区綱島西三丁目26番16号
代 表 者 氏 名 永沼 輝雄

- 指 定 年 月 日 令和5年12月1日
有 効 期 限 令和10年11月30日
- 5 指 定 番 号 第1932号
氏名又は名称 株式会社扇設備工業
住 所 神奈川県小田原市寿町三丁目3番13号
代 表 者 氏 名 山田 享樹
指 定 年 月 日 令和5年12月1日
有 効 期 限 令和10年11月30日

川崎市上下水道局告示第64号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和5年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指 定 番 号 第346号
氏名又は名称 有限会社渡辺工業
住 所 (新)川崎市高津区上作延四丁目28番19号
(旧)川崎市高津区上作延906番地20
代 表 者 氏 名 渡邊 昌宏
変 更 年 月 日 令和5年10月23日

川崎市上下水道局告示第65号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消しについて

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

令和5年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

- 1 指定を取り消した期日
令和5年11月30日から
- 2 指定を取り消した工事店
指 定 番 号 321
商号又は名称 積和建設神奈川株式会社
営業所所在地 神奈川県座間市小松原1-15-12
代 表 者 氏 名 根津 靖
指 定 有 効 期 間 令和 元年 8月 1日 から
令和 6年 7月 31日 まで

指 定 番 号 269
 商号又は名称 株式会社キャプティ
 営業所所在地 横浜市神奈川区守屋町3-9-13
 代表者氏名 丸山 達哉
 指定有効期間 令和 3年 2月 1日 から
 令和 8年 1月 31日 まで

上下水道局 告 告

川崎市上下水道局公告第90号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月21日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	百合丘地区下水幹枝線第21号工事
	履行場所	川崎市麻生区百合丘1丁目地内
	履行期間	契約の日から160日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年1月9日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	小向ポンプ場建設機械その17工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小向仲野町16-1
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「機械器具設置」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。</p> <p>下水道法第2条2「下水道」に定義される下水道施設（処理施設・ポンプ施設・貯留施設に限る。）において、水中汚水ポンプ設備の製作及び据付工事の完工実績を有すること（修理及び整備工事を除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年1月10日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度入江崎余熱利用プール設備整備工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履行期間	契約の日から令和6年3月15日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されていること。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和5年12月13日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第91号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度麻生水処理センター集塵装置バグフィルター交換業務委託
	履行場所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者</p> <p>(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。</p>	

参加資格	(5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	令和5年12月19日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	入江崎水処理センター実施設計委託その35
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期間	令和7年3月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水処理場（全体計画水量・晴天時日最大：100,000m³/日以上）における水処理設備の新設、増設又は更新に伴う実施（詳細）設計業務の元請けとしての履行完了実績をTECRIS等により確認できること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア～ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）の資格又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又はRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和5年12月21日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	等々力水処理センター実施設計委託その44
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期間	令和6年11月29日限り

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者</p> <p>(4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した、次のア及びイの委託業務において、元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>ア 下水道施設（ポンプ場・処理場）における場内整備に係る実施設計委託（詳細設計）業務</p> <p>イ 下水道施設（マンホール形式ポンプ場（マンホールポンプ））の新設又は改築に係る実施設計委託（詳細設計）業務</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イトウは兼務できない。また、ア～エは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）、RCCM（下水道部門）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>ウ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）のいずれかの資格を有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	令和5年12月19日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	令和5年度加瀬水処理センター水質測定装置保守点検業務委託
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 間	令和6年3月15日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」、種目「電気・機械設備保守点検」で登録されている者</p> <p>(4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した下水道施設における水質測定装置の点検整備又は水質測定装置製作・据付の元請けとしての履行完了実績を有すること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年12月19日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	<p>本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</p> <p>特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。</p> <p>詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧下さい。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。</p>
-------	--

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	(草M) JICA「草の根技術協力事業」における供与機材調達納入業務委託
	履行場所	インドネシア国マカッサル市水道公社ほか
	履行期間	令和6年3月15日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録されている者</p> <p>(4) 平成25年度以降において、海外への漏水調査機器に関連する機器の調達及び輸送を含めた納入の実績があること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	令和5年12月19日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第92号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月28日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	片平地区ほか下水枝線第26号工事
	履行場所	川崎市麻生区片平2丁目、3丁目地内ほか
	履行期間	契約の日から310日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「A」又は「B」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p>	

参加資格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2099</p>
入札日時等	<p>令和6年1月11日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1187 454 1220">件名</td> <td data-bbox="462 1187 1423 1220">生田浄水場 排水処理施設 監視制御装置等更新工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1232 454 1265">履行場所</td> <td data-bbox="462 1232 1423 1265">川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1276 454 1310">履行期間</td> <td data-bbox="462 1276 1423 1310">契約の日から令和7年3月31日まで</td> </tr> </table>	件名	生田浄水場 排水処理施設 監視制御装置等更新工事	履行場所	川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）	履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで
件名	生田浄水場 排水処理施設 監視制御装置等更新工事						
履行場所	川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）						
履行期間	契約の日から令和7年3月31日まで						
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 特定工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。</p>						

参 加 資 格	<p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。</p> <p>水道施設又は工業用水道施設における、監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事は除く。）。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話番号 044-200-2100</p>
入札日時等	令和5年1月12日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

上下水道局公告（調達）

川崎市上下水道局公告（調達）第32号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量
デジタル水道メーター（修理品）20mm 22,800個
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
- (4) 納入期限
仕様書によります。
- (5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込みを行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、種目「水道用品」に登載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付されていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者（入札参加業種・種目に登載のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を令和5年12月25日までに行ってください。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

入札説明書等は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。）。

また、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

- (1) 場所 川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階
電話 044-200-2093

(2) 期間 令和5年12月11日(公告日)から令和5年12月25日
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

競争入札参加申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 令和5年12月11日(公告日)から令和5年12月25日
午前8時から午後8時

競争入札参加申込手順の詳細については、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「上下水道局の入札参加手続関係」)に掲載している「電子入札：操作説明書(入札システム操作方法)」を御覧ください。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に競争入札参加申込書を提出してください。

なお、競争入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係
担当 川田
電話 044-200-2093

5 仕様書作成担当者

川崎市上下水道局サービス推進部給水装置課
担当 谷内
電話 044-200-1586

6 仕様書に関する質問、回答

(1) 質問

次により仕様書の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外からの質問には回答しませんので御

注意ください。

ア 電子入札システムによる質問方法

電子入札システムによる質問は、次の期間に提出(入力)してください。

提出(入力)期間

令和5年12月11日(公告日)から令和5年12月25日

午前8時から午後8時

質問の入力方法の詳細については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」に掲げる「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 質問書の提出方法

電子入札システムによりがたい者は、次の期間に上記3(1)の場所に質問書を持参するか、指定の電子メールアドレス宛てにExcel形式のまま送付してください。

なお、質問書をメールにて送付した場合は、その旨を上記4(3)の担当まで御連絡ください。

提出期間

令和5年12月11日(公告日)から令和5年12月25日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時

電子メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp

質問書は、川崎市ホームページ(「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」)に掲載している「質問書」からもダウンロードできます。

また、持参により質問書を提出する場合には、紙の質問書と併せて、電子媒体(CD-R)にExcel形式のまま保存した質問書を提出してください。(どちらか一方の場合には、質問を受け付けません。)

(2) 回答

ア 回答日時

令和6年1月12日 午前9時まで

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書(PDFファイル)を「入札情報かわさき」の「仕様書等ダウンロード」に掲載します。

なお、質問がなかった場合には、通知・掲載はしません。

質問回答書は、入札参加資格があると認められた入札参加者が確認通知書を受信後に閲覧又は取

得できます。取得方法については、「入札情報かわさき」の「共通ダウンロードコーナー」の上下水道局「入札参加手続関係」の欄の「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

また、回答後に再質問は受け付けません。

7 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、令和6年1月12日までに確認通知書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和6年1月12日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和6年1月26日
午前9時30分

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 令和6年1月26日
午前10時30分

(イ) 入札書の提出場所 本庁舎3階入札室(川崎区宮本町1番地)

ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 令和6年1月24日
必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)の場所に同じ。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月26日 午前10時30分

イ 場所 本庁舎3階入札室(川崎区宮本町1番地)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10パーセントとします。ただし、川崎市上下水道局契約規程第33条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: 22,800 20mm digital water meters (repair)

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:30A.M. 26 January 2024

b Direct delivery

10:30A.M. 26 January 2024

c By mail

24 January 2024

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Property Administration

Department

Finance Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL: 044-200-2093

(4) Language:

Japanese is the only language

used in all the contract

procedures

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第24号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月29日

別表第1 (第2条関係)

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年交通部規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

交通局企業職給料表 (1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000

	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100
	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	233,000	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	233,900	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	234,800	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	235,700	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	236,700	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	237,600	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	238,600	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	239,300	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	240,200	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	241,100	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	241,900	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	242,600	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	243,300	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	244,000	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	244,700	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	245,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	246,100	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	246,600	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	247,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	247,600	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	248,000	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	248,400	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
72	248,900	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900	
73	249,300	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600	
74	249,600	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400		
75	249,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000		
76	250,300	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600		
77	250,600	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100		
78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700			
79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200			
80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700			
81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300			
82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800			
83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300			
84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800			
85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400			
86		309,000	359,200	385,300	423,000				
87		310,000	359,700	385,800	423,500				
88		311,200	360,200	386,300	424,000				
89		312,300	360,700	386,800	424,500				
90		313,300	361,200	387,300	425,000				
91		314,300	361,700	387,800	425,500				

92	315,300	362,200	388,300	426,000
93	316,100	362,500	388,700	426,500
94	316,900	362,900	389,200	427,000
95	317,800	363,400	389,700	427,500
96	318,700	363,900	390,200	428,000
97	319,200	364,200	390,600	428,500
98	319,800	364,600	391,000	429,000
99	320,400	365,000	391,400	429,500
100	321,100	365,400	391,800	430,000
101	321,600	365,900	392,300	430,500
102	322,200	366,300	392,700	431,000
103	322,700	366,700	393,100	431,500
104	323,300	367,100	393,500	432,000
105	323,700	367,600	394,000	432,400
106	324,300	368,000	394,400	
107	324,800	368,400	394,800	
108	325,400	368,800	395,200	
109	325,800	369,200	395,700	
110	326,400	369,600	396,100	
111	326,900	370,000	396,500	
112	327,500	370,400	396,900	
113	327,900	370,800	397,400	
114	328,400	371,200	397,800	
115	329,000	371,600	398,200	
116	329,600	372,000	398,600	
117	330,000	372,400	399,100	
118		372,800	399,400	
119		373,200	399,700	
120		373,600	400,000	
121		374,000	400,400	
122		374,300	400,700	
123		374,600	401,000	
124		374,900	401,300	
125		375,000	401,700	
126		375,100	402,000	
127		375,200	402,300	
128		375,300	402,600	
129		375,500	403,000	
130		375,600	403,300	
131		375,700	403,600	
132		375,800	403,900	
133		375,900	404,300	
134		376,000	404,600	
135		376,100	404,900	
136		376,200	405,200	
137		376,300	405,600	
138		376,400		
139		376,500		
140		376,600		
141		376,700		
142		376,800		
143		376,900		
144		377,000		
145		377,100		
146		377,200		
147		377,300		

	148			377,400					
	149			377,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第31条に規定する職員を除く。

別表第2 (第2条関係)

交通局企業職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300
34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	

35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800
36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000
37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100
38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900
39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700
40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500
41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100
42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800
43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500
44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200
45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700
46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400
47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100
48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800
49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300
50	233,000	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900
51	233,900	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500
52	234,800	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100
53	235,700	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800
54	236,700	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400
55	237,600	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000
56	238,600	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600
57	239,300	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100
58	240,200	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700
59	241,100	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300
60	241,900	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900
61	242,600	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400
62	243,300	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000
63	244,000	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600
64	244,700	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200
65	245,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700
66	246,100	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300
67	246,600	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900
68	247,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500
69	247,600	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000
70	248,000	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500
71	248,400	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000
72	248,900	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500
73	249,300	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100
74	249,600	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600
75	249,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100
76	250,300	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600
77	250,600	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200
78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700
79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200
80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700
81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300
82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800
83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300
84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800
85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400
86		309,000	359,200	385,300	423,000	
87		310,000	359,700	385,800	423,500	
88		311,200	360,200	386,300	424,000	
89		312,300	360,700	386,800	424,500	
90		313,300	361,200	387,300	425,000	

91	314,300	361,700	387,800	425,500
92	315,300	362,200	388,300	426,000
93	316,100	362,500	388,700	426,500
94	316,900	362,900	389,200	427,000
95	317,800	363,400	389,700	427,500
96	318,700	363,900	390,200	428,000
97	319,200	364,200	390,600	428,500
98	319,800	364,600	391,000	429,000
99	320,400	365,000	391,400	429,500
100	321,100	365,400	391,800	430,000
101	321,600	365,900	392,300	430,500
102	322,200	366,300	392,700	431,000
103	322,700	366,700	393,100	431,500
104	323,300	367,100	393,500	432,000
105	323,700	367,600	394,000	432,400
106	324,300	368,000	394,400	
107	324,800	368,400	394,800	
108	325,400	368,800	395,200	
109	325,800	369,200	395,700	
110	326,400	369,600	396,100	
111	326,900	370,000	396,500	
112	327,500	370,400	396,900	
113	327,900	370,800	397,400	
114	328,400	371,200	397,800	
115	329,000	371,600	398,200	
116	329,600	372,000	398,600	
117	330,000	372,400	399,100	
118		372,800	399,400	
119		373,200	399,700	
120		373,600	400,000	
121		374,000	400,400	
122		374,300	400,700	
123		374,600	401,000	
124		374,900	401,300	
125		375,000	401,700	
126		375,100	402,000	
127		375,200	402,300	
128		375,300	402,600	
129		375,500	403,000	
130		375,600	403,300	
131		375,700	403,600	
132		375,800	403,900	
133		375,900	404,300	
134		376,000	404,600	
135		376,100	404,900	
136		376,200	405,200	
137		376,300	405,600	
138		376,400		
139		376,500		
140		376,600		
141		376,700		
142		376,800		
143		376,900		
144		377,000		
145		377,100		
146		377,200		

	147			377,300			
	148			377,400			
	149			377,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	
	円	円	円	円	円	円	
	171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	

備考 この表は、運輸事務職及び車両技術職に適用する。

別表第3 (第2条関係)

交通局企業職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	149,100	162,000	227,700	250,200
	2	150,100	163,400	229,400	251,900
	3	151,100	164,800	231,100	253,600
	4	152,100	166,200	232,800	255,300
	5	153,000	167,500	234,300	256,900
	6	154,200	169,100	236,000	258,900
	7	155,400	170,700	237,700	261,000
	8	156,500	172,300	239,400	263,100
	9	157,500	173,900	241,000	265,000
	10	158,600	175,700	242,700	266,900
	11	159,700	177,500	244,400	268,800
	12	160,800	179,300	246,100	270,700
	13	162,000	181,000	247,700	272,400
	14	163,400	182,700	249,700	274,200
	15	164,800	184,400	251,700	276,000
	16	166,200	186,100	253,700	277,800
	17	167,500	187,800	255,800	279,700
	18	169,100	189,500	257,600	281,500
	19	170,700	191,200	259,400	283,300
	20	172,300	192,900	261,200	285,100
	21	173,900	194,600	262,900	287,000
	22	175,700	196,300	264,700	288,800
	23	177,500	198,000	266,500	290,600
	24	179,300	199,700	268,300	292,400
	25	181,000	201,400	270,000	294,300
	26	182,700	203,100	271,800	296,100
	27	184,400	204,800	273,600	297,900
	28	186,100	206,400	275,400	299,700
	29	187,800	208,000	277,000	301,600
	30	189,500	209,600	278,600	303,400
	31	191,200	211,300	280,200	305,200
	32	192,900	213,000	281,800	307,000
	33	194,600	214,600	283,200	308,900

34	196,300	216,200	284,800	310,700
35	198,000	217,900	286,400	312,500
36	199,700	219,600	288,000	314,300
37	201,400	221,200	289,400	316,200
38	203,100	222,900	291,000	318,000
39	204,800	224,500	292,600	319,800
40	206,400	226,200	294,200	321,600
41	208,000	227,800	295,600	323,500
42	209,600	229,200	297,200	325,300
43	211,300	230,800	298,800	327,100
44	213,000	232,400	300,400	328,900
45	214,600	234,100	301,800	330,600
46	216,200	235,700	303,300	332,400
47	217,900	237,300	304,800	334,200
48	219,600	238,800	306,300	336,000
49	221,200	240,400	307,900	337,700
50	222,200	241,900	309,300	339,100
51	223,200	243,400	310,700	340,500
52	224,100	244,900	312,200	341,900
53	225,000	246,500	313,600	343,300
54	225,900	248,000	315,000	344,500
55	226,800	249,500	316,400	345,700
56	227,700	250,900	317,800	346,900
57	228,600	252,300	319,000	348,000
58	229,400	253,800	320,300	348,800
59	230,200	255,300	321,700	349,600
60	230,900	256,800	323,100	350,400
61	231,600	258,100	324,300	351,200
62	232,400	259,600	325,400	352,000
63	233,200	261,100	326,500	352,800
64	233,900	262,500	327,600	353,600
65	234,600	263,900	328,600	354,400
66	235,000	265,400	329,300	355,000
67	235,400	266,900	330,000	355,600
68	235,800	268,400	330,700	356,200
69	236,200	269,700	331,400	356,900
70	236,600	271,200	332,100	357,500
71	237,000	272,700	332,800	358,100
72	237,500	274,200	333,600	358,700
73	237,800	275,500	334,200	359,200
74	238,100	277,000	334,800	359,800
75	238,400	278,500	335,400	360,400
76	238,600	280,000	336,000	361,000
77	238,800	281,300	336,500	361,500
78		282,800	337,100	362,000
79		284,300	337,700	362,500
80		285,800	338,300	363,000
81		287,100	338,700	363,600
82		288,600	339,200	364,100
83		290,000	339,700	364,600
84		291,600	340,200	365,100
85		292,900	340,700	365,600
86		293,900	341,200	366,100
87		294,900	341,700	366,600
88		295,900	342,200	367,100
89		296,800	342,600	367,500

90	297,700	343,000	368,000
91	298,600	343,400	368,500
92	299,500	343,800	369,000
93	300,400	344,300	369,300
94	301,100	344,700	369,800
95	301,800	345,100	370,300
96	302,600	345,500	370,800
97	303,200	345,900	371,100
98	303,800	346,300	371,500
99	304,400	346,700	371,900
100	305,000	347,100	372,300
101	305,500	347,500	372,700
102	306,100	347,900	373,100
103	306,700	348,300	373,500
104	307,300	348,700	373,900
105	307,700	349,100	374,300
106	308,200	349,500	374,700
107	308,700	349,900	375,100
108	309,200	350,300	375,500
109	309,600	350,600	375,900
110	310,100	351,000	376,300
111	310,600	351,400	376,700
112	311,100	351,800	377,100
113	311,500	352,100	377,500
114	312,000	352,500	377,900
115	312,500	352,900	378,300
116	313,000	353,300	378,700
117	313,400	353,600	379,100
118		354,000	379,400
119		354,400	379,700
120		354,800	380,000
121		355,100	380,400
122		355,400	380,700
123		355,700	381,000
124		356,000	381,300
125		356,100	381,700
126		356,200	382,000
127		356,300	382,300
128		356,400	382,600
129		356,500	382,900
130		356,600	383,200
131		356,700	383,500
132		356,800	383,800
133		356,900	384,100
134		357,000	384,400
135		357,100	384,700
136		357,200	385,000
137		357,300	385,300
138		357,400	
139		357,500	
140		357,600	
141		357,700	
142		357,800	
143		357,900	
144		358,000	
145		358,100	

	146			358,200	
	147			358,300	
	148			358,400	
	149			358,500	
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	163,200	199,900	227,700	250,200	

備考 この表は、自動車運転手、自動車修理員及び誘導員に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 職員が、この規程による改正前の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定に基づいて、令和5年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市交通局規程第25号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年11月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の118.5」に、「100分の200」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の113.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の

47.5」に改める。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第57号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年11月27日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入力するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ

た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、

この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する療養ベッドの調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	

現 場 説 明 会	実施しません。	
仕 様 に 関 す る 問 い 合 わ せ 等	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年12月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	

(案件2)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院で使用する超音波画像診断装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕 様 に 関 す る 問 い 合 わ せ 等	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年12月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	

(案件3)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	井田病院で使用する超音波プローブユニットの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和6年1月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕 様 に 関 す る 問 い 合 わ せ 等	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和5年12月13日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最 低 制 限 価 格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するテープライブラリ（電子カルテ用LTO装置）の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「コンピュータ」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年12月13日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するテレメトリー式心電送信機の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年12月13日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する輸液ポンプの調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。

競争参加資格	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年11月27日から令和5年12月4日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年12月13日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

消防局公告

川崎市消防局公告第12号

指定催しの指定について

川崎市火災予防条例第57条の3の規定に基づき、下記の催しを指定催しとして指定したので、次のとおり公告します。

令和5年11月22日

川崎市消防長 原田 俊一

指定催しの名称	第30回福祉応援管フリーマーケット
開催場所	川崎市多摩区生田1-1-1 Anker フロントタウン生田 生田多目的広場
開催期間	令和5年11月23日 10時00分から 15時00分まで(雨天の場合は12月3日)

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第23号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和5年11月21日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

1 川崎市立稲田小学校長印

- 使用開始日 令和5年 11月 27日
- ひな形番号 30
- 書体 てん書
- 寸法 方21ミリメートル
- 保管場所及び個数
川崎市立稲田小学校 1個
- 印影



川崎市教育委員会告示第24号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

令和5年11月21日

川崎市教育委員会教育長 小田嶋 満

1 川崎市立平間中学校長印

- 使用開始日 令和5年 11月 27日
- ひな形番号 30
- 書体 てん書
- 寸法 方21ミリメートル
- 保管場所及び個数
川崎市立平間中学校 1個
- 印影



監査公表

5川監公第9号

令和5年12月8日

監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大村 研一
同 川上 善行
同 石田 康博
同 かわの 忠正

定期(財務)監査・行政監査の結果

- 1 監査の種類
財務監査及び行政監査
- 2 監査の対象
市民文化局、港湾局、臨海部国際戦略本部、選挙管理委員会事務局及び議会局
- 3 監査の範囲
令和4年度及び令和5年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種団体の会計業務に関する事務等の執行
- 4 監査の期間
令和5年9月1日から同年11月20日まで
- 5 監査の方法
対象部署ごとの事業実態や各執行課のリスク等を含めた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行った。
- 6 監査の着眼点
(1) 財務監査
 - ア 予算執行事務
予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - イ 収入事務
測定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。
 - ウ 支出事務
違法、不当その他不適正な支出はないか。
 - エ 契約事務
契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。

1

- オ 財産管理事務
財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
 - カ 経営に係る事業管理
経営に係る事業の管理は適正に行われているか。
- (2) 行政監査
- ア 各種団体の会計業務に関する事務
現金の出納及び保管並びにそれらの記録が適正に行われているか。
 - イ 情報管理に関する事務
情報資産の管理等は適正に行われているか。
 - ウ その他
その他の事務の執行は適正に行われているか。
- 7 監査委員の除斥
監査の対象に議会局が含まれていることから、議員のうちから選任された石田康博監査委員及びかわの忠正監査委員は、地方自治法第199条の2の規定に該当する財務に関する事務の監査について除斥した。
- 8 監査の結果
川崎市監査基準(令和2年川崎市監査訓令第1号)に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められたが、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられた。
- 関係法令等に基づき、事務を適正に行うとともに、再発防止に努められた。
- い。
 - (1) 定期(財務)監査
 - ア 納付金の請求を適正に行うべきもの

2

計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第3号によると、検
定証印等の有効期間を経過した特定計量器は、取引における計量に使用
してはならないとされている。

収入事務についてみたところ、検定証印等の有効期間を経過した特定
計量器を使用して、納付金を請求していた事例があった。

法律に基づき、納付金の請求を適正に行われたい。
（港湾局川崎港管理センター港湾管理課、同港営課）

イ 徴収手続を適正に行うべきもの

川崎市財産規則（昭和39年川崎市規則第33号）第25条第1項に
よると、使用許可の期間が1年以内の場合にあっては、使用許可の期間
の開始日から起算して30日以内にその全額、使用許可の期間が1年を
超える場合にあっては、使用許可の期間の開始日又は年度の開始日から
起算して30日以内にその会計年度の全額について、使用料を納付させ
なければならぬとされている。

行政財産の使用許可についてみたところ、徴収手続が遅れたことによ
り、規則に定める期限内に使用料を納付させていなかった事例があった。
規則に基づき、徴収手続を適正に行われたい。

（市民文化局市民スーツ室）

ウ 延滞金の徴収を適正に行うべきもの

地方自治法第231条の3第1項によると、使用料その他の歳入を納
期限までに納付しない者があるときは、督促しなければならぬとされ、
同条第2項によると、第1項の歳入について規定による督促をした場合
には、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができることさ
れている。

収入事務についてみたところ、督促前に納付があった港湾使用料に対

して、延滞金を徴収していた事例があった。

同条第2項の規定に基づく延滞金の徴収は督促が前提要件となってい
ることから、督促前に納付があった場合には延滞金を徴収することがで
きない。

法律に基づき、延滞金の徴収を適正に行われたい。

（港湾局川崎港管理センター港湾管理課）

エ 消費税に係る事務を適正に行うべきもの

消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項によると、国内
において事業者が行った資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するも
のを除く。）には、この法律により、消費税を課するとされている。

令和4年度川崎市コミュニティ施設検査有識者会議における法人に対
する謝礼金の支出についてみたところ、事業者が事業として行うものに
該当しないとの解釈から不課税取引とみなし、消費税の納税義務がある
相手方に、消費税を上乗せせずに支払っていた事例があった。

法人は事業を行う目的をもって設立されたものであることから、その
活動は全て事業として行う取引となり、本会議における法人に対する謝
礼金の支出は、消費税の課税対象となる。

法律に基づき、消費税に係る事務を適正に行われたい。

（市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課）

オ 支出事務を適正に行うべきもの

地方自治法第208条第1項によると、普通地方公共団体の会計年度
は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされ、
第235条の5によると、出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖す
るとされている。

また、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第80

条第1項によると、支出命令者は、請求者が正当な債主であること等について調査し、適正と認めるときは、速やかに支出命令書を作成し、手続をとらなければならないとされている。

物品購入に係る事務についてみたところ、令和5年2月に納品され、同月中に支払請求を受けていたものの、失念により、出納閉鎖から3か月を経過した後においても経費を支払っていなかった事例があった。

法律等に基づき、支出事務を適正に行われた。
 (市民文化局コミュニケーション推進部協働・連携推進課)

カ その他軽易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの

a 請求書の請求日を筆跡の消せるもので記載していた事例
 (市民文化局バブルームープメント推進担当、市民文化振興室、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部キングスカイフロントマネジメントセンター)

b 請求書の請求日を修正テープで訂正していた事例
 (市民文化局市民スポーツ室)

(イ) 再委託に係る申請を書面で提出させざるべきもの
 委託契約約款に定められた書面の提出がないまま、口頭により、再委託を承諾していた事例

(ウ) 検査確認を適正に行うべきもの
 (市民文化局市民生活部区域推進課、市民スポーツ室)

(エ) 検査確認済みを証する書類が作成されていなかった事例
 (市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

(オ) 備品の管理を適正に行うべきもの
 a 重要物品の増減について会計管理者に報告していなかった事例
 (市民文化局市民生活部企画課、同多文化共生推進課)

b 不用の決定及び処分決定を行わずに廃棄していた事例
 (市民文化局市民生活部地域安全推進課、同戸籍住民サービス課、同多文化共生推進課、市民スポーツ室)

c 所在が不明となっていた事例
 (市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課)

d 備品整理簿に記載すべき物品を登録していなかった事例
 (市民文化局コミュニケーション推進部協働・連携推進課)

e 保管換えの手続を行っていなかった事例
 (市民文化局市民スポーツ室)

(オ) 消耗品の管理を適正に行うべきもの
 物品交付請求手続等を行っていなかったことにより、消耗品出納簿と実際の数量が一致していなかった事例
 (市民文化局市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、市民スポーツ室)

(2) 行政監査

ア 各種団体の会計業務に関する事務
 監査対象局全ての部署において職員が役務の提供を行っている別表第1に掲げる各種団体を監査対象とし、各種団体から交付される指示書、現金出納簿等の帳簿及び領収書等について、書類審査を中心に監査を行った限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。

各種団体の所有に属する現金は公金ではないため、財務関係法令等が適用されず、公金に比べチェック体制が十分でないことから、事故の発生につながるリスクが高い。

市では、各種団体の会計業務に関する事務においても、不適正な事務処理の未然防止に取り組んでいるところであるが、各種団体の所有に属

する現金の取扱いに当たっては、公金と同様の取扱いを徹底し、事故や不正等により市民からの信頼を損なうことのないよう、引き続き適正な事務執行に努められたい。

イ 情報管理に関する事務

監査対象局全ての部署を対象とし、情報セキュリティ対策点検表等について書類審査を行うとともに、監査対象局から抽出した部署を対象とし、文書等の管理状況について、別表第2に掲げる部署の現地調査を行い、情報資産の管理状況等について監査を行った。

その結果、委託業務又は指定管理業務（以下「委託業務等」という。）の情報セキュリティ対策に関して必要となる書類が徴取されていないこと等の事例が見つかった。

委託先又は指定管理者（以下「委託先等」という。）が委託業務等に関連して個人情報を取り扱う場合、委託先等において、個人情報に関する安全管理措置を講ずべき義務を負うこととなるが、委託先等に対する必要かつ適切な監督を行うことは市の役割である。本市も含め各自治体において、委託先等による個人情報の流出事例が依然として発生していることから、委託業務等に関する情報セキュリティ対策を徹底された。

（ア）契約書又は協定書に個人情報取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの

川崎市情報セキュリティ基準（平成14年9月2日付け14川総シ企第123号。以下「セキュリティ基準」という。）第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、「個人情報取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」（以下「特記事項」という。）を添付するとされ、セキュリティ基準第2章10（1）ウ

によると、指定管理者等が個人情報を取り扱う業務を行う場合には、特記事項を添付するとされている。

個人情報を取り扱う委託業務等についてみると、契約書又は協定書（以下「契約書等」という。）に特記事項が添付されていない事例があった。

個人情報の取扱いを伴う業務を委託先等に行わせるに当たっては、委託先等には、情報セキュリティの重要性を認識させ、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等を防止するため、必要な措置を講じさせなければならず、そのため、当該措置内容が規定された特記事項を、契約書等に添付し委託先等と取り交わす必要がある。

セキュリティ基準に基づき、個人情報の取扱いに関する事務を適正に行われたい。

（市民文化局市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課）

（イ）個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9（1）イによると、個人情報を取り扱う委託業務について、同ウによると、特定個人情報を取り扱う委託業務について、委託先が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り行えることとされ、セキュリティ基準第2章10（1）ウによると、個人情報を取り扱う指定管理業務について、指定管理者が再委託をしようとする場合は、事前に書面により市の承諾を得た場合に限り行えることとされている。

また、契約書に添付されていた特記事項によると、受注者は、発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託し

て処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における
安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監
督の方法等を記載しなければならぬとされている。

個人情報又は特定個人情報を取り扱う委託業務等についてみるとこ
ろ、委託先等が再委託の申請をしていたにもかかわらず、市の書面に
よる許諾がなされていない事例があった。

市が書面による許諾をしなければ、委託先等が提出する申請書に記
載することとされている再委託先が取り扱う情報や再委託先における
安全性及び信頼性を確保する対策等の確認を含むセキュリティ基準の
遵守の確認が十分になされなまま業務が行われるおそれがある。

再委託先における個人情報又は特定個人情報の適正な管理体制を確
保するためにも、再委託の書面による許諾を適正に行われた。

(市民文化局バラムープメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住
民サービス課、港湾局川崎港管理センター港湾管理課)

(ウ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9(1)オによると、委託する業務で機密
性区分Ⅰの情報を取り扱う場合は、委託先の責任者や作業員から機密
保持等に関する誓約書(以下「誓約書」という。)を提出させるとさ
れ、セキュリティ基準第2章10(1)イによると、機密性区分Ⅰの
情報を取り扱う場合は、指定管理者等の責任者や作業員から誓約書を
提出させるとされている。

機密性区分Ⅰの情報を取り扱う委託業務等についてみるところ、誓
約書を提出させていなかった事例があった。

誓約書は、個人情報を取り扱う業務従事者に、情報セキュリティ及
び個人情報保護の確保に関する法令等を理解させ、当該法令等を遵守させ

るために必要な措置として提出させるものであり、委託先等における
情報セキュリティレベルの確保に重要な書類である。

セキュリティ基準に基づき、機密保持等に関する事務を適正に行わ
れたい。

(市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部協働・
連携推進課、同市民活動推進課、市民文化振興室、市民ミュージアム、
港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、
選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(エ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの

セキュリティ基準第2章9(2)エによると、委託業者に機密性区
分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する場合は、受渡票等の書類により行うとさ
れている。

委託業者に機密性区分Ⅰ又はⅡの情報を貸与する業務についてみた
ところ、受渡票等の書類が用いられていなかった事例があった。

受渡票等の書類が用いられなければ、貸与した日時、担当者、情報
の内容等が分かる記録が書面上残されず、万が一、委託業者が当該情
報を紛失した場合に、いつ、誰に、どのような内容の情報を貸与した
かが相互に確認できなくなり、責任の所在が曖昧となる。

セキュリティ基準に基づき、情報の貸与に関する事務を適正に行わ
れたい。

(議会局総務部広報・報道担当)

(オ) 情報資産の管理に係る自己点検を実施すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対
策マニュアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理
について、自己点検を行うとされている。

別表第1 各種団体一覧(各種団体の会計業務に関する事務)

No	所管局	部署名	各種団体名
1	市民文化局	地域安全推進課	川崎市交通安全対策協議会
2			川崎市交通安全安全母の会連合会
3	市民文化局	多文化共生推進課	川崎市ウクライナ避難民支援実行委員会
4		市民スポーツ室	川崎市スポーツ推進委員連絡協議会
5		市民文化振興室	「水曜ナイトライブ in LAZONA」運営委員会
6	臨海部国際戦略本部	キングスカイフロント マネジメントセンター	キングスカイフロントネットワーク協議会
7	選挙管理委員会事務局	選挙課	川崎市明るい選挙推進協議会

別表第2 現地調査対象部署一覧(情報管理に関する事務)

No	局名	部署名
1	市民文化局	庶務課
2		地域安全推進課
3		戸籍住民サービス課
4		マイナンバーカードセンター
5		多文化共生推進課
6		市民活動推進課
7		人権・男女共同参画室
8		平和館
9		市民スポーツ室
10		市民文化振興室
11		市民ミュージアム
12	港湾局	庶務課
13		経営企画課
14		港湾管理課
15		港湾課
16	臨海部国際戦略本部	戦略拠点推進室
17		キングスカイフロントマネジメントセンター
18		選挙管理委員会事務局
19	議会局	選挙課
20		議事課
21		政策調査課

令和4年度情報セキュリティ対策点検表の作成状況についてみてきたところ「委託」の自己点検が未実施であった事例があった。

自己点検が実施されなければ、情報セキュリティ対策が適正に講じられているかについて確認する機会を逸し、不適正な点があった場合にそれを発見し改善することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

(市民文化局市民文化振興室岡本太郎美術館)

(カ) 情報セキュリティ対策点検表を適正に作成すべきもの

セキュリティ基準第12章4(2)によると、情報セキュリティ対策マニユアルの情報セキュリティ対策点検表により、情報資産の管理について、自己点検を行うとされている。

委託業務等の手続の実施状況について、情報セキュリティ対策点検表の記載内容と照合してみたところ、点検表は作成されていたものの実態とは異なる内容が点検表に記載されていた事例があった。

情報セキュリティ対策が実際に不十分であった点検項目を、点検表上「○(対策済み)」とすると、組織として改善すべき点を把握することができず、不適正な状態が継続されるおそれがある。

セキュリティ基準に基づき、自己点検を適正に行われたい。

(市民文化局パラムープメント推進担当、市民生活部企画課、同戸籍住民サービス課、コミュニティ推進部市民活動推進課、市民文化振興室、港湾局川崎港管理センター港湾管理課、臨海部国際戦略本部事業推進部、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課、議会局総務部広報・報道担当)

5 川 監 公 第 10 号

令 和 5 年 12 月 8 日

監 査 の 結 果 に つ い て (公 表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、
第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、
同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のと
おり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	か わ の 忠 正

- 1 監査の種類
 - 財政援助団体等監査
 - 2 監査の対象
 - (1) 財政援助団体
 - 公益財団法人川崎市市民自治財団
 - (所管部局 市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課)
 - (2) 出資団体
 - ア 公益財団法人川崎市文化財団
 - (所管部局 市民文化局市民文化振興室)
 - イ 公益財団法人川崎市産業振興財団
 - (所管部局 経済労働局産業政策部企画課)
 - ウ 公益財団法人川崎市シルバークセンター
 - (所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)
 - エ 公益財団法人川崎市身体障害者協会
 - (所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)
 - オ 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
 - (所管部局 健康福祉局保健医療政策部)
 - カ 公益財団法人川崎市公園緑地協会
 - (所管部局 建設緑政局緑政部みどりの管理課)
 - キ 公益財団法人川崎市消防防災指導公社
 - (所管部局 消防局予防部予防課)
 - (3) 指定管理者
 - ア 川崎みらい創造グループ
 - 公の施設名称 川崎市民プラザ

- (所管部局 市民文化局市民生活部企画課)
- イ 社会福祉法人共生会 SHOWA
 - 公の施設名称 川崎市男女共同参画センター
 - (所管部局 市民文化局人権・男女共同参画室)
- ウ 川崎市文化財団グループ
 - 公の施設名称 川崎シンフォニーホール
 - (所管部局 市民文化局市民文化振興室)
- エ 川崎市シルバークセンター・富士建設工業共同体
 - 公の施設名称 かわさき南部斎苑
 - かわさき北部斎苑
 - (所管部局 健康福祉局保健医療政策部)
- オ 社会福祉法人三篠会
 - 公の施設名称 川崎市南部リハビリテーションセンター(南部在宅支援室、南部日中活動センター)
 - (所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)
- カ 社会福祉法人川崎聖風福祉会
 - 公の施設名称 川崎市恵楽園
 - (所管部局 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課)
- キ 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
 - 公の施設名称 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター
 - (所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数等を当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならぬとされている。

資産管理事務についてみると、償却資産が償却資産申告書（償却資産課税台帳）に記載されていないことがあった事例があった。

出資団体は、法律に基づき、償却資産を適正に申告されたい。
（公益財団法人川崎市文化財団）
（市民文化局市民文化振興室）

イ 補助金の事務手続及び退職給付引当金の計上を適正に行うべきもの
川崎市産業振興関係団体事業補助金交付要綱（平成5年4月15日施行）第2条によると、公益財団法人川崎市産業振興財団運営費補助金の補助の対象は、公益財団法人川崎市産業振興財団の運営に係る経費及び産業経済の発展に寄与する事業とされており、川崎市産業振興財団クラスタ運営事業補助金交付要綱（平成2年4月1日施行）第2条によると、補助の対象は、公益財団法人川崎市産業振興財団が行う「キングスカイフロント及びその周辺地域におけるクラスタ運営等に関する基本協定書」に定められた事業であるとされている。なお、当該補助金においては、退職給付費が補助対象経費となっている。

また、出資団体の令和4年度財務諸表の財務諸表に対する注記1. 重要な会計方針によると、退職給付引当金は、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上し、退職給付債務は普通退職期末支給額に基づいて計算しているとされている。なお、「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月令和2年5月改正内閣府公益認定等委員会）によると、退職一時金に係る債務に

動センター
（所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）

3 監査の範囲
主に令和4年度の出納その他の事務の執行

4 監査の期間
令和5年9月1日から同年11月20日まで

5 監査の方法
対象団体ごとの事業実態やリスク等を踏まえた上で、書類審査、関係者への質問、現地調査等の方法により行った。

6 監査の着眼点
財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出納に係る出納その他の事務、指定管理者は公の施設の管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているかを主な着眼点とした。

7 監査の結果
川崎市監査基準（令和2年川崎市監査訓令第1号）に準拠し、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政援助団体等の目的に沿って行われていることが認められたが、事務の一部に次とおり改善を要する事項が見受けられた。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われない。

(1) 出資団体及び所管部局において改善を要する事項

ア 償却資産を適正に申告すべきもの
地方税法（昭和25年法律第226号）第383条によると、固定資

ついて期末要支給額により算定することができるとするとされてい
る。

財務諸表及び補助金に係る事務についてみてきたところ、次の事例があ
つた。

市は、出資団体にに対し、要綱に基づき、補助金に係る事務手続を適正
に行うよう指導されたい。また、出資団体は、運用指針等に基づき、退
職給付引当金を適正に計上されたい。

(ア) 補助対象経費は退職給付費用であるところ、退職給付引当資産取得
支出に対し補助金を申請し、交付されていた事例

(イ) 補助対象経費である退職給付費用の算定を誤っていた事例

(ウ) 退職給付引当金が期末要支給額により算定されていなかった事例

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業政策部企画課)

(臨海部国際戦略本部成長戦略推進部)

ウ その他輕易な事項であるが改善を要するもの

(ア) 支出の決定を適正に行うべきもの

支出伝票による支出の決定が行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

(イ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市文化財団の事例

廃棄済みの固定資産が固定資産台帳に登録されたままとなつてい
た。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

b 公益財団法人川崎市産業振興財団の事例

不存在の固定資産が固定資産台帳に登録されていた。

(公益財団法人川崎市産業振興財団)

(経済労働局産業政策部企画課)

c 公益財団法人川崎市身体障害者協会の事例

固定資産台帳に登録されている固定資産物品が所在不明であった。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

(ウ) 物品の管理を適正に行うべきもの

a 公益財団法人川崎市文化財団の事例

廃棄済みの備品が物品台帳に登録されたままとなつていた。

(公益財団法人川崎市文化財団)

(市民文化局市民文化振興室)

b 公益財団法人川崎市シルバー人材センターの事例

廃棄済みの備品が備品台帳に登録されたままとなつていた。

(公益財団法人川崎市シルバー人材センター)

(健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課)

c 公益財団法人川崎市身体障害者協会の事例

備品に相当する物品を購入しているもの、備品台帳が作成され
ていなかった。

(公益財団法人川崎市身体障害者協会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課)

d 公益財団法人川崎・横浜公害保健センターの事例

備品台帳に登録されている物品が所在不明であった。

(公益財団法人川崎・横浜公害保健センター)

事例
 (公益財団法人川崎市消防防災指導公社)
 (消防局予防部予防課)
 (カ) 適正に会計処理を行うべきもの
 a 受取辞退等の配分金が会計帳簿に計上されていなかった事例
 b 預金利息が収益計上されていなかった事例
 (公益財団法人川崎市シルバー人材センター)
 (健康福祉局長寿社会高齢者在宅サービス課)
 (キ) 減価償却費を適正に計上すべきもの
 固定資産物品について、耐用年数を誤って減価償却していた事例
 (公益財団法人川崎市身体障害者協会)
 (健康福祉局障害福祉部障害者社会参加・就労支援課)
 (ク) 補助金に係る実績報告を適正に行うべきもの
 a 公益財団法人川崎市文化財団の事例
 発注実績報告書に記載されていなかった事案があった。
 (公益財団法人川崎市文化財団)
 (市民文化局市民文化振興室)
 b 公益財団法人川崎市公園緑地協会の事例
 発注実績報告書に記載されておらず、入札(見積り)が行えない
 ことに係る理由書が提出されていなかった事案があった。
 (公益財団法人川崎市公園緑地協会)
 (建設緑政局緑政部みどりの管理課)
 (2) 指定管理者及び所管部局において改善を要する事項
 ア 利用料金について市長の承認を適正に得るべきもの
 (ア) 川崎市恵楽園の事例

(健康福祉局保健医療政策部)
 e 公益財団法人川崎市公園緑地協会の事例
 廃棄済みの備品が備品整理簿に記載されたままとなっていた。
 (公益財団法人川崎市公園緑地協会)
 (建設緑政局緑政部みどりの管理課)
 f 公益財団法人川崎市消防防災指導公社の事例
 (a) 廃棄済みの備品が備品台帳に記載されたままとなっていた。
 (b) 購入した備品が備品台帳に記載されていなかった。
 (公益財団法人川崎市消防防災指導公社)
 (消防局予防部予防課)
 (エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの
 a 公益財団法人川崎市産業振興財団の事例
 切手等について、在庫管理表と実際の数量が一致していなかった。
 (公益財団法人川崎市産業振興財団)
 (経済労働局産業政策部企画課)
 b 公益財団法人川崎市消防防災指導公社の事例
 切手について、物品管理簿と実際の数量が一致していなかった。
 (公益財団法人川崎市消防防災指導公社)
 (消防局予防部予防課)
 (オ) 財務諸表を適正に作成すべきもの
 a 1年を超えて費用化させる前払費用を流動資産に計上していた事
 例
 b 満期保有目的の債権の一部について、財務諸表に対する注記がな
 かった事例
 c 未払消費税等として計上すべきものを未払金として計上していた

川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年川崎市条例第14号）第7条第3項によると、利用料金の額は、介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額のほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額とされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、老人デイサービス事業における昼食代等の利用料金の額について、市長の承認を得ていないかあった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

（社会福祉法人川崎聖風福祉会）

（健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

（イ）川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和46年川崎市条例第10号）第48条第3項によると、利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとされている。

利用料金に係る事務についてみたところ、交流促進事業の利用料金の額について、あらかじめ市長の承認を得ていなかった。

市は、指定管理者に対し、条例に基づき、利用料金の額について市長の承認を得るよう指導するとともに、利用料金の決定に関する事務を適正に行われたい。

（社会福祉法人川崎聖風福祉会）

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）
イ 原油価格・物価高騰に伴う補填金の算定を適正に行うべきもの
指定管理者制度導入施設における令和4年度の新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対応について（令和4年11月9日付け4川総行革第141号）によると、原油価格・物価高騰への対応として、指定管理者制度導入施設の電気、ガス及び燃料に係る料金高騰分の一部を補填することとし、補填額の算定に当たっては、令和4年度9月補正予算で措置された福祉施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ助成した支援金は、減算するものとされている。

補填金の算定についてみたところ、次の指定管理施設において、福祉施設等物価高騰対策事業として指定管理者へ助成した支援金（川崎市介護・障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援給付金）を減算していなかった。

市は、補填金の算定を適正に行われたい。

（ア）川崎市南部リハビリテーションセンター（南部日中活動センター）

（イ）川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター

（ウ）川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）

ウ その他既述な事項であるが改善を要するもの

（ア）収納金の管理を適正に行うべきもの

川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターにおいて、収納金を規程に定める期限内に金融機関に預け入れていなかった事例

（社会福祉法人川崎聖風福祉会）

（健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課）

- (b) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登録されたままとなっていた。
(社会福祉法人川崎型風福祉会)
(健康福祉局長寿社会高齢者事業推進課)
- e 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例
廃棄済みの備品が市の備品整理簿又は指定管理者の台帳に登録されたままとなっていた。
(社会福祉法人川崎型風福祉会)
(健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)
- (エ) 切手等の管理を適正に行うべきもの
川崎市民プラザにおいて、切手等について、帳簿と実際の数量が一致していなかった事例
(川崎みらい創造グループ)
(市民文化局市民生活部企画課)
- (オ) 収支状況を適正に報告すべきもの
 - a 川崎市民プラザの事例
(a) 自主事業収支報告において、物販に係る収入及び支出の金額が誤っていた。
 - (b) 指定管理事業収支実績において、令和4年度の収入に令和3年度の文化・教養事業収入が計上されていた。
(川崎みらい創造グループ)
(市民文化局市民生活部企画課)
 - b かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の事例
収支報告書において、消耗品等の金額が誤っていた。

- (イ) 適正な科目で予算の執行を行うべきもの
かわさき南館斎苑及びかわさき北部斎苑において、修繕費から予算を執行すべきところ、委託料から執行していた事例
(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)
(健康福祉局保健医療政策部)
- (ウ) 指定管理施設における備品管理を適正に行うべきもの
 - a 川崎市民プラザの事例
(a) 廃棄済みの備品が市の備品整理簿に登録されたままとなっていた。
(b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていないかった。
(川崎みらい創造グループ)
(市民文化局市民生活部企画課)
 - b 川崎市男女共同参画センターの事例
指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿又は指定管理者の管理台帳に登録されていないかった。
(社会福祉法人共生会SHOWA)
(市民文化局人権・男女共同参画室)
 - c 川崎シンフォニーホールの事例
指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登録されていないかった。
(川崎市文化財団グループ)
(市民文化局市民文化振興室)
 - d 川崎市恵菜園の事例
(a) 基本協定書に掲載していない備品が貸与されていた。

川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターにおいて、実費徴収費用の一部について、届出が行われないうまま徴収していた事例
 (社会福祉法人川崎聖風福祉会)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)
 (ク) 事業報告を適正に行うべきもの
 a かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑の事例
 (a) 基本協定書に定める期限内に事業報告書が提出されていなかった。
 (b) 仕様書で定める報告事項が報告されていなかった。
 (川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)
 (健康福祉局保健医療政策部)
 b 川崎市中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センターの事例
 基本協定書に定める期限内にセルフモニタリングに関する書類が提出されていなかった。
 (社会福祉法人川崎聖風福祉会)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)

(川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)
 (健康福祉局保健医療政策部)
 c 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室の事例
 (a) 事業報告書において、令和4年度の補填金が令和4年度の収入として計上されていなかった。
 (b) 事業報告書において、令和4年度の収支状況に令和3年度の駐車場借上料が計上されていた。
 (社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)
 d 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センターの事例
 (a) 事業報告書において、令和4年度の補填金が令和4年度の収入として計上されていなかった。
 (b) 事業報告書において、令和4年度の収支状況に令和3年度の指導消耗品費が計上されていた。
 (社会福祉法人川崎市社会福祉事業団)
 (健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課)
 (カ) 収納事務委託に係る報告を適正に行うべきもの
 a かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、収納金計算書が提出されていなかった事例
 b かわさき南部斎苑及びかわさき北部斎苑において、契約書に定める期限内に収納金報告書が提出されていなかった事例
 (川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体)
 (健康福祉局保健医療政策部)
 (キ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

(3) 公益財団法人川崎市シルバパー人材センター

団体の概要

設立年月日	昭和55年8月1日
設立目的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」といふ。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の雇身な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらに対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、あわせて市民サービスの向上に寄与するため。
基本財産	3,266万円
本市の出捐状況	1,000万円(出捐率30.6%)

(4) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

団体の概要

設立年月日	昭和59年3月30日
設立目的	川崎市内の身体障害者に対する福祉と福祉に関する事業を行い、身体障害者の自立更生及び社会参加と福祉向上に寄与するため。
基本財産	1,450万円
本市の出捐状況	1,000万円(出捐率68.9%)

(5) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

団体の概要

設立年月日	昭和52年2月10日
設立目的	川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の公害防衛に係る健康被害の予防に寄与するため。
基本財産	1,000万円
本市の出捐状況	666万円(出捐率66.6%)

(6) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

団体の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の田舎な運営を通して市民と健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによつて、地域社会の健全な発展に寄与するため。
基本財産	1億3,100万円
本市の出捐状況	1億3,100万円(出捐率100.0%)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は令和4年度)

(1) 公益財団法人川崎市市民自治財団

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和54年6月2日
設立目的	川崎市内における市民自治活動の健全なる発展及び振興を図るために必要な事業を推進し、市民が主体的に推進するとともに、各種自治組織に対し必要な援助を行うことにより、市民自治活動の振興と社会福祉の向上に寄与するため。
財政援助の種別	補助金 4,340万円
補助金の名称	公益財団法人川崎市市民自治財団補助金 4,340万円

2 出資団体

(基本財産は令和5年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市文化財団

団体の概要

設立年月日	昭和60年3月23日
設立目的	市民の文化芸術活動の振興を図り、もって川崎市における文化芸術の創造を促進し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与するため。
基本財産	3,000万円
本市の出捐状況	3,000万円(出捐率100.0%)

(2) 公益財団法人川崎市産業振興財団

団体の概要

設立年月日	昭和63年4月2日
設立目的	高度情報化に対応するとともに、企業間の情報交流の促進、技術開発及び産業集積に関する調査研究、人材育成等を行うことにより、川崎市内及び周辺地域における産業の高度化と、地域産業の振興を図り、もって地域の産業結核の発展に寄与するため。 結核の発展に寄与するため、業学分野等における研究開発の推進、技術移転、人材の育成等を産学公の共同で行うことにより、医療、福祉の向上及び産業集積の発展、さらに学問の進歩に寄与するため。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(出捐率100.0%)

(7) 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

団体の概要

設立年月日	平成4年12月1日
設立目的	消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もって公共の福祉の向上に寄与するため。
基本財産	1億円
本市の出借状況	1億円(出借率100.0%)

3 指定管理者

(指定管理料は令和4年度)

(1) 川崎みらい創造グループ

公の施設の名称 川崎市民プラザ

施設の概要

設置目的	市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区新件1丁目19番1号
主な事業内容	1 健康の増進に資する教室の開催に関すること。 2 文化及び教養に関する講座の開催に関すること。 3 市民相互の交流を促進するための行事等の開催に関すること。 4 施設及び設備を利用に供すること。 5 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	2億7,995万円

(2) 社会福祉法人共生会SHOWA

公の施設の名称 川崎市男女共同参画センター

施設の概要

設置目的	男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する男女共同参画社会の形成に寄与するため。
設置場所	川崎市高津区藤口2丁目20番1号
主な事業内容	1 調査及び研究に関すること。 2 研修会に関すること。 3 健康の増進及び福祉に関すること。 4 研修会、講演会等の開催に関すること。 5 市民の学習、研修及び交流の活動の支援に関すること。 6 施設及び設備を利用に供すること。
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	1億2,598万円

17

(3) 川崎市文化財団グループ

公の施設の名称 川崎シンフォニーホール

施設の概要

設置目的	音楽の鑑賞の機会の提供、音楽活動の振興等を図り、もって市民文化の発展に寄与するため。
設置場所	川崎市幸区大宮町1-310番地
主な事業内容	1 音楽の鑑賞会を開催すること。 2 音楽の鑑賞、音楽活動等のための施設及び設備を利用に供すること。 3 音楽活動の支援を行うこと。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	令和2年4月1日から令和12年3月31日まで
指定管理料	7億6,307万円

(4) 川崎市シルバー人材センター・富士建設工業共同体

公の施設の名称 かわさき南部斎苑

かわさき北部斎苑

施設の概要

設置目的	市民福祉の向上をはかるため。
設置場所	かわさき南部斎苑 川崎市川崎区夜光3丁目2番7号 かわさき北部斎苑 川崎市高津区下作塚6丁目18番1号
主な事業内容	火葬に関する業務及び葬祭に関する業務
指定期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
指定管理料	4億1,883万円

18

(5) 社会福祉法人三篠会

公の施設の名称 川崎南部リハビリテーションセンター(南館在宅支
援室、南部日中活動センター)

施設の概要

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児その他 の者(以下「高齢者、障害者、障害児等」という。)、可能な限り、住み 慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総 合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福 祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区日蓮町5番地1
主な事業内容	<在宅支援室> 1 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関す ること。 2 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価 に関すること。 3 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、 健康指導その他の便宜の供与に関すること。 4 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関するこ と。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 <日中活動センター> 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第 7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)に関すること。 2 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練(以下「自立 訓練」という。)に関すること。 3 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援(以下「就 労移行支援」という。)に関すること。 4 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援(以下「就 労継続支援」という。)に関すること。 5 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援(以下「就 労定着支援」という。)に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 7. 3,500万円
指定期間	
指定管理料	

19

(6) 社会福祉法人川崎聖風福祉会

公の施設の名称 川崎市恵楽園
川崎中部リハビリテーションセンター中部地域生活
支援センター

施設の概要

ア 川崎市恵楽園

設置目的	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第1号の措置に 係る者及び所定せし養護する者とともに、その者が自ら又は日常生活を営み、 社会的活動に参加するおむに必要な住居及び訓練その他の援助を行うため。
設置場所	川崎市宮前区下作庭2丁目26番1号
主な事業内容	1 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業(介護保険法の規定による 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除 く。)に関すること。 2 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関する こと。 3 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定期間	
指定管理料	0円

イ 川崎中部リハビリテーションセンター中部地域生活支援センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児等が、 可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができよ う、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害 者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 障害者総合支援法第18項に規定する一般相談支援事業に関するこ と。 2 障害者総合支援法第18項に規定する特定相談支援事業に関するこ と。 3 障害者総合支援法第27項に規定する地域活動支援センターとして の業務 4 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 3,860万円
指定期間	
指定管理料	

20

(7) 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団
 公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援
 室
 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動
 センター

施設の概要

ア 川崎市中部リハビリテーションセンター中部在宅支援室

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中區区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。 2 高齢者、障害者、障害児等に対する専門的な治療、訓練、検査及び評価に関すること。 3 高齢者、障害者、障害児等及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。 4 高齢者、障害者、障害児等に係る福祉用具の普及の促進に関すること。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 7. 695万円
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 川崎市中部リハビリテーションセンター中部日中活動センター

設置目的	心身の機能の障害により支援を必要とする高齢者、障害者、障害児等が、可能な限り、住み慣れた地域で日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的かつ総合的なリハビリテーションを推進し、もって高齢者、障害者、障害児等の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中區区井田3丁目16番1号
主な事業内容	1 生活介護に関すること。 2 自立訓練に関すること。 3 就労移行支援に関すること。 4 就労継続支援に関すること。 5 就労定着支援に関すること。 6 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
指定管理料	0円

人事委員会規則

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第19号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第12を次のように改める。

別表第12(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	151,100
19	154,200
20	157,500
21	159,700
22	163,400
23	166,200
24	169,100
25	173,900
26	177,500
27	182,700
28	186,100
29	189,500
30	192,900
31	196,300
32	199,700
33	203,100
34	208,000
35	211,300
36	214,600
37	217,900
38	221,200
39	222,200
40歳以上	223,200

第2条 川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2中「41歳未満」を削り、「54号給」を「69号給」に改め、「51号給」を「66号給」に改める。

別表第12中

「

40歳以上	223,200
-------	---------

」

を

「

40	223,200
41	224,100
42	225,000
43	225,900
44	226,800
45	227,700
46	228,600
47	229,400
48	230,200
49	230,900
50	231,600
51	232,400
52	233,200
53	233,900
54	234,600
55歳以上	235,000

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(次項及び第3項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年1月1日(以下「第2条施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 適用日からこの規則の施行の日(次項において「第1条施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が第1条の規定による改正前の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 第1条施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給

の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

（技能職及び業務職に関する在職者調整）

- 4 適用日において41歳以上であり、かつ、第2条施行日前から引き続き在職する行政職給料表(2)の適用を受ける職員で、その者の第2条施行日における給料月額が、その者が第2条施行日の前日に退職し、第2条施行日に再び採用されたものとした場合に第2条の規定による改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項及び次項において「改正後の規則」という。）の規定を適用して得られるその者の初任給の額を下回ることとなる者については、その者の第2条施行日における号給を、第2条施行日の前日にその者が退職し、第2条施行日に再び採用されたものとした場合に改正後の規則の規定を適用して得られる号給に調整することができる。

（年齢別最低保障額に関する在職者調整）

- 5 適用日において41歳以上であり、かつ、第2条施行日前から引き続き在職する行政職給料表(2)以外の給料表の適用を受ける職員で、その者の第2条施行日における給料月額が、その者の適用日における年齢に対応する改正後の規則別表第12に定める年齢別最低保障額表に掲げる額を下回る者については、その者の第2条施行日における号給を、当該額とその者に適用される給料表の職務の級における同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該級における直近上位の額の号給）に調整することができる。

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峠 雅 介

川崎市人事委員会規則第20号

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の行政職給料表(2)の適用職員の表備考第1項中「ただし、この場合における年齢は、40歳を最高限度とする。」を削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第194号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年11月16日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第195号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年11月16日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第196号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和5年12月1日(第3期分)	計1件
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和5年12月1日(第4期分)	計9件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第197号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第198号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第199号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第4期	令和5年12月1日(第4期)	計1件
令和5年度	介護保険料	第5期	令和5年12月1日(第5期)	計1件
令和5年度	介護保険料	第6期	令和5年12月1日(第6期)	計13件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第200号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和5年度	国民健康保険料	3期	令和5年12月1日(3期)	計2件
令和5年度	国民健康保険料	4期	令和5年12月1日(4期)	計32件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第201号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第7期	令和5年12月1日	計25件
令和5年度	介護保険料	第6期	令和5年12月1日	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第202号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第203号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第204号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第205号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月29日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第67号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第68号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月24日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第68号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第69号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第2期	令和5年12月1日	計3件
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第3期	令和5年12月1日	計5件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第70号

国民健康保険料に係る差押調書等を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市中原区長 板橋茂夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第69号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その

者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年11月17日

川崎市高津区長 高橋友弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第70号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年11月17日

川崎市高津区長 高橋友弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第71号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市高津区長 高橋友弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	国民健康保険料	第1期分	令和5年12月1日（第1期分）	計3件

令和5年度	国民健康保険料	第2期分	令和5年12月1日 (第2期分)	計9件
令和5年度	国民健康保険料	第3期分	令和5年12月1日 (第3期分)	計13件
令和5年度	国民健康保険料	第4期分	令和5年12月1日 (第4期分)	計12件
令和5年度	国民健康保険料	第5期分	令和5年12月1日 (第5期分)	計47件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第72号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市高津区長 高橋友弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第4期分	令和5年12月1日 (第4期分)	計1件
令和5年度	介護保険料	第5期分	令和5年12月1日 (第5期分)	計1件
令和5年度	介護保険料	第6期分	令和5年12月1日 (第6期分)	計1件
令和5年度	介護保険料	第7期分	令和5年12月1日 (第7期分)	計7件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第73号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市高津区長 高橋友弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第2期分	令和5年12月1日 (第2期分)	計1件

令和5年度	後期高齢者医療保険料	第3期分	令和5年12月1日 (第3期分)	計1件
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第4期分	令和5年12月1日 (第4期分)	計1件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第50号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第51号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第52号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市宮前区長 南 昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第53号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市宮前区長 南 昭 子

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第60号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第61号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第62号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第4期	令和5年12月1日	計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第63号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
令和5年度				計1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第54号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第55号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法

(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告
します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年11月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第56号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の
者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及
び事業所が不明のため送達することができないので、国
民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で
準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2
の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年11月20日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

(別紙省略)

--	--